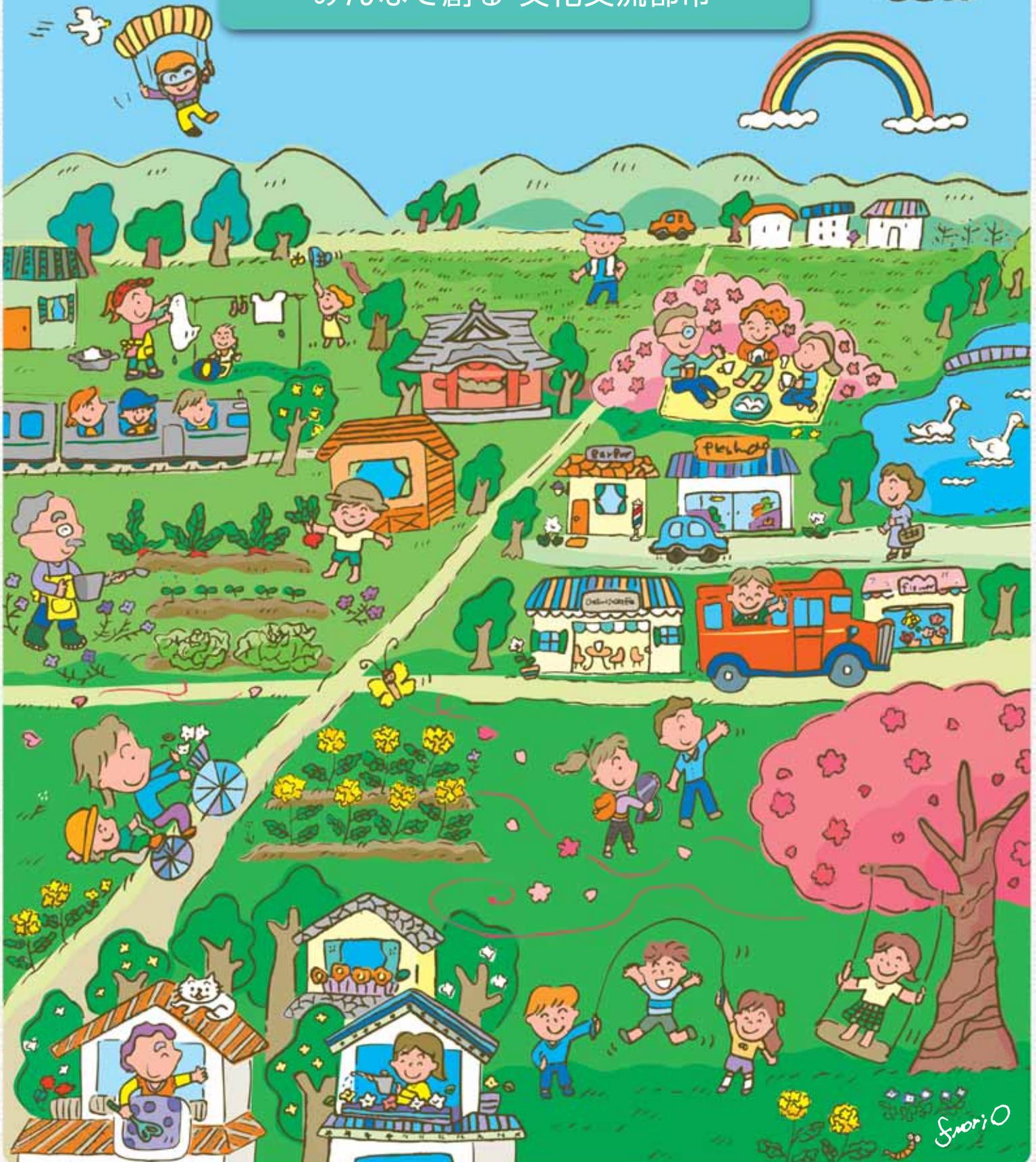


住みよいまち 訪れてよいまち 笠間

笠間市総合計画

2007～2016

みんなで創る"文化交流都市"



suoriO

ごあいさつ

「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」

～みんなで創る 文化交流都市～



笠間市は、平成18年3月19日に旧笠間市、友部町、岩間町の3市町が合併して、新しい市としてスタートしました。

本市は、茨城県のほぼ中央に位置し、広域交通の要衝であるとともに豊かな自然に恵まれ、長年育まれた歴史、文化・芸術、栗や菊に代表される農産物など豊富な地域資源を有しており、これらの資源を生かした独自のまちづくりが期待されております。

近年の社会経済環境は、高度情報化や国際化の急速な進展、少子高齢化、人口減少社会を迎え、地方分権が進展する中で地方自治体においては、さまざまな行政課題や多様化する市民ニーズに対応した新たな行政運営が求められております。

本市を取り巻くこのような社会情勢の変化を踏まえ、時代の潮流に的確に対応した独自性・自立性の高いまちづくりを進めるため、合併後の新しいまちづくりの指針となる「笠間市総合計画」を策定いたしました。

本計画では、「にぎわいの創造」、「やさしさの創造」、「ふれあいの創造」の3つの基本方針のもと、将来像を「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」としております。

この将来像である“文化交流都市”の実現に向けて、今後「市民と行政の連携と協働」により全力でまちづくり施策を展開してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様並びに関係各位に対しまして心から厚く御礼を申し上げます。

平成19年4月

笠間市長 山口 伸樹



市章 (平成 18 年 3 月 19 日制定)

3 市町の合併を意味する強い団結の輪で、笠間市の頭文字「K」を表現。人も水もいきいきと輝く姿や、また列車や自動車等の交通の要衝としての利便性も表現し、住みよいまち、訪れてよいまち、笠間市をイメージしました。

市民憲章 (平成 19 年 1 月 1 日制定)

わたしたち笠間市民のねがい ー笠間市民憲章ー

笠間市は、豊かな自然に恵まれ、先人たちが育んできた歴史や文化の薫るまちです。わたしたちは、このふるさとを愛し、市民相互の交流につとめ、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」をめざします。

自然を愛し、美しくゆめのあるまちにしよう
健康で働き、元気でいきがいのあるまちにしよう
歴史と文化を大切に、豊かでうるおいのあるまちにしよう
思いやりの心を育て、明るいほほえみのあるまちにしよう
きまりを守り、安心してやすらぎのあるまちにしよう

市の花・木・鳥 (平成 19 年 1 月 1 日制定)



市の花「きく」



市の木「さくら」



市の鳥「うぐいす」

笠間市総合計画 目次

第1部 総論

第1章 総合計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の構成と役割	
3. 計画の期間	
第2章 笠間市の歩みと概況	3
第3章 市民の期待	9
第4章 新時代に向けての笠間市の主な課題	15

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針	18
第2章 まちづくりの目標	20
1. 将来像	
2. 将来指標	
3. 空間整備（土地利用）構想	
第3章 施策の大綱	30

第3部 基本計画

第1章 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）	
1. 交流と地域の力を高める土地利用を進めます	38
①土地利用 ②拠点づくりと市街地整備	
2. 多彩な交流・連携を支えるネットワークを形成します	43
①幹線道路 ②公共交通 ③高度情報化	
3. 風土に根ざした美しい景観を育み、継承していきます	52
①美しい景観の保全・整備	

第2章 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり（産 業）	
1. 笠間を体感できる観光・産業を振興します ……………	55
①観 光 ②地場産業	
2. 豊かな恵みを実感できる農林業を振興します ……………	61
①農林業 ②グリーンツーリズム	
3. 交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します ……	68
①商 業 ②工 業 ③雇用・労働環境	
第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）	
1. 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます ……	76
①保健・医療 ②社会保障	
2. 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります ……………	82
①地域福祉 ②高齢者福祉 ③障害者福祉	
3. 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります …	91
①子ども・子育て支援 ②少子化対策	
第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり（生活環境）	
1. だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます ……………	96
①生活道路 ②公園・緑地 ③河 川 ④上水道	
⑤生活排水 ⑥住 宅 ⑦斎場・墓地	
2. さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくります …	115
①消防・防災 ②防 犯 ③交通安全 ④消費者行政	
3. 自然環境にやさしい循環型社会をつくります ……………	128
①環境保全・公害防止 ②廃棄物対策	

第5章 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり（教育・文化）

1. 次代を担う子どもを育みます …… 134
 - ①幼児教育 ②学校教育 ③青少年育成
2. だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります …… 144
 - ①生涯学習 ②スポーツ・レクリエーション
3. 個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます …… 151
 - ①文化財 ②芸術・文化 ③国際化

第6章 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり（自治・協働）

1. 一人ひとりが尊重しあう心を育みます …… 159
 - ①人権尊重 ②男女共同参画社会
2. 地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます …… 165
 - ①市民協働 ②地域コミュニティ
3. 自治を育み、創造的な行財政運営を推進します …… 170
 - ①広報・広聴 ②行政運営 ③財政運営 ④広域行政

第4部 付属資料

- 総合計画策定の経過 …… 181
- 笠間市総合計画審議会条例 …… 183
- 笠間市総合計画審議会委員名簿 …… 184
- 笠間市総合計画策定委員会規程 …… 185
- 笠間市総合計画策定委員会委員 …… 186
- 笠間市総合計画策定委員会専門部会委員 …… 186
- 諮問書・答申書 …… 187
- 総合計画策定体制 …… 188
- 索引 …… 189

第1部 総論



第1章 総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、新しい笠間市づくりの指針となる計画です。

笠間市は、平成18年3月19日に旧笠間市、友部町、岩間町のそれぞれに違う特性を持った3つの市町が合併し、豊かな自然、歴史、文化、地場産業などの豊富な資源を有した広域交通の要衝となる新たな市としての一步を踏み出しました。

本市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、多様化する価値観、高度情報化、環境問題への対応など、時代の大きな転換期にあります。また、地方分権の推進により地方公共団体においても地域間競争に対応した創意・工夫に基づく自立的なまちづくりを行うことが求められています。

新しい笠間市が、だれもが誇りを持てるまち（市）としてさらに飛躍をしていくためには、市民と行政が手を取り合っ^{はぐく}て、地域間競争を乗り越える自治の力を育み、協働*のまちづくりを推進していくことが重要になります。

この総合計画は、本市が今後どのような都市を目指していくのか、その方向性を示すもので、市民と行政が共に考え、築く、新しいまちづくりの指針となるものです。

※本総合計画において、平成18年3月の合併前の3市町は、旧笠間市、友部町、岩間町と表現し、便宜上、合併後の旧市町の区域を、笠間地区、友部地区、岩間地区と表現しています。

***協働**
目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

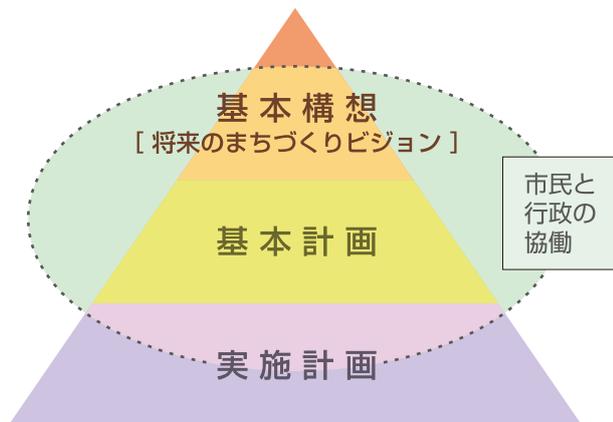
2. 計画の構成と役割

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

基本構想：市で最も上位にある計画であり、目指すべき将来像と、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市民と行政によるまちづくりの全般的な指針となるものです。(地方自治法第2条第4項)

基本計画：基本構想を実現するために、施策の大綱に基づいた部門別の主要な施策を定めるものです。

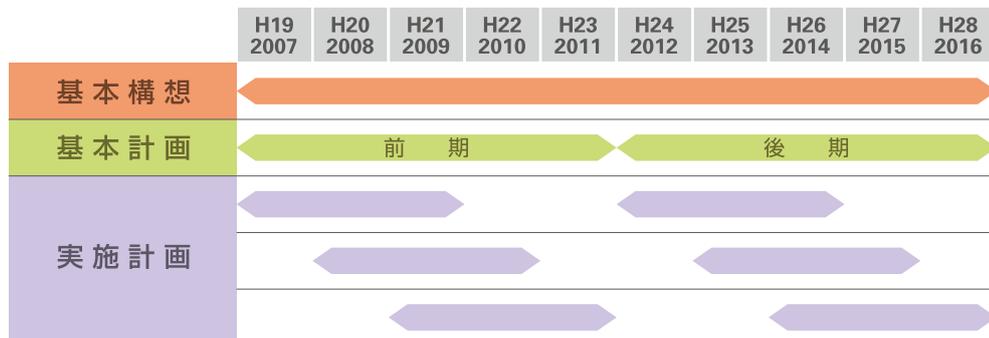
実施計画：基本計画の施策を、財政状況や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、計画的に実施するための事業計画となるものです。



3. 計画の期間

基本構想は10年、基本計画は5年、実施計画は3年を計画期間とします。

- 基本構想 : 10年間 平成19年度～平成28年度
- 基本計画 : 【前期】 5年間 平成19年度～平成23年度
【後期】 5年間 平成24年度～平成28年度
- 実施計画 : 3年間 (毎年ローリング*)



*毎年ローリング
計画の見直し修正
を毎年定期的に行
なっていくこと。

第2章 笠間市の歩みと概況

1. 位置・地勢

笠間市は、首都東京から約100km、茨城県のほぼ中央に位置しています。

本市は首都東京から約100km、茨城県のほぼ中央に位置し、県都水戸に隣接する東西約20km、南北約25km、総面積240.25km²の市域を有しています。

地勢は、北西部は八溝山系から連なる山々、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな自然環境を有しており、これらに囲まれた平坦な台地に笠間・友部・岩間の各市街地や農業地域が形成されています。また、本市の中央には涸沼川が貫流しています。

気候は、夏は気温・湿度共に高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候となっています。

本市は、JR常磐線や水戸線、国道50号、355号などの主要な鉄道・道路が交差しているほか、南北方向に常磐自動車道、東西方向に北関東自動車道が通り、スマートインターチェンジ*を含めて3カ所のインターチェンジが設置されている交通の要衝であり、新たに北関東自動車道笠間西インターチェンジの供用開始などにより、交通の利便性はさらに高まっています。



2. 沿革

平成18年3月に3市町が合併し、新しい「笠間市」が誕生しました。

本市は明治時代の町制施行以降、町村合併を進めながら、昭和の大合併により、現在の笠間市を構成している旧笠間市、友部町、岩間町の3市町が誕生しました。

旧笠間市は、笠間稲荷神社の門前町としての歴史を生かした観光産業をはじめ、全国でも有数の生産地として知られる稲田みかげ石や笠間焼などの地場産業による観光、芸術文化のまちとして発展してきました。

友部町は、高速交通網や鉄道網など交通の要衝となっており、通勤・通学の利便性が高いことから住宅地の開発などが進むとともに、県立中央病院をはじめとする医療・福祉施設が充実した福祉のまちとして発展してきました。

岩間町は、愛宕山などに代表される緑豊かな自然環境や歴史的資源が豊富であることに加え、果樹などを中心とした農業、交通の利便性を生かして円滑に企業誘致が進んだ工業のまちとして発展してきました。

これまでは各市町の特徴を生かしながら独自のまちづくりを進めてきましたが、市民の生活圏や行政需要の拡大、地域間競争への対応などを見据え、平成18年3月に3市町が合併し、現在の新しい笠間市となりました。

*スマートインターチェンジ
既設のパーキングエリアやサービスエリアに設置するETC(Electronic Toll Collection System・無線通信利用の通行料金支払い方法)専用のインターチェンジのこと。

3. 人 口

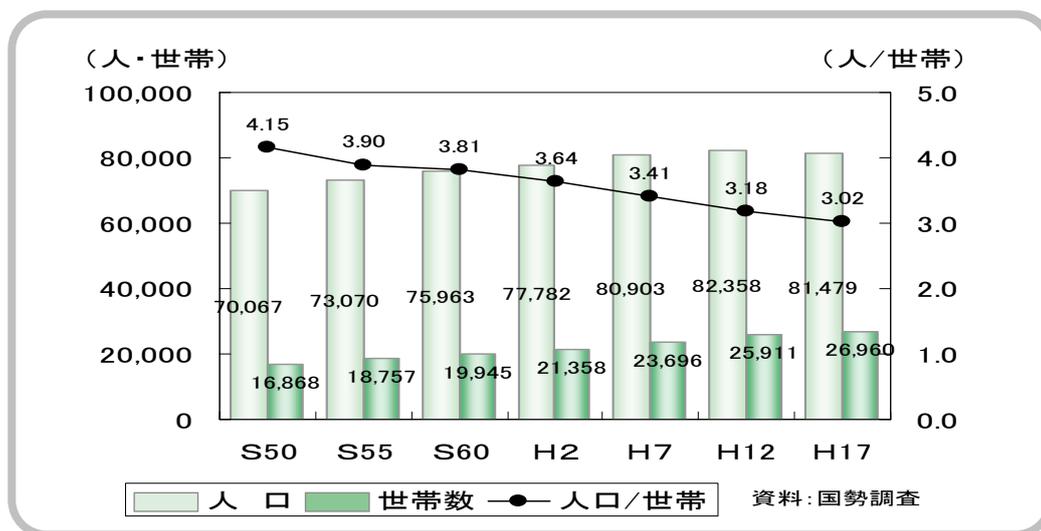
人口は減少傾向にあり、あわせて少子高齢化が進行しています。

本市の人口は、平成17年の国勢調査で、81,497人となっており、昭和55年以降の増加傾向が、平成12年の82,358人（常住人口では平成13年10月82,587人）をピークに減少に転じています。

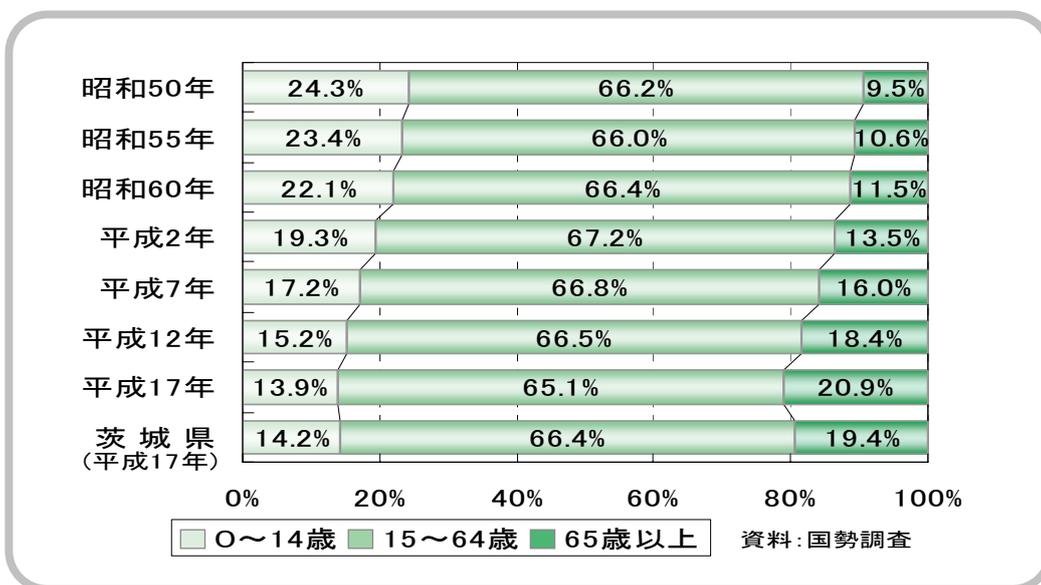
年齢別の人口をみると、0～14歳の年少人口の減少に対し、65歳以上の老年人口の増加が進んでおり、少子高齢化が確実に進行しています。

また、世帯数は平成17年26,960世帯と年々増加する傾向にある一方で、1世帯当たりの世帯人員は3.02人と減少傾向にあります。

■人口・世帯数の推移



■年齢3階層別人口比の推移



4. 市民生活・産業

農林業、商業、工業、地場産業など多彩な産業が営まれています。

本市は、県都水戸に隣接する住宅都市としての性格を有しているとともに、周辺市町から集客する商業施設や工業団地など雇用の場を有し、また、県立中央病院や市立病院、県立リハビリテーションセンターなどの医療・福祉施設が立地する生活利便性の高い都市となっています。

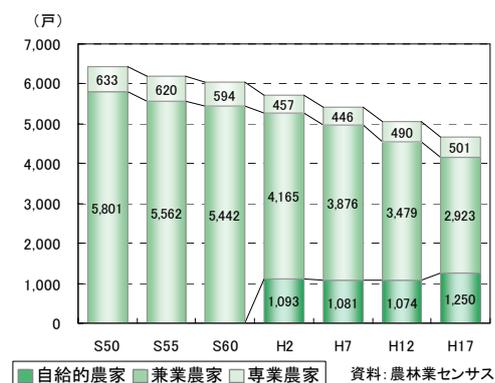
産業をみると、栗や菊を中心とした果樹や花きなどに代表される農林業をはじめ、各市街地における商業、工業団地に集積する工業、風土が育んだ窯業や石材業などの地場産業、自然環境や歴史的資源を背景とした観光関連産業などが営まれています。

特に観光面では、笠間稲荷神社や歴史を伝える名所旧跡、伝統工芸である笠間焼、茨城県陶芸美術館や笠間日動美術館など本市の誇る観光資源に加え、都市と農村の交流の場として注目されている笠間クラインガルテン*や農業・陶芸の体験型観光、芸術文化イベントの誘致など新たな取り組みも進められており、広域交通基盤の整備を契機に農業や芸術文化と連携する交流型産業としてのさらなる展開が期待されています。

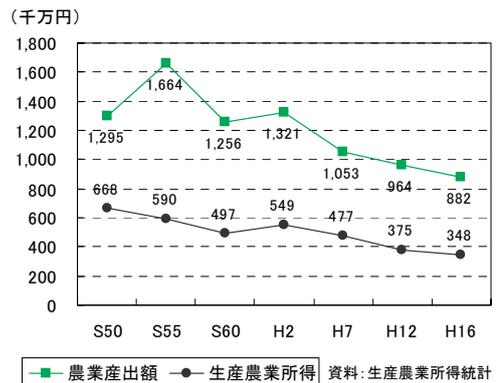
■ 農業の動向

- ・ 専業農家及び兼業農家数は共に減少傾向にあり、近年では自給的農家数が増加傾向となっています。
- ・ 農業産出額及び生産農業所得は、共に減少傾向となっています。

〈農家戸数の推移〉



〈農業産出額・生産農業所得の推移〉



* 「自給的農家」・・・ 経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家

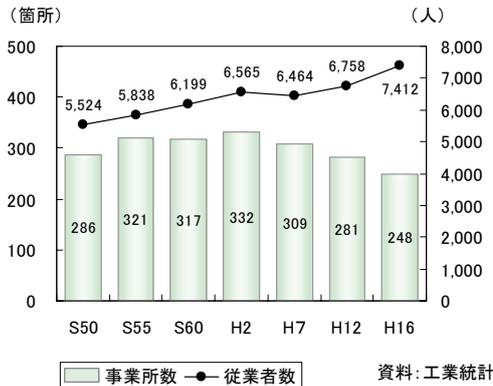
* 平成 2 年より自給的農家が区分されたことにより、昭和 60 年以前の数値を記載していません。

***笠間クラインガルテン**
2001年4月にオープンした都市と農村の交流を目的とした滞在型の農業体験施設。

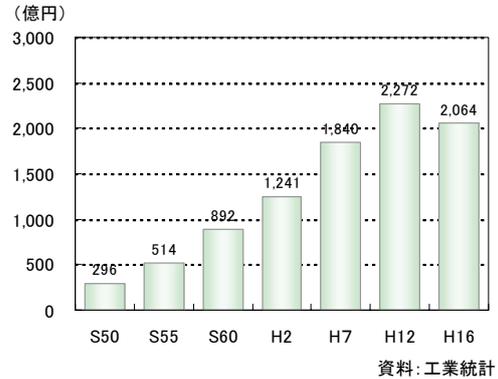
■工業の動向

- ・事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は増加の傾向となっています。
- ・製造品出荷額では増加傾向にありましたが、近年減少しています。

〈事業所・従業者数の推移〉



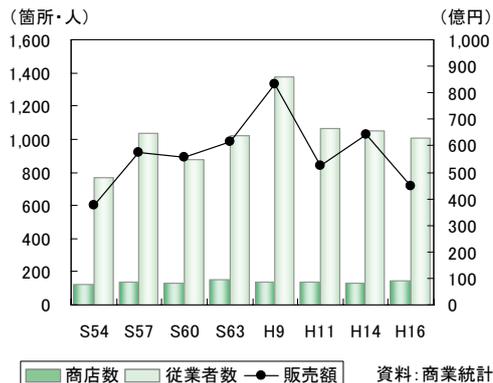
〈製造品出荷額の推移〉



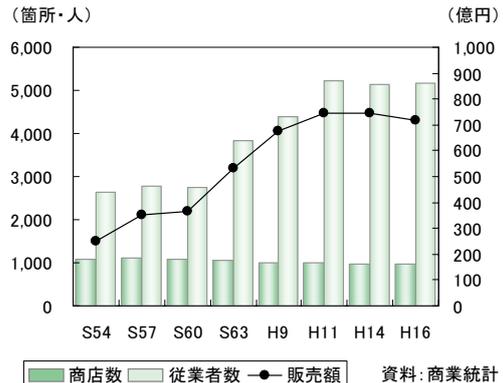
■商業の動向

- ・卸売業では、商店数は増加傾向にあるものの、従業者数及び販売額では近年減少傾向となっています。
- ・小売業では、商店数、従業者数及び販売額共に、近年ほぼ横ばい傾向となっています。

〈卸売業の推移〉



〈小売業の推移〉



* 調査を実施している昭和60年、平成3年、6年においては、旧3市町に関わる資料が整わなかったため、表記を省略しています。

5. 上位関連計画

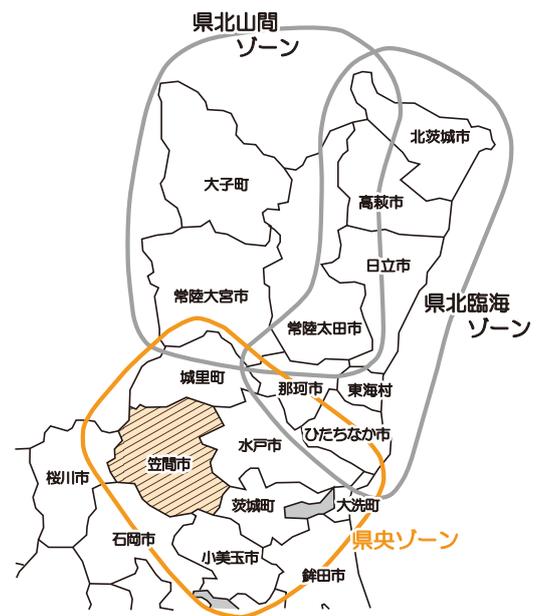
笠間市は県央ゾーンに位置づけられ、水戸地方広域市町村圏に属しています。

(1) 新茨城県総合計画「元氣いばらき戦略プラン」

平成18年3月に新たな県総合計画が策定されました。ここでは「茨城の資源や潜在力を磨き活用する」「県民が主体となってこれからの“いばらき”を共に創る」の2つの基本姿勢を基に、「活力ある いばらき」「住みよい いばらき」「人が輝く いばらき」の3つの目標を掲げています。

笠間市は県央ゾーンに位置し、北関東自動車道や茨城空港（百里飛行場）などの広域交通ネットワークを活用した新たな物流・産業拠点の形成や周遊観光を促進するとともに、地域特性を生かした農業や地場産業の振興を図り、活力ある産業圏の形成を目指すこととされています。また、県都水戸に隣接する利便性を生かし、豊かな自然と共生した生活圏づくりや広大な森林、溪流などの自然を生かした体験観光の促進など、魅力ある交流空間の形成を目指す地域として位置づけられています。

また、県央ゾーンをはじめとして県北山間ゾーン、県北臨海ゾーンの3つのゾーンからなる北部広域連携圏の都市として、21世紀の我が国を先導する先端産業地域と北関東の新たな物流・産業拠点の形成、県北からの新しいライフスタイルの発信や自然・歴史等の活用による首都圏を代表する交流・二地域居住*空間の形成、安心・安全で快適に暮らせる生活環境圏の形成及び県都水戸・ひたちなか地区を中心とした中核都市圏の形成が期待されています。



***二地域居住**

都市住民が多様な生活スタイルを実現する手段として、都市の住居に加え、農山漁村等の同一地域に定期的・長期的に滞在し、二地域での生活拠点を持つこと。

(2) 水戸地方広域市町村圏計画 後期基本計画

水戸地方広域市町村圏は、水戸市をはじめとする4市3町1村の8市町村から構成されています。

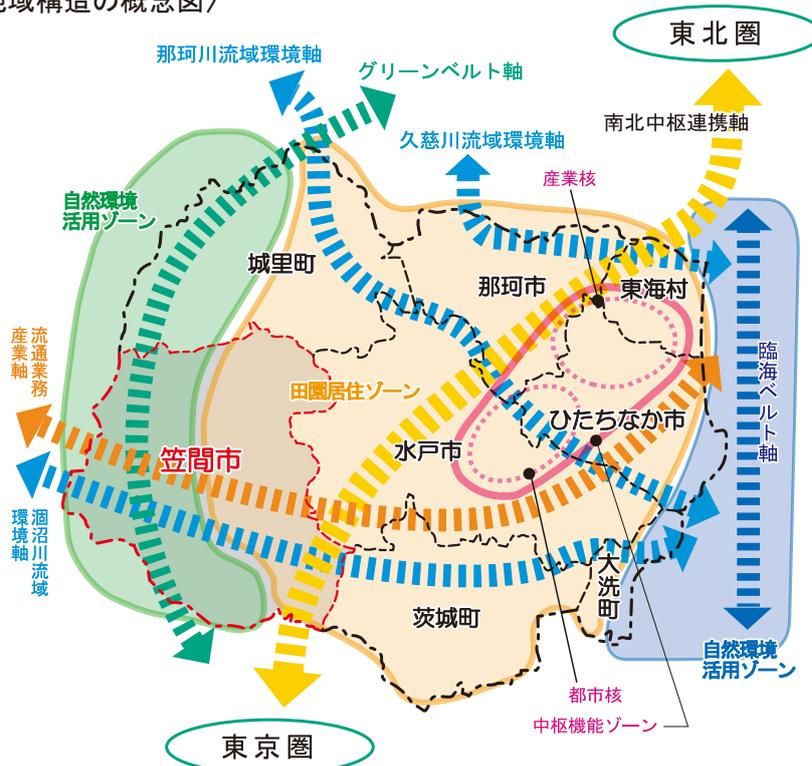
後期基本計画は平成13年度から10年間の基本構想に基づき、平成19年度から22年度までの4年間の計画期間として、将来像である「高次都市機能と自然環境、多彩な文化が融合し、豊かなライフスタイルを育む広域都市圏」の形成を目指すものとしています。

笠間市は、都市的利便性と潤いのある暮らしが両立する田園居住ゾーンとして位置づけられると同時に、自然環境活用ゾーンに位置づけられ、豊かな自然環境を生かしたレクリエーションエリアとして期待されています。

また、流通業務産業軸や涸沼川流域環境軸、グリーンベルト軸の交流軸としても位置づけられており、産業及び水・緑の自然環境などを生かし、地域の連携による発展が期待されています。



〈地域構造の概念図〉



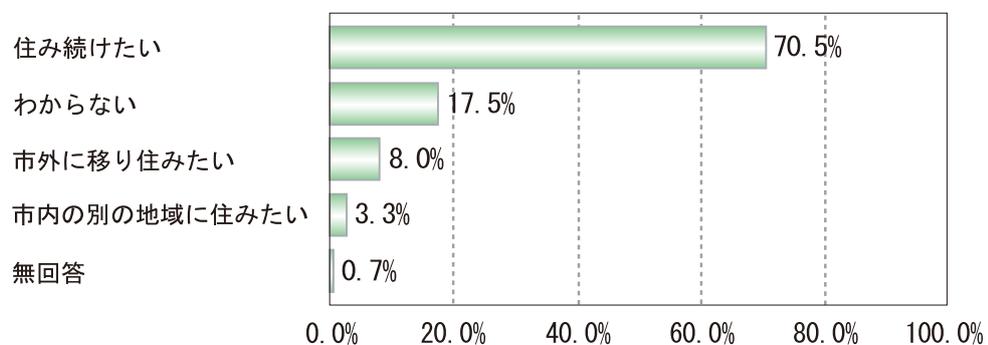
※この図表は、水戸地方広域市町村圏計画を基に作成しています。

第3章 市民の期待

総合計画の策定にあたり、新しい笠間市づくりに向けての市民の意向を把握し、計画に反映させるため、平成18年9月に5,000人（回答者数1,693人）の市民の方を対象にしたアンケート調査などを実施しました。

7割を超える人が笠間市に住み続けたいと思っています。

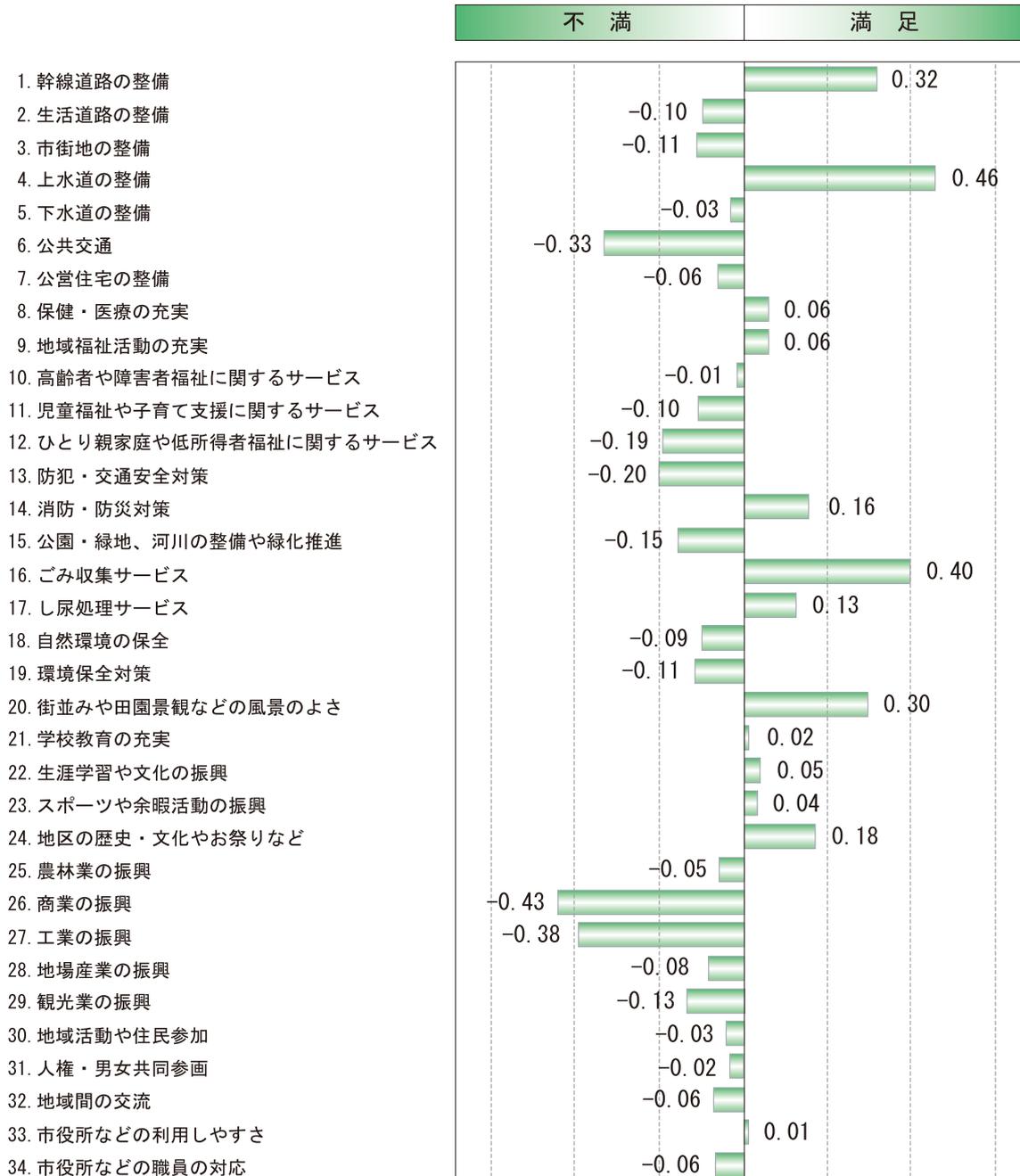
- ・定住意向については、「住み続けたい」が70.5%、「市内の別の地区に住みたい」が3.3%と7割を超える人が本市に住み続けたいと思っています。



上水道の整備やごみ収集サービス、幹線道路の整備の評価が高くなっています。

- ・市民の身近な生活の満足度については、「上水道の整備（0.46）」「ごみ収集サービス（0.40）」「幹線道路の整備（0.32）」「街並みや田園景観などの風景のよさ（0.30）」で高い評価となっています。その一方で「商業の振興（-0.43）」「工業の振興（-0.38）」「公共交通（-0.33）」などで評価が低くなっています。

〈市民の身近な生活の満足度・加重平均図〉

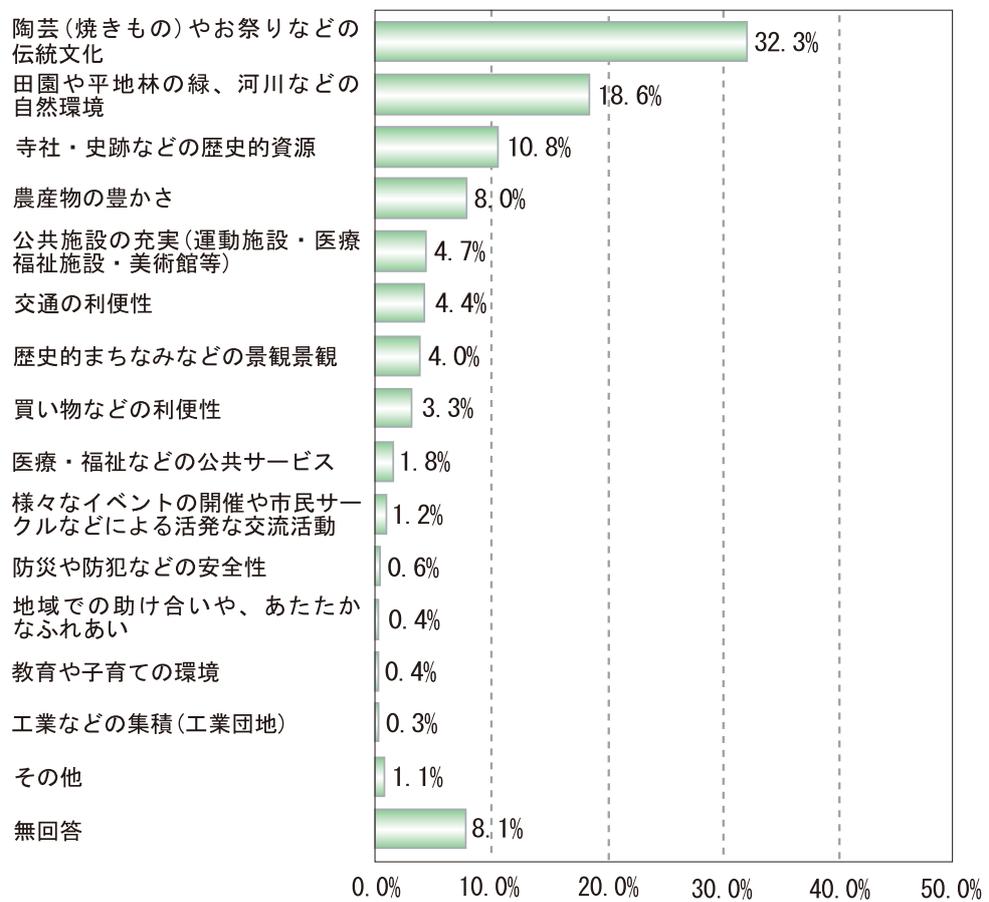


(表の見方)

5段階評価のそれぞれの評価標準を「満足」＝2点、「どちらかといえば満足」＝1点、「どちらとも言えない」＝0点、「どちらかといえば不満」＝-1点、「不満」＝-2点として各項目に対する評価を得点化し、平均値（加重平均値）を求めた。加重平均値が高いほどその項目に対する評価は高い。

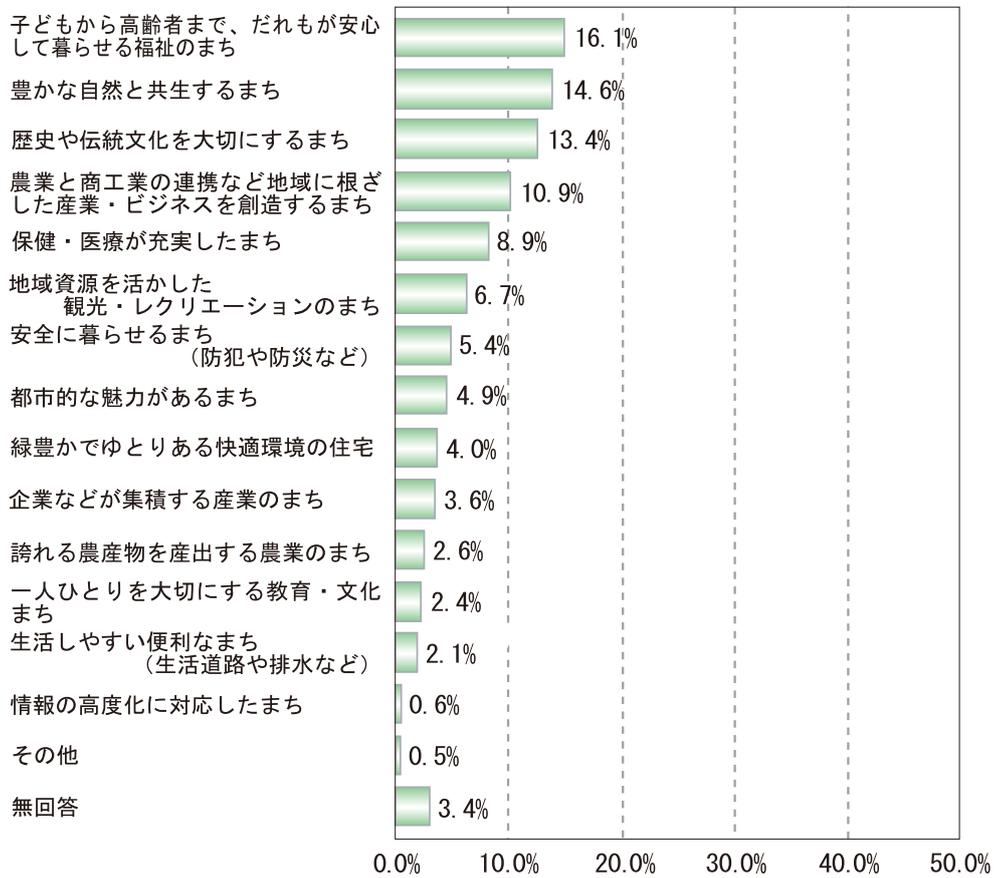
陶芸やお祭りなどの伝統文化や
田園や平地林の緑、河川などの自然環境が笠間市の誇りとなっています。

- ・本市の誇りについては、「陶芸（焼きもの）やお祭りなどの伝統文化」が32.3%と最も高く、次いで「田園や平地林の緑、河川などの自然環境」が18.6%、「寺社・史跡などの歴史的資源」が10.8%、「農産物の豊かさ」8.0%とその他の項目に比べて高くなっています。



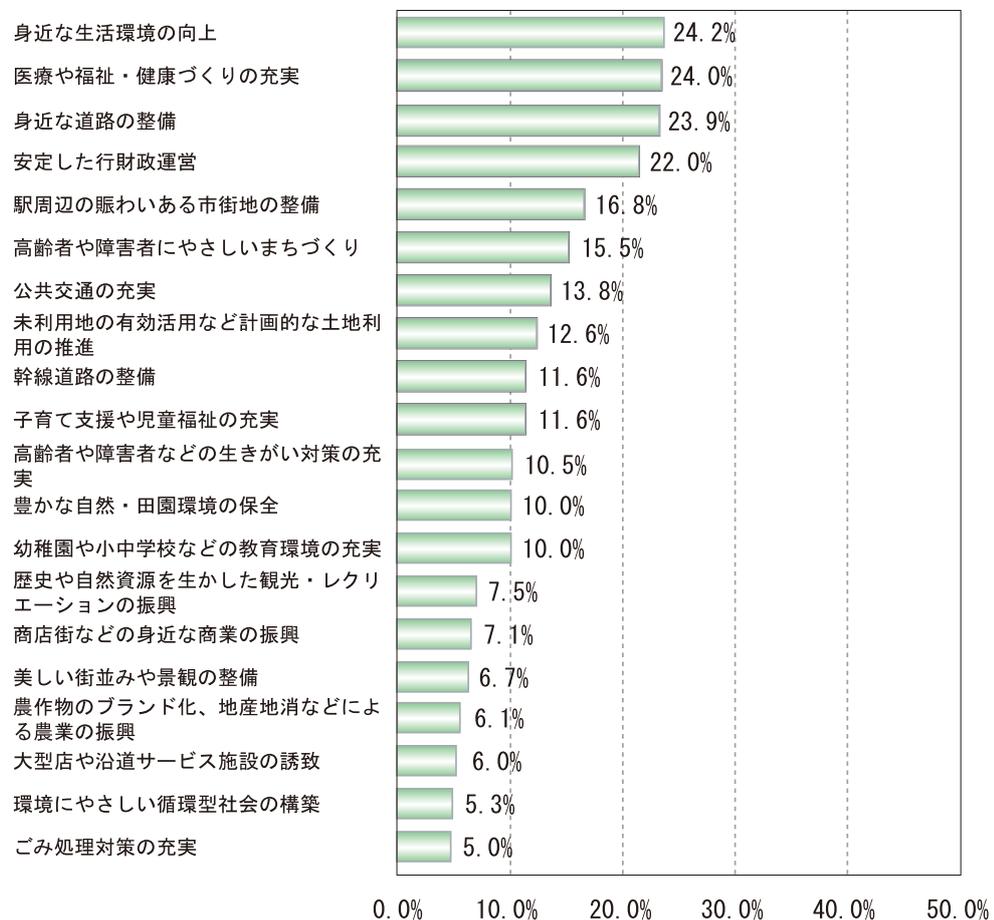
子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らせる福祉のまちや
豊かな自然と共生するまちが将来像として期待されています。

- ・本市の将来像については、「子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らせる福祉のまち」が16.1%と最も高く、次いで「豊かな自然と共生するまち」14.6%、「歴史や伝統文化を大切にするまち」13.4%、「農業と商工業の連携など地域に根ざした産業・ビジネスを創造するまち」10.9%、「保健・医療が充実したまち」8.9%の順となっています。



身近な生活環境の向上をはじめ、医療や福祉・健康づくりの充実、
身近な道路の整備などが、重点施策として期待されています。

- ・今後、本市が重点的に取り組んでいくべき施策については、「防犯・防災、交通安全、生活排水などの身近な生活環境の向上」が24.2%と最も高く、次いで「医療や福祉・健康づくりの充実」24.0%、「通学路や生活道路などの身近な道路の整備」23.9%、「安定した行財政運営」22.0%の順になっています。

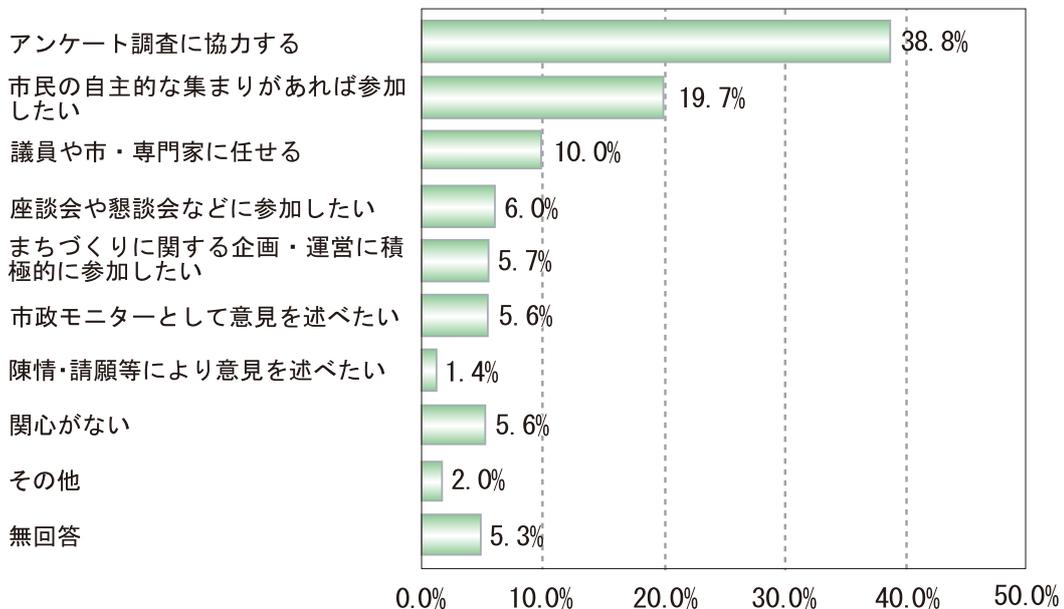


※5.0%以下の項目については、省略しています。

市民の自主的な集まりや座談会・懇談会、市政モニターなど

約4割の人が市政への積極的な参加意向を示しています。

- ・市民の市政への参加意欲では、「アンケート調査に協力する」が38.8%と最も高く、次いで「市民の自主的な集まりがあれば参加したい」19.7%、「議員や市・専門家に任せる」10.0%の順になっています。
- ・「市民の自主的な集まりへの参加や座談会・懇談会などへの参加」、「市政モニター*や陳情・請願による意見」「まちづくりに関する企画・運営への参加」などの市政への積極的な参加が約4割を占め、アンケート調査への協力による参加も含めると約8割の人が市政への参加意向を示しています。



***市政モニター**
市政の重要な課題や市民生活に関係の深い問題などに関して、市が民意を汲み取るために行なうアンケートや意見提出などの調査に協力すること。

第4章 新時代に向けての笠間市の主な課題

これからのまちづくりの主な課題を整理します。

笠間市では、大きな転換期にある時代の流れの中で、北関東自動車道などの広域的な交通基盤の整備が進み、新たな発展の契機を迎えています。しかし、一方では、近年人口が減少傾向に転じ、少子高齢化の急速な進行や産業の停滞傾向が続いています。また、地域における防犯、福祉活動などの安心できる新しい地域の在り方なども問われています。

このような状況を踏まえ、交通条件などの優位性を生かし、個性や魅力を高める新しい活力や産業を育て、だれもが暮らしやすい地域に根づいたまちづくりを進めていく必要があります。次の点を主な課題として整理します。

1. 立地条件や交通条件の効果的な活用

新茨城県総合計画では、北関東自動車道などの広域交通網を活用し、新たな物流や産業拠点の形成、観光、農業、地場産業の振興を図り、活力ある産業圏を形成するとともに、県都水戸に隣接する利便性を生かし、自然と共生した生活圏や魅力ある交流空間を形成していくことが期待されています。

本市は、茨城県のほぼ中央に位置し、主要な交通の要衝となる立地・交通条件に、広域交通網を受け止める拠点などの基盤整備や文化・芸術、農業、地場産業などの豊富な資源を生かすことにより、その効果を高めていくことが求められます。

2. 魅力を高める空間構造の形成

本市は、「街」と「里」と「森」という特色ある都市空間からなり、笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの市街地と生活圏、そして美しい山々と集落地などを有しており、特に、豊かな自然や田園の環境は、伝統文化とともに市民の誇りとなっています。こうした恵まれた環境を生かし、交流の推進基盤としての役割も踏まえながら、笠間固有の魅力ある都市空間・景観を守り育てていくことが重要です。

特に、インターチェンジ周辺等の拠点や幹線道路の整備とあわせて、周辺の土地利用を適正に規制していくとともに、各地区の特性に応じた魅力ある市街地や地域の環境形成の在り方なども含めて検討する必要があります。

また、市街地を中心とした人にやさしい交通環境を整備していくことが求められます。

3. 地域の豊かさを育む産業の活性化

本市では、農林業、商業、工業、窯業・石材業等の地場産業など、多彩な産業が営まれてきましたが、近年、各産業は停滞傾向にあるため、交通基盤の整備等を契機として、観光を軸とした産業間の連携や拠点整備などによる新たな企業の立地などを促していく必要があります。また、こうした多彩な産業の振興や豊富な資源の活用を通して、いかに笠間独自の豊かさの創造につなげていくかが課題です。

豊かな農作物のブランド力をさらに高め、地産地消やグリーンツーリズム*などへ発展的に展開するとともに、石材や木材等の新たな価値の創出や、身近な生活の利便性や安らぎを高める新しい生業の創造などを、拠点整備などと連動させながら進めていくことが重要であり、その実現のための人材、組織、仕組みの在り方など、具体的な手立てを明らかにすることが求められます。

4. 人口減少、少子高齢化への対応

計画策定にあたって実施した市民アンケート調査の結果では、今後とも笠間市に住み続けたいと思う人が7割を超え、高い定住意識を示しています。しかし、本市の人口は、減少に転じており、あわせて少子高齢化も進行しています。

これからも笠間市に住み続けたいという市民の気持ちを大切に、少子高齢化への対応をはじめ、生活の利便性や生活環境、雇用、教育などさまざまな分野にわたる総合的な定住政策を進めるとともに、広域交通網を生かした産業開発等を通じて、新しい人々の受け皿づくりなどを展開することが求められます。

5. 保健・医療、福祉環境の整備

少子高齢化が進む中で、子どもからお年寄りまで、だれもが健やかに安心して生涯を送ることができる環境とシステムを築くことが大切です。市民アンケート調査の結果では、笠間市が将来どのようなまちになって欲しいかという問いに対して、「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」が第1位となっています。

少子高齢化はこれからもさらに進むことが予想されます。みんなでこうした問題について考え、真に、子どもを安心して産み育て、生涯生き生きと住み続けることができる地域づくりを進める必要があります。そして、本市に立地する医療福祉施設などを生かし、近年の福祉関連における法制度の改正などを踏まえながら、具体的な方策を検討し、実践することが求められます。

***グリーンツーリズム**
緑豊かな農山漁村において、自然、文化、農林業とのふれあいや人々との交流を楽しむ体験型・滞在型の余暇活動。

6. 豊かな文化の発展的な継承と発信

本市では、子どもの学力とたくましさを育む教育をはじめ、身近な地域をもっと知り、学ぼうという地域に根ざした学習活動や、陶芸、国際音楽アカデミーなどの多彩な芸術文化活動が活発に行われています。こうした活動を発展的に広げながら、地域の中で子どもたちが健やかに育ち、成長の段階に応じた学習を実現できるように、地域全体で人を育てる環境を整えていく必要があります。教育の質を大切にし、自らの主体的な学習意欲を尊重した豊かな教育環境と人づくりの仕組みを充実させ、明日の担い手となる人づくりを進めていくことが大切です。

今日の笠間の文化を育んできた風土は、こうした人づくりの大切な土壌でもあります。この風土を大切にし、次代を担う人づくりを通して、笠間固有の文化の魅力さをさらに高め、そのすばらしさを国内外に発信していくことが求められます。

7. 自治を実践する市民と行政の関係構築

これまでの市民生活は、自治会などの身近な地域コミュニティ*によって支えられてきました。しかし、近年では、核家族化や価値観の多様化などが進み、こうした従来の地域を支える仕組みが働きにくくなってきています。全国的にも、子どもやお年寄りなどへの虐待をはじめとする予想し得ない犯罪や事故などが発生しています。少子化に伴う人口の減少が全国的に進みつつある中で、防犯、福祉などにおける新しい地域の力をいかに創造していくかが大切です。

一方、市政においては、地方分権の流れを踏まえ、市民に最も身近な行政主体として、こうした新しい地域の仕組みづくりと連動させて、自己決定・自己責任を基本とした自立的なまちづくりを目指す必要があります。また、新市としての諸施策・制度等を早期に調整し、行財政を効率化するとともに、自立的なまちづくりに向けて、市民と行政との自治意識の共有化とその実践のためのルールや体制を整えていくことが求められます。

* 地域コミュニティ
地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

第2部 基本構想



第1章 まちづくりの基本方針

3つの基本方針のもと、新しい笠間市の将来像を定めます。

新たな時代に向けて、笠間市は歩み出しました。

社会経済環境は、地方分権型社会への移行、人口減少、グローバル化*の進展など、大きな転換期にあります。そして、この環境の変化は、質・量・スピードが一体となって、新たな需要を生みながら進み続けており、全ての自治体において、変化に対応するために戦略性を持った独自性、自立性の高いまちづくり、行政運営を行っていくことが求められています。

本市は、豊かな自然や風土に育まれた文化・芸術、産業が息づき、また、広域交通の要衝となる立地・交通条件といったさらなる発展につながる豊富な資源があふれており、これらの資源を生かすことで、独自性、自立性の高いまちとして飛躍を遂げる可能性を持っています。

今後は、「市民」と「行政」が目標や課題を共有し、かつ互いの役割を認識しながら、一体となってまちづくりを行なっていく必要があります。さらには、これまでの行政運営を再度、足元から見直し、スピード感、創意と工夫、分かりやすさの追求といった行政改革の視点も重要な要素となります。

この「市民と行政の連携と協働*」によるまちづくり、行政運営を強力に推進していくために、次の3つを基本方針として「市民」と「行政」が共有し、この方針のもとに将来像を定め、その実現に向けた政策を展開していきます。

【基本方針】

1 「にぎわいの創造」

- 豊かな地域の資源を生かし、産業をはじめとする笠間固有の魅力と生き生きとした活力を育み、みんなが誇れるまちづくりを大切にします。
- 地域の特性とバランスに配慮し、一体感を育み、住む人訪れる人、みんなに愛されるまちづくりを大切にします。

2 「やさしさの創造」

- 市民一人ひとりが尊重され、公平・公正を基本に互いに手を携えて自治を育むまちづくりを大切にします。
- ユニバーサルデザイン*の精神を基本に、だれもが健やかに暮らせるまちづくりを大切にします。

3 「ふれあいの創造」

- 身近な地域から市内外まで、“笠間”に愛着を持った人々のふれあいを広げていくまちづくりを大切にします。
- ふれあいを通して豊かな文化を育み、魅力的な地域の情報を国内外に発信し続けることができるまちづくりを大切にします。

*グローバル化
世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて、地球規模で拡大すること。

*協働
目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

*ユニバーサルデザイン
あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、だれもが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。



第2章 まちづくりの目標

1. 将来像

目指すべき将来像を定め、新しいまちづくりを進めます。

基本方針にもとづき、21世紀の展望とさまざまな発展可能性を踏まえ、将来像を次のように定めます。

住みよいまち 訪れてよいまち 笠間
～ みんなで創る **文化交流都市** ～

笠間市では、自然豊かな美しい風土の中で、多くの先人達の努力により「街」「里」「森」の特性に応じたさまざまな仕事や暮らしが営まれ、豊かな歴史と文化・芸術の土壌が育まれてきました。

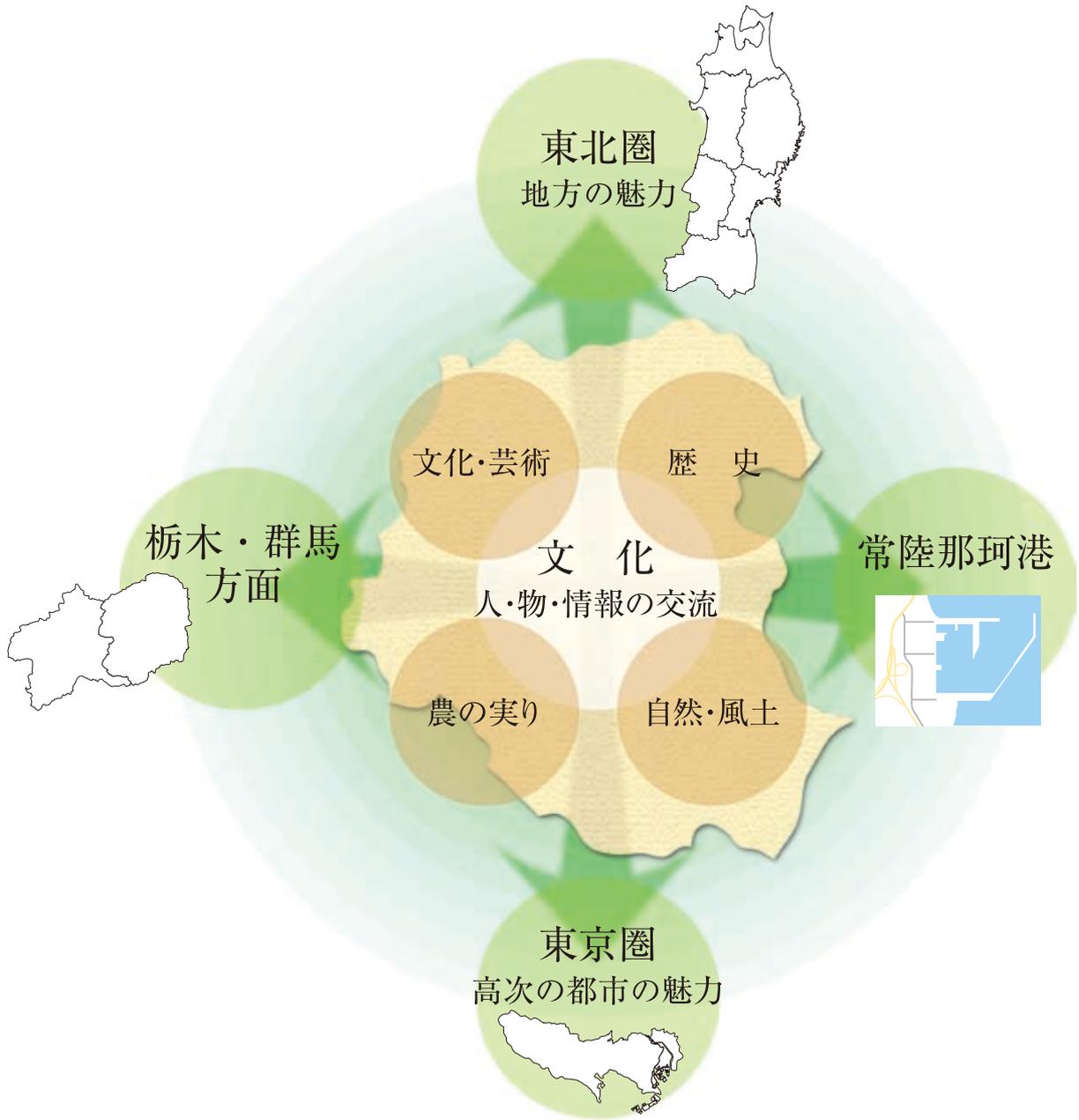
そして今、高速道路をはじめとする広域交通網の整備により、21世紀にふさわしい「陸」・「海」・「空」を結ぶ地域として、さらなる発展の時期を迎えています。常陸那珂港から栃木・群馬方面、そして東京圏と東北圏を結ぶ交通の要衝となり、広域的な人・物・情報の交流は活発化し、海と山の恵みや、高次の都市と地方の魅力に気軽に出会い、ふれあえるまちとしての機能が飛躍的に高まります。

これからのまちづくりでは、豊かな農の恵みをはじめ、歴史、文化・芸術、そしてこれらを育んできた風土などを生かし、新しい交流や豊かでゆとりある暮らしを創造・発信していくことが大切であると考えます。

この将来像は、市民をはじめ、本市にかかわりを持つ人が手を携え、さまざまな交流を発展的に展開していく中で、恵まれた地域資源に磨きをかけ、新たな価値を創出することなどにより、健やかな文化交流都市、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指すものです。

※この将来像は、旧笠間市・友部町・岩間町の合併時に策定された「新市まちづくり計画」の将来像を踏襲するものです。

《概念図》



＜将来像を実現するための6つの柱（施策の大綱）＞

将来像の実現に向けて、次の6つの柱（施策の大綱）を定めます。

① 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）

恵まれた交通環境と地理的特性を最大限に生かし、活発な交流を支える美しく機能的な都市空間を形成します。

② 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり（産業）

笠間の風土が息づくさまざまな交流を広げ、市民の豊かな暮らしにつながる活力ある産業の振興を図ります。

③ 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）

支えあう心を大切にし、だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指します。

④ 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり（生活環境）

豊かな自然との共生を基本として、だれもが安全にゆとりを持って暮らせるやさしさに包まれた環境をつくります。

⑤ 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり（教育・文化）

歴史や文化を育んできた風土を大切に、次代を担う人づくりを進め、創造・発信する豊かな文化を育みます。

⑥ 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり（自治・協働）

一人ひとりを大切にし、市民と行政の協働*による楽しく元気なまちづくりを実践します。

*協働
目的、長所・短所
など性格の異なる
主体が、対等な立
場で、共通の目標
に向かって協力す
ること。

2. 将来指標

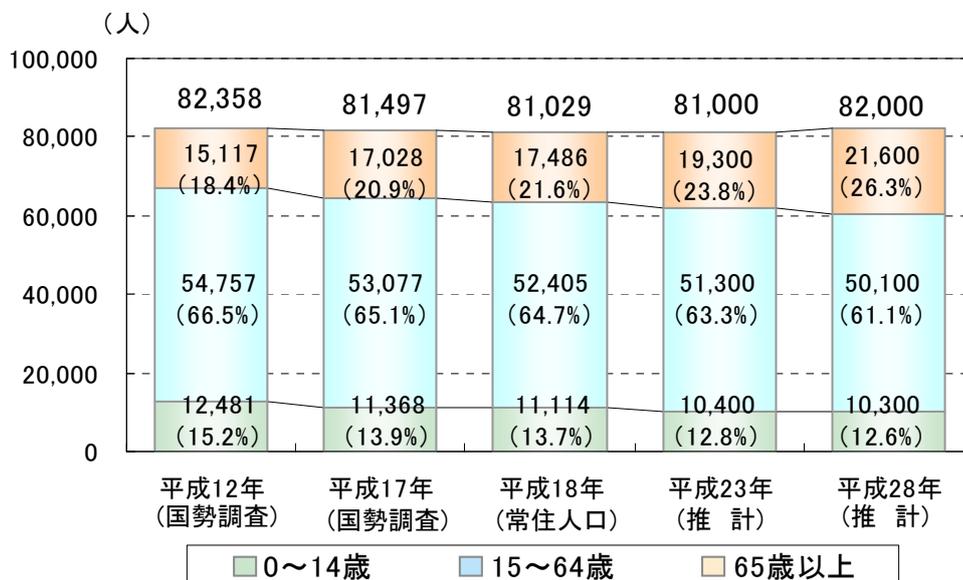
将来人口を5年後は81,000人、10年後は82,000人と想定します。

本市の人口は、平成12年に82,358人に達したものの、平成17年には81,497人、計画策定時の平成18年10月1日現在（常住人口）では81,029人と減少傾向が続いています。この傾向は、自然動態の減少だけでなく転出超過に伴う社会減が要因となっており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

一方、本市においては、北関東自動車道とそのインターチェンジの建設など広域的な交通網や駅周辺整備が進められており、これらを契機に、市内幹線道路をはじめとする骨格的道路の整備や広域的交流拠点などの整備を効果的に推進することにより、第2次・第3次産業等の新たな産業立地を推進していくことが期待されます。

こうした新たな産業開発などに伴う付加人口を受け止め定住を促していくため、魅力ある居住空間の整備誘導などの住宅政策を展開するとともに、子育て支援や地域福祉の充実、安心・安全なまちづくりの推進など、笠間独自の住む魅力を創造していくことで、将来人口を平成23年には81,000人、平成28年には82,000人と想定します。

【3階層人口推計】

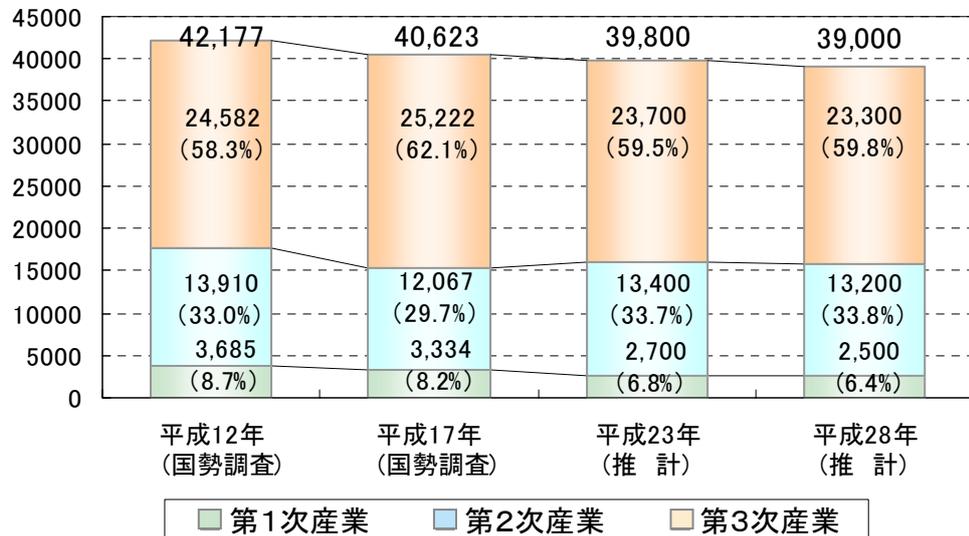


※平成12年、平成17年及び平成18年における3階層人口では、年齢不詳（平成12年：3人、平成17年：24人、平成18年：24人）は含まず、総数のみに加算して表記しています。

【就業人口推計】

(常住地人口)

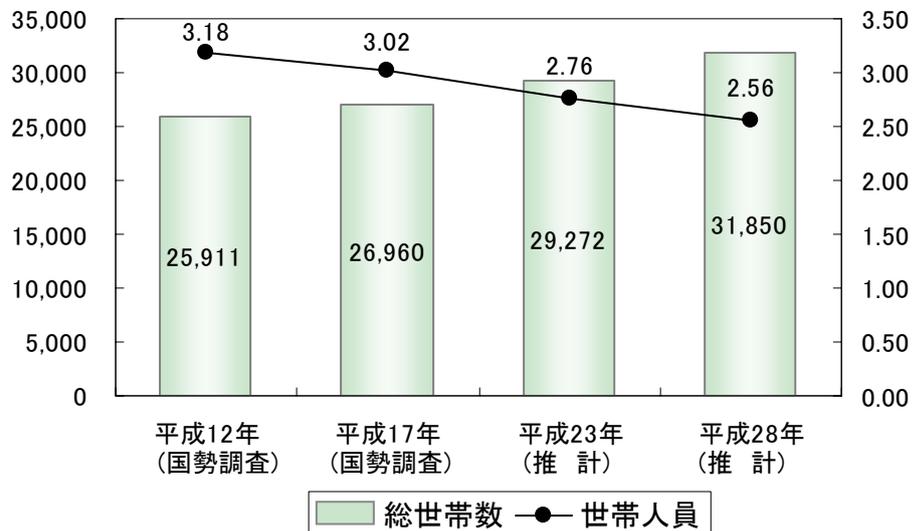
(人)



【世帯数・世帯人員推計】

(世帯)

(人/世帯)



3. 空間整備（土地利用）構想

自然環境と地域の特性を生かした適正な土地利用を進めます。

（1）基本的な考え方

本市は、にぎわいと潤いのある「街」、自然とともに豊かな恵みを育む「里」、美しい山々の緑からなる「森」で構成され、これらにより、癒しを感じ、健康を育み、知的欲求を刺激する独自の空間が形成されています。

今後、将来像の実現に向けて、期待される都市機能を適切に受け止めながら、自然豊かな本市の風土に根ざし、環境との共生を基本として、次の4つの方針に基づき魅力ある都市空間構造を形成します。

《整備方針》

- ① 3つのゾーンからなる基本的な都市空間構造を際立たせる
- ② 広域交流を適切に受け止める都市構造をつくる
- ③ 生活圏に応じた地区構造と都市の一体性を高める構造をつくる
- ④ 笠間らしい美しい景観を保全する

なお、その推進にあたっては、地域の土地、環境を学び、知り、地域の魅力や力を高めるまちづくり方針を明らかにし、ルールに基づき土地の利用を管理していきます。

(2) 整備方針

① 3つのゾーンからなる基本的な都市空間構造を際立たせる

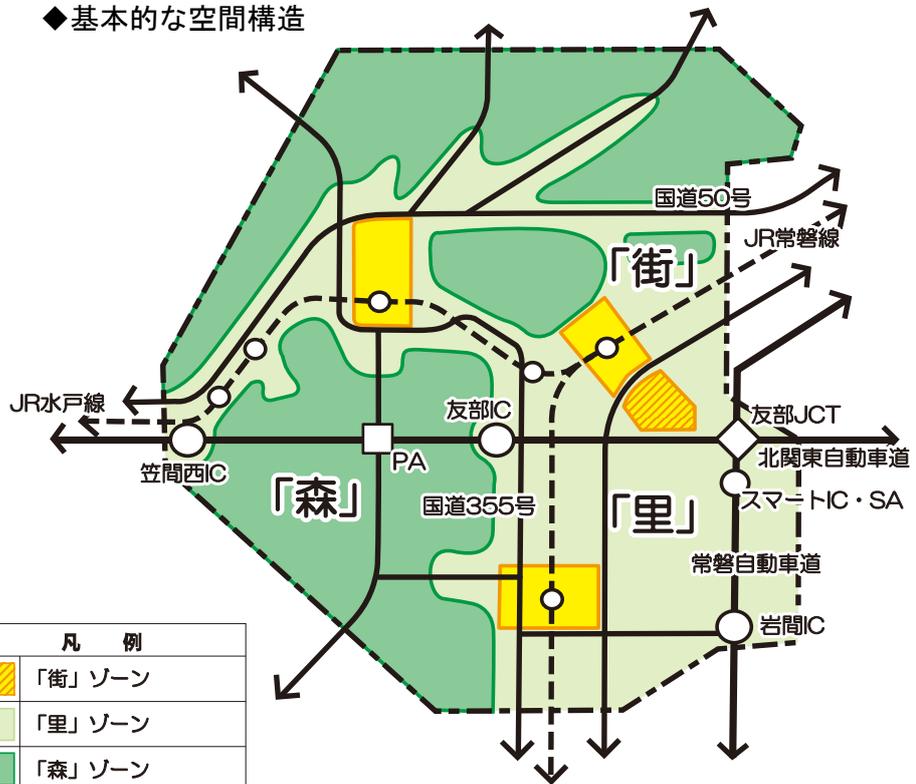
● 「街」「里」「森」の土地利用ゾーン

「街」ゾーン : 笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの市街地を位置づけます。本市の玄関口にふさわしい友部地区の街づくりをはじめ、笠間地区の歴史と文化の街、岩間地区の緑と活力の共生する街といった地区特性に応じた魅力ある街を形成します。また、市街化が進行する友部地区東部などについては、交通利便性を生かし、緑の中のゆとりある良好な居住環境の形成に努めます。

「里」ゾーン : 農業振興地域の農地や集落地を中心として位置づけます。良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、グリーンツーリズム*などを楽しむ環境を整えるとともに、拠点地区の周辺や幹線道路の沿道などの適正な市街化の規制誘導を図ります。

「森」ゾーン : 自然公園をはじめとする山々の緑地地域を位置づけます。豊かな自然を維持しながら、観光レクリエーションや憩いの場としての活用を図ります。

◆ 基本的な空間構造



*グリーンツーリズム
緑豊かな農山漁村において、自然、文化、農林業とのふれあいや人々との交流を楽しむ体験型・滞在型の余暇活動。

● 緑と水のネットワーク構造の形成

・酒沼川をはじめとする河川や自然公園をはじめとする山々は、笠間地区、友部地区、岩間地区の3地区をつなぎ、本市の豊かな緑と水の骨格となっているとともに、人々の憩いやふれあい、学習の場にもなる貴重な自然空間を形成しています。こうした、森林や水辺の持つ安らぎや癒しの機能を、笠間らしい健やかな風土の維持・創造や魅力づくりに生かしていくため、森林や河川の保全と積極的な環境整備により、緑と水のネットワーク構造を形成していきます。

◆ 緑と水のネットワーク構造

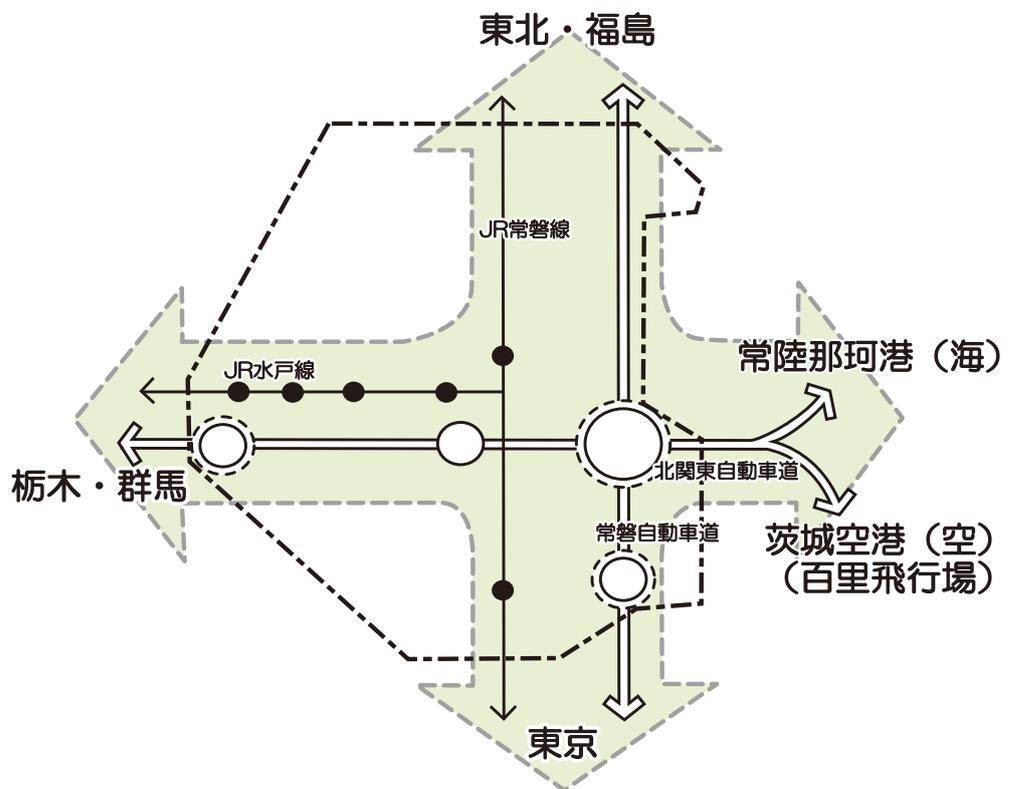


凡		例	
	河川		緑と水の軸
	湖 沼		「街」ゾーン
	山 地		「里」ゾーン
	ビオトープ		「森」ゾーン

② 広域交流を適切に受け止める都市構造をつくる

- ・北関東自動車道とそのインターチェンジの建設とあわせて、パーキングエリアをはじめとする広域的な交流拠点の整備を進め、東京ー東北・福島方面と常陸那珂港・茨城空港（百里飛行場）ー栃木・群馬方面といった「陸」・「海」・「空」からの広域的な交流を適切に受け止める都市構造を形成します。

◆広域交流を受け止める都市構造

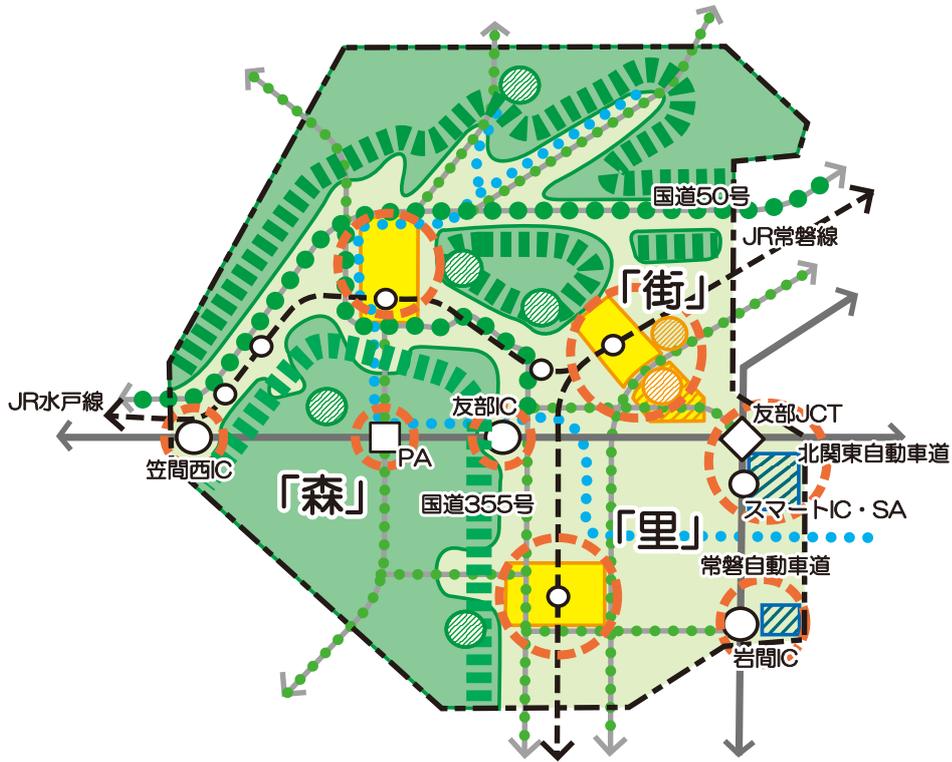
**③ 生活圏に応じた地区構造と都市の一体性を高める構造をつくる**

- ・広域交流の効果を適切に地域に波及させていくために、インターチェンジ等へのアクセス道路の整備や、駅周辺の整備をはじめとした街の構造づくり、さらに各市街地や地域、主要な施設を連絡し、都市の一体性を高める構造の形成を進めます。
- ・だれもが安心して利用できる公共交通システムの導入や、安全な歩行、自転車利用ができる歩行空間の充実など、人にやさしい交通環境と市街地を中心としたネットワークの形成に努めます。

④ 笠間らしい美しい景観を保全する

- ・「街」と「里」と「森」からなる景観構造を基本として、緑と水のネットワーク構造を充実するとともに、笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの地区特性に応じた街並みの整備や里における美しい田園景観の維持・育成を進めます。
- ・国道50号や国道355号における伝統的な工芸の道としての景観づくりなど、その地域の特性に応じて主要な道路の沿道景観を整えるとともに、拠点地区や大規模施設などを中心に笠間らしい景観整備を進めます。

◆骨格的な景観構造の形成

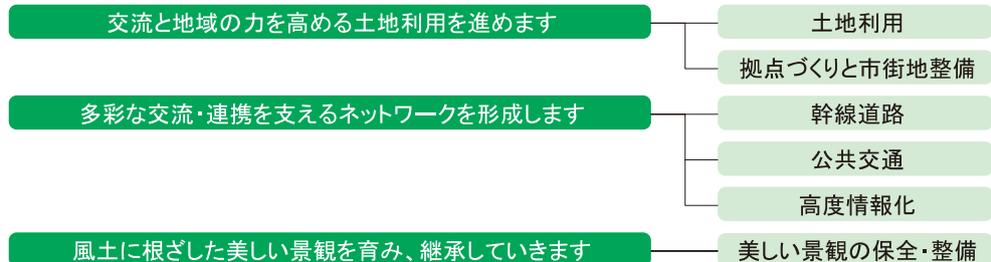


凡		例	
	各拠点や街の緑化、修景化		主要道路の景観の整備
	田園、集落地と森の一体的景観の維持・育成		河川等の水辺を生かした景観の育成
	伝統的な工芸の道の景観の整備		大規模施設と周辺環境・景観との調和

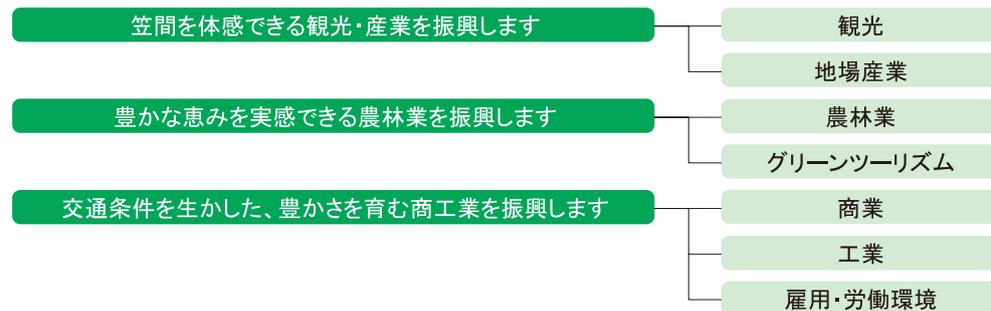
第3章 施策の大綱

将来像を実現していくための施策の大綱を次のように定めます。

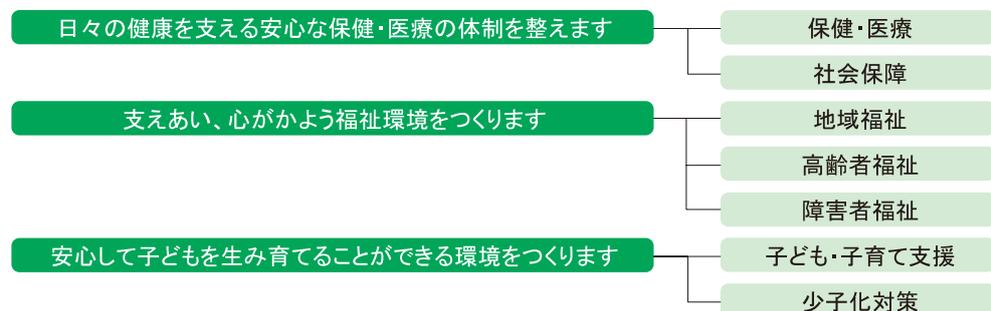
1. 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）



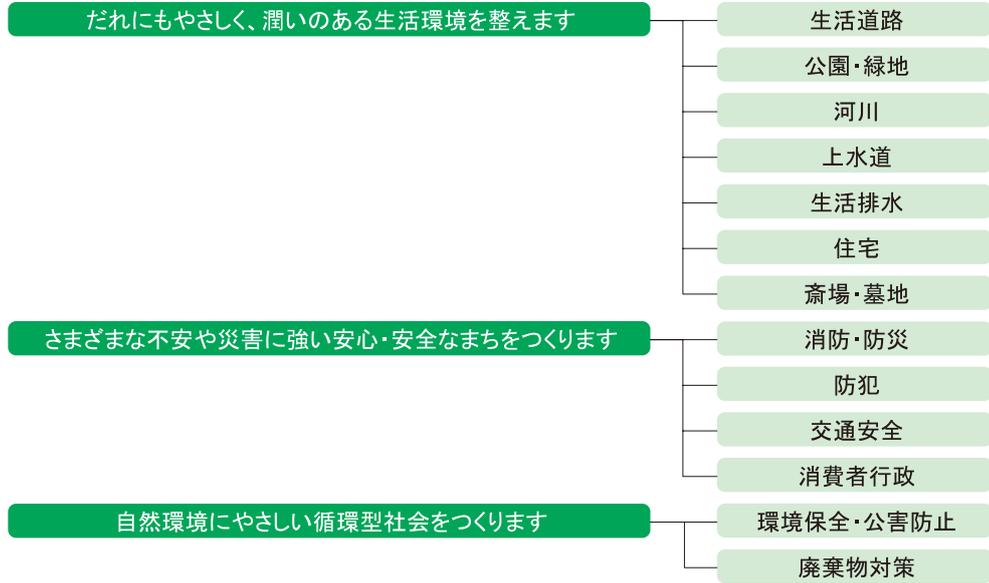
2. 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり（産業）



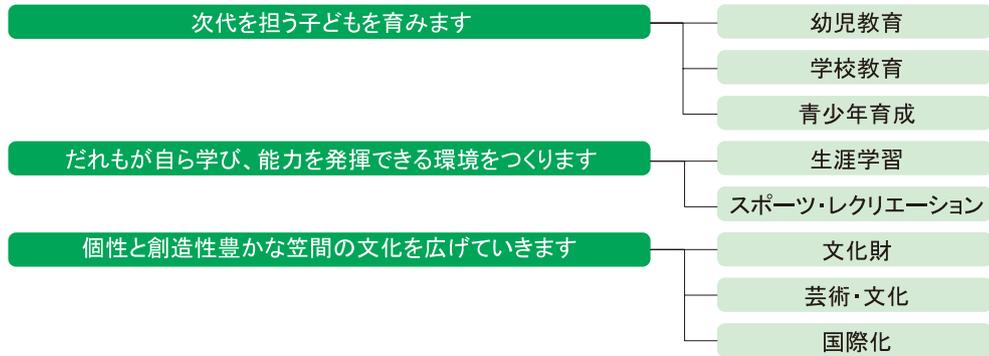
3. 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）



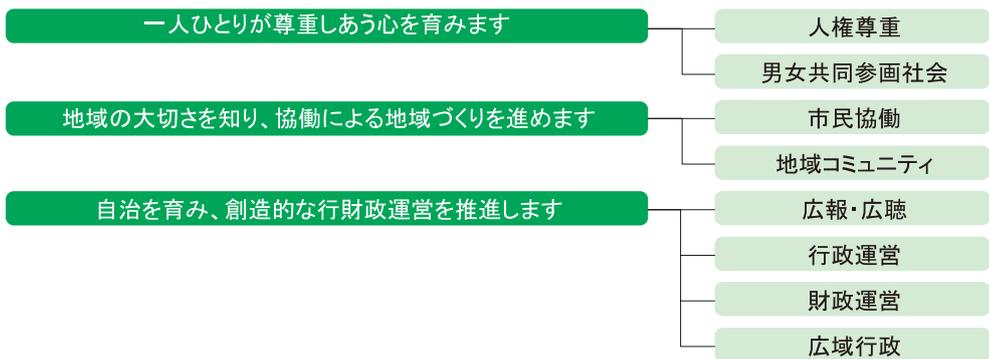
4. 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり（生活環境）



5. 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり（教育・文化）



6. 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり（自治・協働）



1. 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）

恵まれた交通環境と地理的特性を最大限に生かし、
活発な交流を支える美しく機能的な都市空間を形成します。

1 交流と地域の力を高める土地利用を進めます。

笠間市においては、自然と歴史の中で形づくられた個性ある3つの市街地や豊かで美しい自然・田園からなる空間を背景に、活力と新たな交流の基盤となる高速道路網や拠点開発が着実に進められています。

自然や地域特性に応じた開発等の適切な規制・誘導のもと、住環境や市街地の整備、生活や産業の拠点づくりなど、生き生きとした市民生活や活動の場となり、地域の力を高めていく自然と調和した土地利用を推進します。

①土地利用 ②拠点づくりと市街地整備

2 多彩な交流・連携を支えるネットワークを形成します。

インターチェンジ等へのアクセスや地域間を連絡する幹線道路の整備など骨格となる道路の整備とネットワーク化を計画的に推進するとともに、公共交通など移動性の確保を図ります。

また、高度化するさまざまな情報を有効に活用し、生活の豊かさにつなげていけるよう、情報通信網の整備・充実とともにだれにも利用しやすい環境づくりを推進します。

①幹線道路 ②公共交通 ③高度情報化

3 風土に根ざした美しい景観を育み、継承していきます。

笠間固有の自然環境や歴史的環境との共生を基本としながら、「街」と「里」と「森」の環境を育んだ風土を大切に、市民の誇りとなる美しい景観を育み、魅力ある暮らしや交流の基盤として継承していきます。

このため、地区計画制度や景観法の活用などを通して、本市の景観やまちづくりを学び、意識を高めながら、美しい景観の保全と創造に向けた体制づくりを推進します。

①美しい景観の保全・整備

2. 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり（産業）

笠間の風土が息づくさまざまな交流を広げ、
市民の豊かな暮らしにつながる活力ある産業の振興を図ります。

1 笠間を体感できる観光・産業を振興します。

歴史的資源・芸術・伝統文化をはじめ、緑豊かな山々や田園など豊富な資源を生かした観光地づくりを進めるとともに、地域でのもてなしの環境づくりや、笠間の産業や文化を共に体験できる機会づくりなど、笠間を体感でき感動を与えられる観光の振興に取り組んでいきます。

また、風土が育んだ窯業・石材業など、笠間の生活文化の礎となっている地場産業については、その技術の継承や担い手の育成を図るとともに、地場産材の積極的な活用や交流・体験の場を提供する観光資源としての活用などにより一層の振興を図っていきます。

①観光 ②地場産業

2 豊かな恵みを実感できる農林業を振興します。

豊かな自然を背景とする本市の農林業の環境を、笠間の魅力として十分に生かしながら、優良農地や森林資源の保全、循環型農業の推進はもとより、生産基盤の整備・充実、新技術の導入、営農組織の育成などによる経営の安定化や担い手の育成に努めます。

また、農産物のブランド化、加工・販売、農業体験の推進など、他の産業との連携を推進するとともに、農村空間や森林空間の学習・レクリエーションの場としての活用、都市と農村の交流の促進、グリーンツーリズム*の推進、地産地消や“笠間の食”の提供など、魅力と活力ある“農”の環境づくりに取り組んでいきます。

①農林業 ②グリーンツーリズム

3 交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します。

広域交通網の整備など恵まれた立地・交通条件を生かし、土地利用構想に基づく適切な規制のもと、笠間駅、友部駅及び岩間駅周辺や幹線道路沿道における商業サービス等の誘導を図るとともに、身近な商店街においては、地域のニーズに応えるサービスの提供や日常の豊かなふれあいを楽しむ場としての商業を振興します。

また、豊かな自然環境との共生を基本としながら、茨城中央工業団地（笠間地区）をはじめとする計画的な工業基盤の整備と適切な企業誘致を推進するとともに、既存企業の連携・高度化を図るなど、新しい時代に即した工業を振興します。

さらに、健全な労働環境の確保に向けた指導の強化、さまざまな立場に立った雇用の安定や就業機会の確保に努めます。

①商業 ②工業 ③雇用・労働環境

***グリーンツーリズム**
緑豊かな農山漁村において、自然、文化、農林業とのふれあいや人々との交流を楽しむ体験型・滞在型の余暇活動。

3. 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）

支えあう心を大切にし、

だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指します。

1 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます。

県立中央病院や市立病院など公的な保健・医療機関が集積する本市の環境を十分に生かし、医療機関との連携や在宅介護・リハビリとの連動など、保健・医療が一体となった地域医療体制の一層の充実を図ります。

また、各地区の保健センターを拠点としながら、介護予防・疾病予防など市民自ら取り組む日々の健康づくり体制を整えていくとともに、社会情勢に適切に対応した社会保障制度の充実を図ります。

①保健・医療 ②社会保障

2 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります。

地域福祉計画をはじめ、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、障害福祉計画に基づく施策等を包括的に推進する体制を強化していくとともに、地域におけるさまざまな交流や福祉体験の機会を通してノーマライゼーション*の理念や共に支えあう意識を育んでいきます。

また、地域の福祉を支える人材や団体を育成しながら、支援を必要とする人が必要な時に適切な形でサービスなどを受けることができるよう、一人ひとりの立場に立った福祉の在り方をみんなで考え、実践していける福祉社会づくりに取り組んでいきます。

①地域福祉 ②高齢者福祉 ③障害者福祉

3 安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります。

子どもが健やかに生まれ、人間性豊かに育っていくためには、地域でのきめ細やかな子育て支援や、結婚から子育てする親の相談・支援まで、子どもに関わる包括的な福祉体制の一層の充実を図るとともに、身近なふれあいを通して子どもたちの安全や健やかな成長を見守る地域づくりに取り組んでいきます。

また、急速に進む少子化への対策として、だれもが安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりを推進します。

①子ども・子育て支援 ②少子化対策

*ノーマライゼーション
障害の有無にかかわらず、すべての人が同等に地域社会で生活し、活動できる社会を目指す考え方のこと。

4. 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり（生活環境）

豊かな自然との共生を基本として、だれもが安全に
ゆとりをもって暮らせるやさしさに包まれた環境をつくります。

1 だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます。

安心して快適に暮らせる生活環境の形成に向けて、日常活動を支える身近な道路や公園、上水道・生活排水などの整備や河川の治水対策を計画的・段階的に進めるとともに、だれにもやさしく、安全で利用しやすい生活基盤の整備を進めます。

また、地区それぞれの資源や特性を生かした潤いのある緑の環境づくりに取り組み、笠間ならではの魅力ある住み良いまちづくりを推進していきます。

- ①生活道路 ②公園・緑地 ③河川 ④上水道
- ⑤生活排水 ⑥住宅 ⑦斎場・墓地

2 さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくります。

多様化する犯罪を未然に防ぎ、災害にも強いまちづくりに向けて、消防・防災をはじめとして防犯、交通安全、消費者行政に至るまで、さまざまな安全対策や施設の充実・強化を図り、市民の日常生活の安心・安全の確保に努めていきます。

また、自分たちの地域は自分たちの手で守るという意識を高め、市民自ら協働*して地域の安全を守っていく体制を整えていきます。

- ①消防・防災 ②防犯 ③交通安全 ④消費者行政

3 自然環境にやさしい循環型社会をつくります。

豊かな自然環境を守り次代に継承していくため、市民、事業者、行政が一体となった環境保全対策や公害防止の活動を積極的に推進していくとともに、教育や体験の場を通して自然の大切さを学び、自ら環境保全に取り組む社会の形成に努めます。

また、廃棄物の適正な処理を進めるとともに、ごみの減量化や再資源化、資源の再利用を促進し、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

- ①環境保全・公害防止 ②廃棄物対策

***協働**
目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

5. 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり（教育・文化）

歴史や文化を育んできた風土を大切にし、
次代を担う人づくりを進め、創造・発信する豊かな文化を育みます。

1 次代を担う子どもを育みます。

少子高齢化や情報化、国際化などが急速に進展する中で、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。変化の激しい社会を主体的に生きる子どもたちを育成するため、学力を一層向上させ、豊かな心を育むとともに、それを支える健康な体づくりに取り組む必要があります。

そのためには、学校教育の充実はもとより学習環境を支える施設の改善充実を進め、家庭や地域社会の教育力を高めながら、地域に開かれた学校として、地域とともに次世代を担う子どもたちの育成に取り組んでいきます。

①幼児教育 ②学校教育 ③青少年育成

2 だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります。

市民一人ひとりが豊かな生き方を実現するため、自ら学び、行動する意欲を大切にし、公民館や図書館、体育施設などを柔軟に活用し、市民自らが企画・運営する体制を整えながら、地域に根ざした環境、文化、福祉などのあらゆる分野にわたる学習機会の充実と積極的な参加を促すなど、さまざまな学びの環境や拠点づくり、その成果の発表の場づくりに努めていきます。また、こうした取り組みを通して笠間を愛し自ら地域を担う人づくりを進めていきます。

さらに、だれもがライフスタイルや能力に応じてスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康で豊かな生活が送れるよう、身近な体育施設等の整備・充実や「総合型地域スポーツクラブ」*の設立など、市民主体の生涯スポーツの推進体制を整えていきます。

①生涯学習 ②スポーツ・レクリエーション

3 個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます。

先人から脈々と受け継いできた郷土芸能や祭りなどの地域の文化を継承するとともに、笠間焼や石材、音楽など多彩な伝統文化や芸術活動が展開されています。また、身近な自然や歴史を学ぶ市民活動も活発に展開されています。

このような伝統を生かし、市民をはじめ多くの人々が笠間の文化に親しめる環境整備を進めていくとともに、市民や各団体による文化芸術活動を積極的に支援し、新たな文化として国内外へ広く情報発信していく環境づくりを推進していきます。

また、市民の国際交流活動の支援と国際理解の促進を図り、多様な価値観に基づく豊かな地域社会づくりを推進します。

①文化財 ②芸術・文化 ③国際化

*総合型地域スポーツクラブ
地域住民の主体的な運営のもと、だれもが年齢や趣味・関心、技術・技能レベルに応じて活動できる複数種目型の総合的なスポーツクラブのこと。

6. 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり（自治・協働）

一人ひとりを大切にし、
市民と行政の協働による楽しく元気なまちづくりを実践します。

1 一人ひとりが尊重しあう心を育みます。

市民一人ひとりが尊重され、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関係なくさまざまな分野において自らの意志で社会参画し、個性や能力を十分に発揮できる社会を築いていくことが、自立的なまちづくりの基本となります。

学校教育や生涯学習をはじめさまざまな機会を通して、人権の尊重や男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに、職場や地域活動、行政活動などにだれもが積極的に参画できる社会の実現を目指します。

①人権尊重 ②男女共同参画社会

2 地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます。

自立的なまちづくりや地域づくりは、市民の主体的な参画と創意・努力、協力・協調によってはじめて実現できるものであるため、市民と行政がお互いの役割を理解し、協力しあいながら、まちづくりに参画できる体制やそのルールづくりを推進していきます。

また、身近な地域を学び、知り、地域の大切さを共有しながら、地域のことは地域で考え、実行する自覚と責任感を育てていくとともに、元気な自治活動の母体となる地域コミュニティ*を育成していきます。

①市民協働 ②地域コミュニティ

3 自治を育み、創造的な行財政運営を推進します。

厳しい社会経済情勢の中で、高度化・多様化する市民ニーズや行政課題に適切に対応していくために、積極的な情報公開と充実した広報・広聴活動のもと、市民ニーズの把握と情報の共有化に努めていきます。

また、地域の自治を基本とした協働*のまちづくりを先導していく行政の体制を整えながら、行政改革の徹底と適切な進行管理のもと、地方分権時代にふさわしい行財政運営の確立を図っていきます。

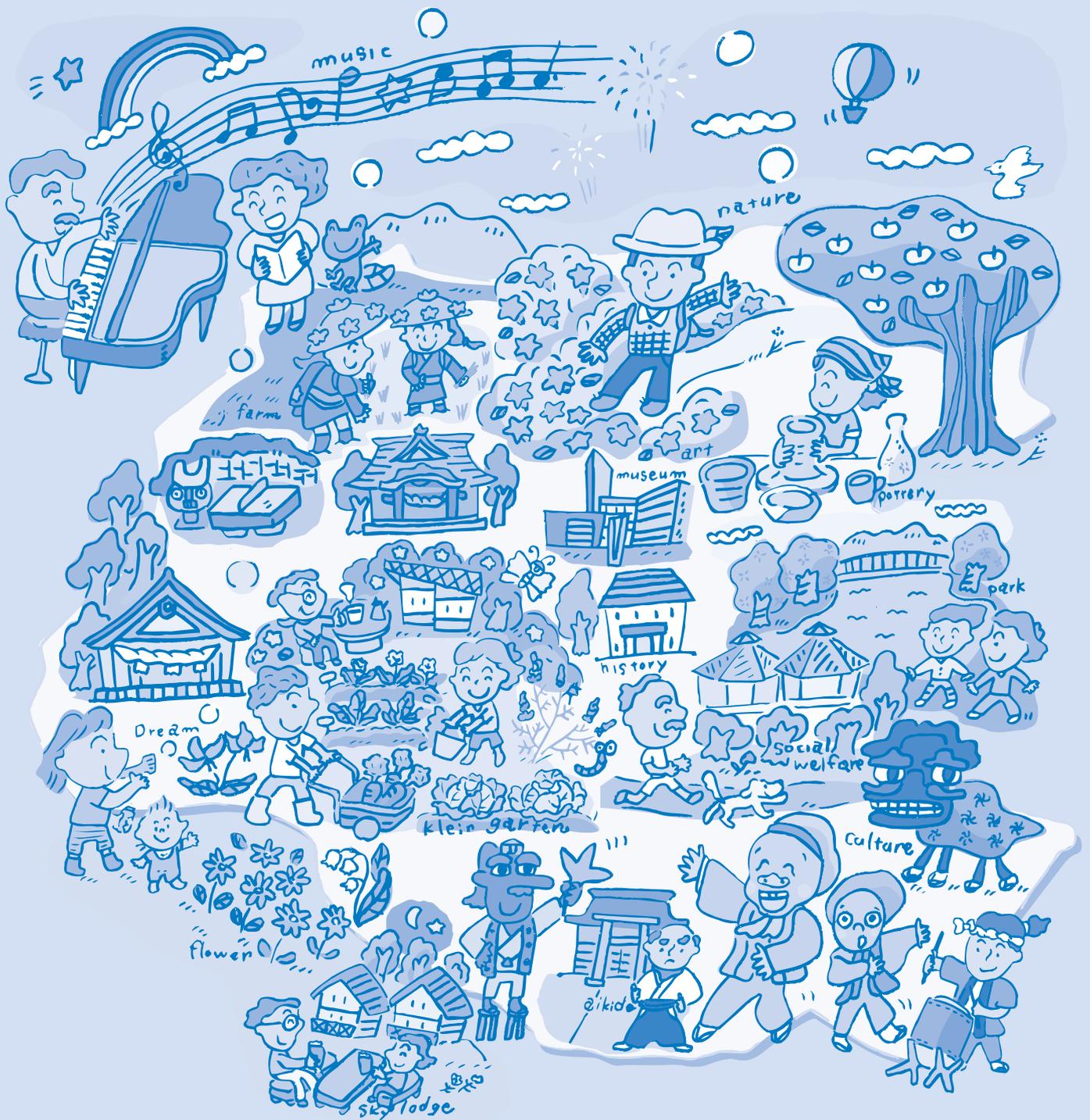
さらに、市民の生活圏・交流圏の拡大に伴って多様化する広域的なニーズに対応していくため、広域行政を効果的に推進していきます。

①広報・広聴 ②行政運営 ③財政運営 ④広域行政

***地域コミュニティ**
地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

***協働**
目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

第3部 基本計画



第1章

広域交流基盤を生かした

新時代のまちづくり

1. 交流と地域の力を高める土地利用を進めます
 - ①土地利用
 - ②拠点づくりと市街地整備
2. 多彩な交流・連携を支えるネットワークを形成します
 - ①幹線道路
 - ②公共交通
 - ③高度情報化
3. 風土に根ざした美しい景観を育み、継承していきます
 - ①美しい景観の保全・整備

第1章 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり

〔土地利用・都市基盤〕

1. 交流と地域の力を高める土地利用を進めます

① 土地利用

《現況と課題》

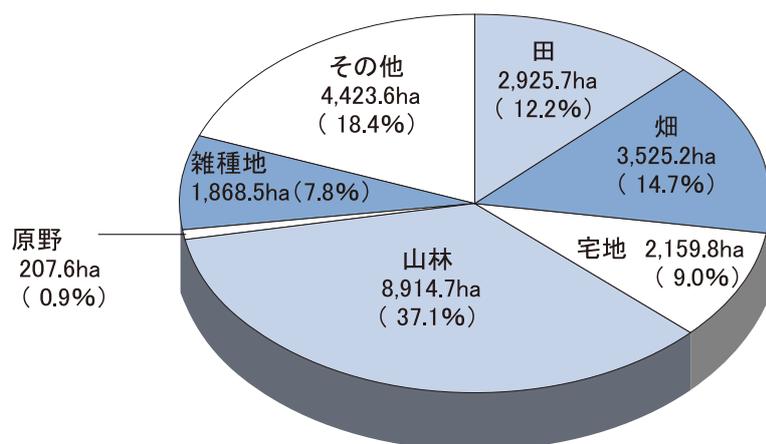
本市は、笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの市街地からなる「街」と、良好な農地や集落地を中心とした「里」、山々の緑豊かな「森」から構成される特色ある空間を有しています。

また、北関東自動車道などの広域交通基盤の整備が進められており、東京－東北・福島方面と常陸那珂港・茨城空港（百里飛行場）－栃木・群馬方面といった「陸」「海」「空」をつなぐ交通の要衝としての機能を強めており、この立地・交通条件を効果的に活用していくことが求められます。

今後は、広域交流基盤を生かした新時代のまちづくりに向けて、地域特性に応じた開発等の適切な規制・誘導を行い、豊かで美しい自然環境の保全や良好な住環境などの維持・創出に努めるとともに、広域交流を受け止め、地域の魅力や一体性を高めていく計画的な土地利用を進めていく必要があります。

また、5ヘクタールを超える大規模公有地については、今後のまちづくりの重要な要素となるため、その活用策の検討を進めていく必要があります。

【地目別土地利用状況】（平成18年1月1日現在）



資料：税務課

《施策目標》

笠間地区、友部地区、岩間地区それぞれの特性を大切に、本市固有の「街」と「里」と「森」の環境を際立たせ、新たな地域の魅力と活力を高めていく計画的かつ適正な土地利用を推進します。

《施策の体系》

土地利用  1. 計画的な土地利用の推進
2. 大規模公有地の有効活用

《施策内容》

1. 計画的な土地利用の推進

基本構想に即しながら、各個別計画を策定し、都市計画の総合的な推進、農地の有効活用など、保全と開発の調和のとれた計画的な土地利用を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆ 国土利用計画（市計画）の策定
- ◆ 都市計画マスタープランの策定
- ◆ 農業振興地域整備計画の策定
- ◆ 街路整備事業、都市公園事業、下水道事業等の都市計画関連事業の推進

2. 大規模公有地の有効活用

今後の魅力と活力あるまちづくりやその拠点づくりにおいて、極めて重要となる大規模公有地の積極的な活用を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆ 畜産試験場跡地利活用の協議及び促進

② 拠点づくりと市街地整備

《現況と課題》

広域交通基盤の整備により飛躍的に高まる交流を、地域の活力づくりの契機として効果的に活用していくため、この広域交流を受け止め、その効果を地域に波及させていく拠点づくりを推進することにより、多彩な地域交流や新たな産業の創出につなげていくことが求められます。

一方、本市は、用途地域のみが指定されている非線引き都市計画区域であり、開発等の規制が比較的緩やかであることから、用途地域外においては、民間開発による市街地の拡大が進んでいる地域も見受けられます。交通基盤の整備に伴い、今後こうした開発がさらに進行することが予想されることから、適切な規制・誘導を図っていく必要があります。

今後は、国土利用計画や都市計画マスタープランにおける土地利用計画に基づきながら、拠点づくりや良好な市街地整備を図るとともに、市民が主体的に進めるまちづくりを推進していく必要があります。

【都市計画用途地域】

(平成18年4月1日現在)

区分	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居専用地域	241	25.4
第二種低層住居専用地域	32	3.4
第一種中高層住居専用地域	121	12.7
第二種中高層住居専用地域	5.2	0.5
第一種住居地域	191	20.1
第二種住居地域	48	5.1
準住居地域	2.9	0.3
近隣商業地域	27	2.8
商業地域	27	2.8
準工業地域	124	13.1
工業地域	19	2.0
工業専用地域	112	11.8
計	949	100.0

資料:都市計画課

※端数処理の関係で、面積については各項目の和と計が一致していません。

《施策目標》

広域交通網がもたらす人・物・情報等の流れを適切に受け止め、交流の拡大を地域の活力づくりにつなげていくため、広域交流の拠点づくりを推進します。

また、市民の理解と協力を得ながら、地区の特性に応じた良好な市街地整備を推進していきます。

《施策の体系》

拠点づくりと
市街地整備



1. 拠点づくりの推進
2. 良好な市街地整備の推進
3. 安全で快適な市街地・集落地の形成

《施策内容》

1. 拠点づくりの推進

北関東自動車道とインターチェンジの建設にあわせ、パーキングエリアをはじめとする広域的な交流拠点の整備を促進します。

また、笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの市街地においては、既存施設等を有効に活用しながら、地区生活の拠点となる施設の整備を検討・推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆広域交流拠点の整備
- ◆地域拠点整備の検討・推進

2. 良好な市街地整備の推進

自然環境や景観との調和を図りながら、新市の玄関口にふさわしい友部地区、歴史と文化が香る笠間地区、緑と活力が共生した岩間地区の各地区特性に応じた良好な魅力ある市街地整備を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆土地区画整理事業の推進
- ◆中心市街地活性化事業の推進

3. 安全で快適な市街地・集落地の形成

安全で快適な市街地や集落地を形成するため、地区計画制度やまちづくり条例等の導入を図るとともに、用途地域以外における無秩序な市街化の抑制や環境に配慮した整備手法の導入など、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆街並み整備の推進
- ◆まちづくり条例の導入検討
- ◆用途地域外における土地利用規制・誘導の推進



〈JR友部駅〉

2. 多彩な交流・連携を支えるネットワークを形成します

① 幹線道路

《現況と課題》

本市は、東西方向に北関東自動車道、国道50号、南北方向に常磐自動車道、国道355号が通り、また、主要地方道*などが連絡する広域交通の要衝であり、これらの結節点となる地理的優位性を有しています。さらに、高速自動車道の整備に伴う拠点開発により、こうした機能は飛躍的に高まっていくものと予想されます。

本市が今後、この優位性を十分に生かし、居住環境の魅力や産業の活力を高めしていくためには、多彩な交流を地域に引き込み、活用するための骨格的な道路網の整備・充実を早期に図っていく必要があります。

このため、市民生活の安全や利便性はもとより、自然環境との共生にも配慮しながら、広域交通網の整備を促進するとともに、これらと円滑に連絡し、かつ、笠間地区、友部地区、岩間地区の一体化を促進する幹線道路網を形成することにより、多彩な交流・連携を創出する交通結節点としての機能を強化していく必要があります。

【道路の現況】

(平成18年3月31日現在)

区分	実延長 (km)	改良済 延長 (km)	改良率 (%)	舗装済 延長 (km)	舗装率 (%)	路線数 (本)
高速自動車国道	24.4	16.3	66.8	16.3	66.8	2
国道	42.0	42.0	100.0	42.0	100.0	2
主要地方道	72.2	61.3	84.9	71.8	99.4	9
一般県道	58.4	32.0	54.7	53.1	90.9	12
1・2級市道	241.2	175.1	72.5	232.8	96.5	112

資料：都市建設課

***主要地方道**
国土交通大臣が指定する主要な県道若しくは市道で、高速自動車道や国道と一体となって広域交通を分担する広域幹線道路。

《施策目標》

広域化・活発化する交流を受け止め、地域の活力を支える都市構造の形成に向けて、広域交通体系と適切に連絡し、かつ、都市の一体性を高める幹線道路網の整備を推進します。

《施策の体系》

幹線道路



1. 広域交通体系の整備
2. 生活を支える幹線道路の整備
3. 安全で快適な道路環境の整備

《施策内容》

1. 広域交通体系の整備

広域化・活発化する交流を本市の発展につなげていくために、つくばエクスプレス（TX）の開通や茨城空港（百里飛行場）開港の効果などを踏まえ、高速道路とそのインターチェンジ及び広域的な幹線道路の整備を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆北関東自動車道の整備促進
- ◆国道、主要地方道の整備促進

2. 生活を支える幹線道路の整備

本市の骨格を形成し、活発な都市活動を支える幹線道路網の形成に向けて、広域的な幹線道路に適切に連絡し、3つの地区及び拠点間を連絡する都市計画道路等の整備を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆一般県道、幹線市道の整備促進
- ◆都市計画道路の整備
- ◆拠点間ネットワークの強化

3. 安全で快適な道路環境の整備

都市計画道路をはじめとする主要な幹線道路の整備にあわせ、歩車道分離、道路の利用環境を高める施設整備や地域に応じた街並みづくりなど、安全で快適な道路環境の整備に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆交通バリアフリー*基本構想に即した道路環境整備の推進
- ◆道の駅整備事業の検討及び推進



〈常磐自動車道・北関東自動車道 友部JCT〉

*バリアフリー
高齢者、障害者等が社会生活をしていく上での、物理的、社会的な障壁を除去するという考え方。

② 公共交通

《現況と課題》

本市は、JR常磐線及びJR水戸線が通り、市内に6つの駅を有する鉄道交通の要衝となっており、これまで、両線の結節駅である友部駅の橋上化事業や水戸線笠間駅のバリアフリー*化事業などが進められてきました。また、さらなる利便性の向上にむけて、常磐線岩間駅の周辺整備事業などが進められており、鉄道輸送力の強化とあわせ、より一層のサービスの向上を図っていく必要があります。

一方、在来の路線バスについては、利用客の減少が続き、路線の維持確保が困難な状況に直面しています。

今後は、高齢化社会の進展、環境への配慮などを視野に入れつつ、市全体の公共交通の在り方を検討し、活性化策を展開するとともに、路線バスを補完する仕組みを整えるなど、交通弱者*に対応した移動性の向上などに取り組んでいく必要があります。

【通勤・通学時利用交通手段(県内他市町村で従業・通学)】

利用交通手段が1種類		利用交通手段が2種類	
利用交通手段	数(人)	利用交通手段	数(人)
鉄道・電車	1,930	鉄道・電車及び乗合バス	517
乗合バス	23	鉄道・電車及び自家用車	765
自家用車	15,869	鉄道・電車及び自転車	1,576
その他	616	その他	221

資料：平成12年国勢調査

※平成17年国勢調査では、同調査を実施しておりません。

***バリアフリー**
高齢者、障害者等が社会生活をしていく上での、物理的、社会的な障壁を除去するという考え方。

***交通弱者**
運転免許を持たない(持てない)ことなどにより、自動車中心社会において移動を制約される方。

《施策目標》

関係機関との連携・調整のもと、鉄道の輸送力の増強や在来の路線バスの維持、利用の促進策の展開を通して公共交通の活性化を図るとともに、交通不便地域の解消など市民ニーズに応じた利便性の高い公共交通網の整備を推進します。

《施策の体系》

- 公共交通
- 
1. 公共交通の維持確保
 2. 公共交通の利用促進
 3. 交通弱者などの移動性の向上

《施策内容》

1. 公共交通の維持確保

駅の橋上化など利便性向上のための基盤整備にあわせ、鉄道輸送力の増強や在来路線の維持に向けた要請、必要に応じた支援を行い、公共交通の維持確保を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆特急の増便など鉄道輸送力増強の要請等
- ◆在来路線の維持拡充に向けた要請等

2. 公共交通の利用促進

総合的な公共交通計画の策定検討を進めながら、公共交通の維持に対する市民意識を高め、利用促進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆総合的な公共交通計画の策定検討
- ◆市民意識の醸成と利用促進

3. 交通弱者などの移動性の向上

交通事業者や各団体との連携のもと、市内全域を網羅する交通システムを整備し、交通弱者などに配慮した利便性の高い公共交通網の構築を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆新たな交通事業の導入検討及び推進



〈友部駅前南口風景〉

③ 高度情報化

《現況と課題》

近年の情報通信技術の飛躍的な発展は、社会経済のあらゆる分野において大きな影響を及ぼしており、特にインターネットの急激な普及に代表されるデジタル・ネットワーク化が進行し、日常生活の中でも急速な情報化が進展しています。

今後は、インターネットを経由して提供されている行政情報は、GIS*情報など大容量化が進むことが予想され、これらを十分に活用するために不可欠なブロードバンド*環境の早急な整備が必要となっています。また、パソコンを使えない市民はこれらの情報を受け取ることができないばかりでなく、電子市役所の構築によるメリットも受けることができないことから、こうした情報格差を是正していく必要があります。

さらに、地域情報化を推進していく上で不可欠となる人材育成について、行政・市民のそれぞれの分野で必要に応じた体系的な研修や支援を行うなど、情報活用能力の向上を図る必要があります。

【ブロードバンド利用可能世帯】

(世帯数:平成18年3月31日現在)

		平成18年4月1日		平成18年10月16日		平成19年2月15日	
		ADSL*	FTTH*	ADSL	FTTH	ADSL	FTTH
提供 エリア	世帯数	28,470	4,210	28,470	9,104	28,470	16,239
	率	100.00%	14.79%	100.00%	31.98%	100.00%	57.04%

資料:町丁字別人口統計

※提供エリア内であっても、収容局からの距離や通信設備の状況等により、利用できない場合があります。

***GIS (Geographic Information System・地理情報システム)**
地理情報にさまざまな情報を関連づけし、視覚的に表示するシステム。

***ブロードバンド**
大容量のデータを高速で送受信できる通信環境。

***ADSL**
一般の電話回線を利用して電話線を利用した高速・大容量の通信サービス。

***FTTH**
光ファイバーによる家庭向けデータ通信サービス。

《施策目標》

高度情報化に対応するため、情報化基本計画を策定し、情報通信基盤の活用や情報化に関する市民の意識啓発と教育の充実に努めるとともに、申請等の電子化などを進め、電子自治体の実現を目指します。

また、地域格差のない高速大容量通信網の利用環境の整備を推進します。

《施策の体系》

高度情報化



1. 情報化基本計画の策定・推進
2. 電子自治体の実現
3. 情報通信格差の解消

《施策内容》

1. 情報化基本計画の策定・推進

高度情報化時代の指針となる情報化基本計画を策定するとともに、これを推進する体制を構築し、個人情報漏えいの防止対策などセキュリティの確保や情報化に関する教育の充実に努めながら、市民生活の向上に資する情報化施策を検討・推進します。

【主な取り組み】

- ◆情報化基本計画の策定・推進
- ◆市民参加の仕組みとしての情報ネットワーク活用策の検討
- ◆高度情報化を推進する体制や仕組みづくり
- ◆情報セキュリティ意識啓発の推進

2. 電子自治体の実現

地域及び行政の情報化を一体的に進め、行政運営の効率化や窓口サービスの利便性向上を目的とする電子自治体の実現を目指します。

【主な取り組み】

- ◆情報通信基盤の整備
- ◆情報システムの整備
- ◆推進体制の整備

3. 情報通信格差の解消

既存の情報通信基盤を最大限に活用するとともに、通信事業者などと連携しながら高速大容量の通信が利用可能となる環境の整備促進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆市民や企業の情報リテラシー*の向上や情報化事業への取組み支援
- ◆光ファイバー網などの整備促進



〈パソコン教室〉

*情報リテラシー
情報化社会に対応
できる知識やそれ
を活用する能力。

3. 風土に根ざした美しい景観を^{はぐく}育み、継承していきます

① 美しい景観の保全・整備

《現況と課題》

本市は、観光や芸術文化のまちとしての笠間地区、住宅や福祉のまちとしての友部地区、豊かな緑と農工業のまちとしての岩間地区からなり、「街」と「里」と「森」で構成される景観構造をもっています。この構造を基本とし、それぞれの地区の生活や文化を育んできた風土を大切にしながら、地域の魅力をさらに高め、住む誇りや訪れたときの心地よさにつながる笠間らしい景観を保全し、創造していくことが重要となります。

今後は、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」にふさわしい、誇れる景観の保全と創造に向けて、景観計画の策定や地区計画制度の活用など、市民と行政が一体となって検討を重ねながら、自然環境や歴史的環境との共生を基本とした個性と魅力を演出する景観づくりに取り組んでいく必要があります。

【地区計画の決定状況】

決定年月日	地区名	面積
平成 6 年 12 月 26 日 (変更 平成 7 年 11 月 1 日)	石井北部・寺崎地区	約 27.6ha
平成 13 年 12 月 4 日	笠間駅北地区	約 4.6ha
平成 17 年 12 月 8 日	南友部地区	約 29.0ha

資料:都市計画課

《施策目標》

景観計画を策定し、景観づくりに関する市民の意識の高揚を図り、共有しながら、地区計画制度など地域の理解と協力に基づく適正なルールを定め、地区の特性に応じた美しい景観を守り、育み、魅力ある景観づくりを推進していきます。

《施策の体系》

美しい景観の保全・整備



1. 景観計画の策定
2. 自然景観の保全
3. 田園景観の充実
4. 都市景観の創造

《施策内容》

1. 景観計画の策定

「街」と「里」と「森」からなる構造を生かし、自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、景観計画を策定します。

〔主な取り組み〕

- ◆景観計画の策定

2. 自然景観の保全

開発等の適正な規制・誘導のもと、山々の緑や河川の水辺などの貴重な自然景観を保全するとともに、地域の自然を学び、育む市民意識の高揚を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆開発者との協議・連携による景観保全対策の実施
- ◆自然や景観に関する学習活動・イベントの実施

3. 田園景観の充実

平坦な台地に広がる農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を、里山と一体的に保全し、本市の魅力を高める田園景観として維持・育成を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆農村景観保全整備の促進

4. 都市景観の創造

地域の個性を生かした笠間らしい都市景観の形成に向けて、仕組みやルールを整え、実践していくとともに、緑の街並みづくりなど、市民が主体的に取り組む景観づくり活動を支援していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆景観地区の指定
- ◆地区計画制度の推進



〈豊かな田園景観〉

第2章

多彩な交流で飛躍する

活力ある産業のまちづくり

1. 笠間を体感できる観光・産業を振興します
 - ①観 光
 - ②地場産業
2. 豊かな恵みを実感できる農林業を振興します
 - ①農林業
 - ②グリーンツーリズム
3. 交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します
 - ①商 業
 - ②工 業
 - ③雇用・労働環境

第2章 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり 〔産 業〕

1. 笠間を体感できる観光・産業を振興します

① 観 光

《現況と課題》

本市は、笠間稻荷神社、笠間日動美術館や茨城県陶芸美術館、笠間焼などの歴史的資源・芸術・伝統文化をはじめ、緑豊かな山々や田園などの自然環境を背景とした多くの農村資源にも恵まれており、本市ならではの風土や魅力を求めて多くの観光客が訪れています。

本市ではこれまで、こうした環境を生かし、愛宕山・北山公園桜祭りやつつじまつり、陶炎祭、菊まつり、匠のまつりなど、四季を通じたさまざまなイベントを開催してきました。また、笠間工芸の丘での陶芸体験をはじめ、グリーンツーリズム*を取り入れた体験活動、笠間ファン倶楽部などの観光・交流活動も盛んに展開され、新たな観光振興への取り組みが大きく期待されています。

一方、日帰りの観光から滞在型観光への展開や、通年型観光の確立、客の受け入れ体制づくりなど、取り組むべき課題も多くなっています。

今後も、多彩な資源を十分に生かした観光の一層の振興に向けて、拠点の整備や相互のネットワーク化、回遊性の高いルートの開発などを推進するとともに、健康指向も含む多様なニーズや嗜好しこうに応えるもてなしの環境づくりや観光情報・地域情報の発信に関係機関や事業者と連携して取り組んでいく必要があります。

【入込観光客数】

(単位:人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
入込観光客数	3,118,700	3,064,200	3,116,200
日帰り客数	2,837,300	2,725,500	2,766,800
宿泊客数	281,400	338,700	349,400
県外客数	1,423,500	1,609,200	1,405,700
県内客数	1,695,200	1,455,000	1,710,500

資料:観光動態調査(茨城県)

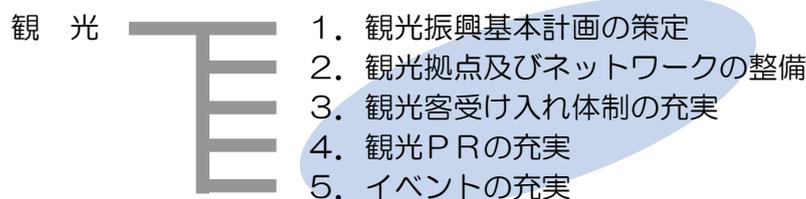
***グリーンツーリズム**

緑豊かな農山漁村において、自然、文化、農林業とのふれあいや人々との交流を楽しむ体験型・滞在型の余暇活動。

《施策目標》

癒しや安らぎ、感動を与える観光・交流活動の展開に向けて、多彩な観光資源や歴史的・文化的資源の活用とネットワーク化を推進するとともに、産業連携などによる新たな交流を創造し、観光の振興を図ります。

《施策の体系》



《施策内容》

1. 観光振興基本計画の策定

多彩な観光資源を生かしたさらなる観光の振興に向けて、その指針となる観光振興基本計画を策定します。

〔主な取り組み〕

- ◆観光振興基本計画の策定

2. 観光拠点及びネットワークの整備

魅力ある観光拠点づくりと回遊性の向上に向けて、既存の観光資源をはじめ、駐車場やトイレなどの周辺環境の充実を図り、拠点間及び周辺市町村とのネットワーク化を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆芸術の森公園、佐白山、北山公園、愛宕山周辺整備
- ◆付帯施設の整備
- ◆観光ルートの設定
- ◆広域観光ネットワークの推進

3. 観光客受け入れ体制の充実

多様化する観光客のニーズに対応するため、観光ガイドボランティアや観光協会などの活動支援、笠間ファン倶楽部による観光・交流活動の充実を進め、観光客をあたたくもてなす心の醸成と受け入れ体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆もてなしの意識（ホスピタリティ）の向上
- ◆観光ボランティア、観光協会の充実
- ◆笠間ファン倶楽部の推進

4. 観光 PR の充実

さまざまなメディアを利用した観光情報の発信の強化やフィルムコミッション*を積極的に活用し、つくば方面や首都圏をはじめとする広域的なPRの充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆PR 媒体の積極的な活用
- ◆土産品、特産品の販売促進
- ◆フィルムコミッションの推進

5. イベントの充実

伝統的な祭や市民参加型の観光イベント、地場産業の活用による国際的なイベントなど年間を通したさまざまなイベントの充実を図り、四季の魅力を発信して通年型観光を目指します。

〔主な取り組み〕

- ◆各種イベントの充実

*フィルムコミッション

映画、テレビドラマ、CM等の撮影支援やロケーション誘致等を行う非営利公的機関。

② 地場産業

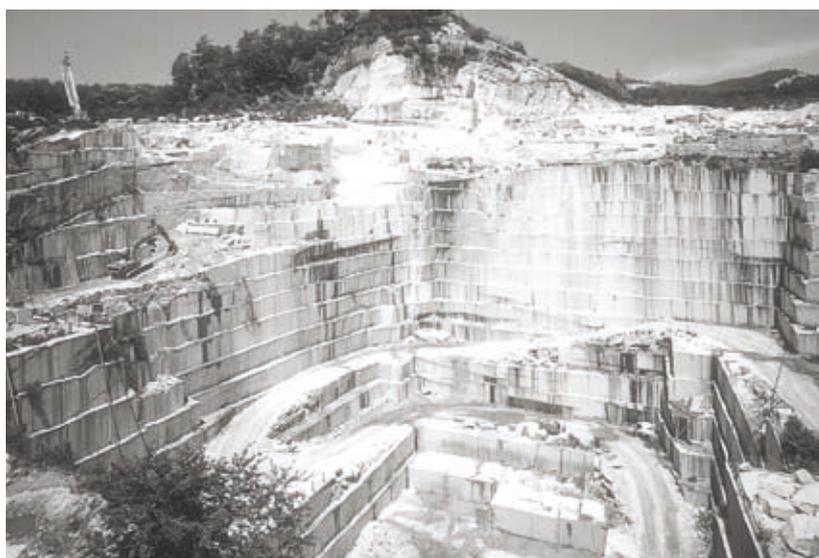
《現況と課題》

本市では、笠間焼や稲田みかげ石をはじめとする独自の産業が育まれ継承されています。また、多彩な農産物の産地ともなっており、これらは本市の重要な産業として地域に深く根付いています。

特に、笠間焼については、笠間工芸の丘、茨城県陶芸美術館などの整備により、気軽に親しめ、体験できる環境が整えられており、観光資源としても振興が図られています。

また、輸入材の増加などにより厳しい状況が続く石材業についても、ストーンフェスティバルやストーンエキシビジョンの開催など、新たな取り組みが展開されています。

今後も、住む人にも訪れる人にも愛される魅力ある地域の活力として地場産業を発展的に継承していくために、他業種との連携、積極的なまちづくりへの活用、PR活動などにより、イメージや認知度を高めていく必要があります。



〈稲田みかげ石採掘場〉

《施策目標》

地場産業を支える人材や技術の継承を図り、経営の安定化を促すとともに、観光や文化などさまざまなまちづくりへの活用や他業種との連携により、地域イメージを高める産業や生活文化の視点から、地場産業の一層の振興を図ります。

《施策の体系》

地場産業



1. 経営の安定化
2. まちづくりへの活用
3. 積極的なPRの推進
4. 新たなデザインによる商品開発

《施策内容》

1. 経営の安定化

笠間焼や石材業などの事業者組合における、さまざまな活動を積極的に支援し、組合員全体の経営の安定化を目指します。

〔主な取り組み〕

- ◆事業者組合の活動支援
- ◆組合員への経営指導体制の強化

2. まちづくりへの活用

食器としての笠間焼の活用や、日常生活での利用をはじめ、都市整備や住宅整備への地場産材の利用を促進します。

また、だれもが地場産業と気軽にふれあえるシステムづくりを進め、観光資源としての活用を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆旅館業、飲食業、学校などでの利用促進
- ◆建設資材等としての利用促進
- ◆産業体験、連携システムの確立

3. 積極的なPRの推進

貴重な観光資源として、国際的なイベントなどの開催や首都圏での産地紹介を実施するとともに、さまざまな広報手段や笠間ファン倶楽部などを活用して積極的なPR活動を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆各種イベントの開催や提供
- ◆情報発信の強化

4. 新たなデザインによる商品開発

人にやさしい笠間焼の器など、だれにも使いやすい新たな商品開発や他業種とのコラボレーション*による販路の開拓を推進します。

また、笠間焼、石材、農産物、地酒などの地場産品を活用した、新たな笠間の名物づくりを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆新たな用途開発、デザイン研究の支援
- ◆土産品、特産品の開発
- ◆農産加工品の開発



〈ユニバーサルデザインによる笠間焼〉

*コラボレーション
共同作業。共同製作。

2. 豊かな恵みを実感できる農林業を振興します

① 農林業

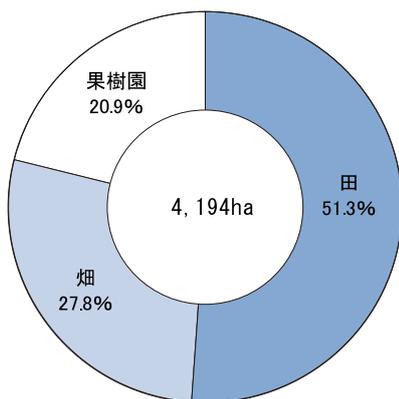
《現況と課題》

本市は、豊かな田園環境を背景に稲作を中心として畜産や野菜、菊をはじめとする花き類や栗等の果樹など、多彩な農業が営まれてきました。しかし、近年の農業を取り巻く状況は厳しさを増しており、農産物の価格の低迷や従業者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増大に伴う耕地の荒廃など、さまざまな課題を抱えています。また、消費者の健康志向などから、安心・安全な農産物づくりや地産地消の取り組み、食育との連携なども期待されています。

今後は、霞ヶ浦用水や石岡台地用水を活用した水田、畑地の基盤整備を進め、優良農地の保全・確保に努めるとともに、担い手育成や集落営農組織づくり、農産物のブランド化や販路の拡大など、新たな農業構造の構築を図っていく必要があります。また、農業産出額の高い畜産においても、酪農と養豚を中心に多頭飼育や一環経営を目指し、経営の安定化を図っていく必要があります。

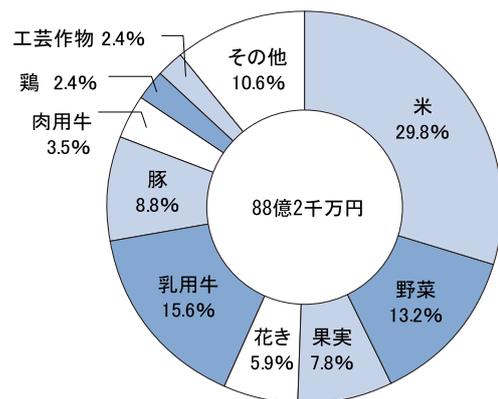
さらに、林業においては、森林の持つ多様な公益的機能の向上に向けて、森林の育成・管理や林道の整備を進めていく必要があります。

【経営耕地面積】 (平成17年)



資料：農林業センサス

【農業産出額】 (平成16年)

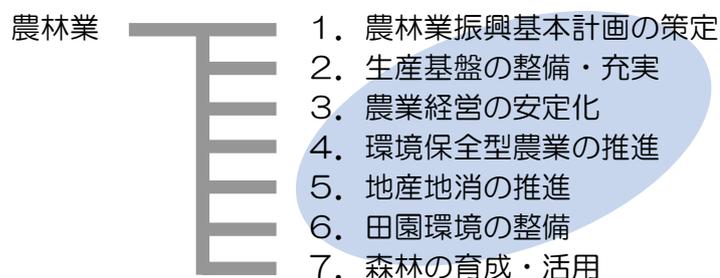


資料：生産農業所得統計

《施策目標》

豊かな森林や田園環境を保全し多面的な活用を図るとともに、安定した農業経営の確立と地場農産物の消費拡大に向けて、生産環境の充実や経営基盤の強化に努め、活力ある農林業の振興を推進します。

《施策の体系》



《施策内容》

1. 農林業振興基本計画の策定

地域特性を生かした農林業の振興に向けて、総合的な農林業施策を展開するため、その指針となる農林業振興基本計画を策定します。

〔主な取り組み〕

- ◆農林業振興基本計画の策定

2. 生産基盤の整備・充実

生産性の向上に向けて、霞ヶ浦用水事業の推進や石岡台地用水事業の利用促進、農道の整備など、水田や畑地の基盤整備を推進し、農地の高度利用と農業用水の安定確保を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆ほ場整備事業の推進
- ◆畑地帯の整備
- ◆農道整備事業の推進
- ◆農業用水事業の推進

3. 農業経営の安定化

農地の集約化や大規模経営の推進による経営の合理化を図るとともに、地域や営農の実態に応じた生産組織等の育成や農業後継者及び担い手の確保に努め、農業経営の安定に取り組みます。

また、小菊をはじめ、栗や米などの農畜産物の高付加価値化や地域ブランドの確立を推進し、消費拡大を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆農地流動化の促進
- ◆担い手の育成と生産組織等への支援
- ◆米需給調整の推進
- ◆農畜産物のブランド化の推進

4. 環境保全型農業の推進

有機栽培や減農薬栽培に取り組む農家を支援し、安心・安全な農産物づくりを推進するとともに、家畜排泄物などの適正な処理や資源化を促進し、環境保全型農業の普及に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆エコファーマー*の育成
- ◆家畜排泄物の適正処理の推進

5. 地産地消の推進

農産物直売所等における地域に密着した顔の見える販売や、地場農産物の消費拡大に向けたPR活動の充実を図るとともに、教育や健康づくりをはじめとする他産業と連携し、「食」によるまちづくりを通して地産地消を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆直売所施設の整備・充実
- ◆観光地やイベントにおけるPRの強化
- ◆学校給食への提供の拡大
- ◆他産業との連携体制の強化

*エコファーマー
「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業者。

6. 田園環境の整備

老朽化したため池など水辺の危険箇所の把握に努め、周辺環境の保全管理を促進するとともに、親水機能に配慮した池沼や水路の整備など田園空間の多面的な活用を図り、快適な田園環境づくりを目指します。

〔主な取り組み〕

- ◆ため池台帳の整備
- ◆親水機能に配慮した水辺環境の整備
- ◆レクリエーション空間としての活用

7. 森林の育成・活用

森林や林道などの環境整備と適正な管理を推進するとともに、森林の持つ多様な公益的機能を踏まえ、公的施設などの整備における地場産材としての活用や教育、健康づくりなどへの森林環境の活用を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆森林所有者への意識啓発
- ◆森林整備の促進
- ◆地場産材の活用
- ◆林道の整備



〈農作業の風景〉

② グリーンツーリズム

《現況と課題》

近年、都市住民の価値観の多様化や余暇時間の増大に伴い、スローライフや自然志向、健康や食の安全など、生活の質を高めるニーズが高まっており、グリーンツーリズム*への関心がますます高まっています。また、こうした動きは、特産物の販売や市民農園・体験農園の設置、美しい農業生産環境の維持・創出など、交流の拡大による農林業への理解や環境学習の場としても期待されています。

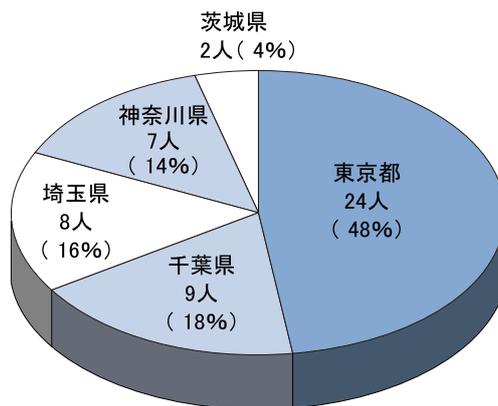
本市ではこれまで、市民農園の整備や観光農園の振興など、地域の特性が生かされ、豊かな自然や農業と親しめる環境整備を推進するとともに、グリーンツーリズム*の拠点として笠間クラインガルテン*の整備・運営に取り組んできました。

今後も、都市と農村の交流の場として、だれもが笠間の自然や農業を気軽に楽しめる施設や環境の充実を図り、訪れる人を地域ぐるみで迎え、もてなす環境を整えていく必要があります。また、田舎暮らし志向や二地域居住*に対応した受け入れ体制づくりなどに積極的に取り組んでいく必要があります。

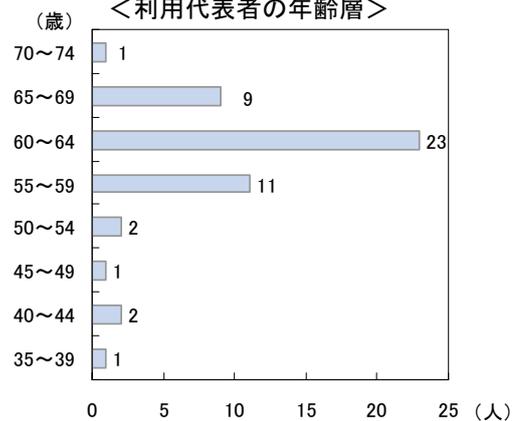
【笠間クラインガルテン宿泊施設付き市民農園(全50区画)の利用内訳】

(平成18年4月1日現在)

＜利用者の居住地＞



＜利用代表者の年齢層＞



資料：グリーンツーリズム推進室

***グリーンツーリズム**
緑豊かな農山漁村において、自然、文化、農林業とのふれあいや人々との交流を楽しむ体験型・滞在型の余暇活動。

***笠間クラインガルテン**
2001年4月にオープンした都市と農村の交流を目的とした滞在型の農業体験施設。

***二地域居住**
都市住民が多様な生活スタイルを実現する手段として、都市の住居に加え、農山漁村等の同一地域に定期的・長期的に滞在し、二地域での生活拠点を持つこと。

《施策目標》

体験を通じた交流の拡大や、観光資源、環境学習の場としての農林業の活用を図るとともに、訪れる人を地域ぐるみでもてなす環境づくりに努め、グリーンツーリズムの推進による農業・農村の活性化を推進します。

《施策の体系》

グリーンツーリズム



1. グリーンツーリズム推進計画の策定
2. グリーンツーリズム推進体制の確立
3. クラインガルテンの充実
4. 観光農業の推進

《施策内容》

1. グリーンツーリズム推進計画の策定

滞在型観光としての展開など期待される機能を総合的に推進するため、グリーンツーリズムの指針となる推進計画を策定します。

〔主な取り組み〕

- ◆グリーンツーリズム推進計画の策定

2. グリーンツーリズム推進体制の確立

インストラクターや地域リーダーの育成、田舎暮らしを求める長期滞在や定住希望者への支援、さまざまなメディアや笠間ファン倶楽部などを通じたPR活動の強化など、グリーンツーリズムを総合的に推進する組織づくりを進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆推進協議会の設立
- ◆地域連携システムの整備
- ◆土地、家屋等の地域情報の発信強化
- ◆地域興しマイスター制度*の活用

*地域興しマイスター制度

茨城県では、営農活動や地域デザイン、郷土料理、自然体験活動などの分野において知識と経験が豊富で専門的技術を持つ人材を地域興しマイスターとして委嘱し、地域活性化に取り組んでいる地域に派遣している。

3. クラインガルテンの充実

都市住民との活発な交流を推進するため、農業振興と地域振興の機能をあわせ持つクラインガルテンのさらなる活性化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆笠間クラインガルテン*の充実
- ◆観光拠点としての機能強化

4. 観光農業の推進

ブドウやリンゴ、イチゴ、梨などの観光摘み取り園やオーナー制度などの拡大を促進するとともに、市内観光ルートとしての位置付けやPRの強化など観光関連産業と連携した観光農業を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆生産組織の体制づくりと活動支援
- ◆地場農産物の観光資源化の推進
- ◆観光関連産業との連携強化



〈笠間クラインガルテン〉

*笠間クラインガルテン
2001年4月にオープンした都市と農村の交流を目的とした滞在型の農業体験施設。

3. 交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します

① 商業

《現況と課題》

本市の商業を取り巻く環境は、ライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化や消費活動の広域化などにより大きく変化してきました。

特に、近年では、幹線道路沿道への郊外型大型店舗や周辺都市への購買の流出が顕著であり、これまで市民の日常生活を支えてきた身近な商店や商店街の衰退・空洞化が進行し、経営面においても厳しい状況が続いています。

本市ではこれまで、市民や商業者との協力体制の構築を図りながら、既存商店街の活力の維持・向上に取り組んできました。また、笠間地区の市街地においては、中心市街地活性化法に基づく基本計画を策定し、さまざまな活性化事業を進めてきました。

今後は、高齢化社会の進展などを踏まえ、将来を見据えたより地域に密着したきめ細かなサービスを充実していくことが期待されます。そのため、地域の特性を生かしたさまざまな商業・商店街の魅力づくりを進める活性化組織や人材の育成、経営の安定化を促進するとともに、他産業との連携強化やもてなしの心を大切にした商業振興を図っていく必要があります。

【卸売業の推移】

区 分	平成11年	平成14年	平成16年
商店数	139	132	148
従業者数(人)	1,061	1,047	1,008
販売額(億円)	523.5	640.8	448.0

資料:商業統計

【小売業の推移】

区 分	平成11年	平成14年	平成16年
商店数	1,012	972	976
従業者数(人)	5,229	5,137	5,161
販売額(億円)	744.3	744.4	716.3

資料:商業統計

《施策目標》

市民に親しまれ、訪れる人をあたたかく迎える商店街の形成を目指し、大型店と既存の小売店が機能分担しながら、まちづくりと一体となった商店街の活性化と新たな商業地の形成を図り、魅力的な商業の振興を推進します。

《施策の体系》

- 商 業
- 
1. 既存商店街の活性化
 2. 中心市街地活性化事業の推進
 3. 他産業及び関連団体等との連携
 4. 経営の安定化

《施策内容》

1. 既存商店街の活性化

笠間地区、友部地区、岩間地区の3地区固有の魅力を生かして既存商店街の活性化を図るため、人材育成に取り組むとともに、事業者を中心とした活性化組織の取り組みを支援し、他産業との連携による新たな創業なども促しながら、だれにも親しまれ地域の核となるような環境整備を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆活性化組織の設立・支援
- ◆活性化に向けた取り組みへの支援
- ◆補助事業の活用の検討

2. 中心市街地活性化事業の推進

笠間地区の市街地においては、中心市街地活性化法に基づき、関係団体と連携して新たな活性化事業を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆中心市街地活性化基本計画の策定
- ◆活性化活動の支援
- ◆区域内空き店舗の活用
- ◆新規創業者の支援
- ◆補助事業の活用

3. 他産業及び関連団体等との連携

公共交通や農林業など他産業と連携し、イベントの開催や情報発信を強化しながら、市内での消費拡大を図ります。また、さまざまな分野で活動する市民団体とも連携を図り、新たな活力を導入します。

〔主な取り組み〕

- ◆産業交流の促進
- ◆情報発信の強化
- ◆市民団体等との連携促進

4. 経営の安定化

多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、商工会を中心に経営診断や指導の充実を図るとともに、金融融資制度の活用による事業者経営の合理化・安定化を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆商工会活動への支援
- ◆中小企業助成の推進（金融融資制度等）



〈笠間稲荷門前通り商店街〉

② 工業

《現況と課題》

本市では、岩間工業団地や笠間地区の工業団地などを中心に企業立地を進め、工業の振興を図ってきました。しかし、工業を取り巻く環境は依然厳しく、新たな開発や企業立地の停滞が続いています。

一方、友部SAスマートインターチェンジ*が開設され、北関東自動車や笠間西インターチェンジの整備も着実に進められており、さらに高まる交通利便性を生かした新たな拠点開発や企業立地への期待が高まっています。

今後は、こうした広域交通基盤の整備をさらなる発展の契機として、自然豊かな周辺環境との共生に配慮し、広域交流の拠点ともなりうる魅力ある産業拠点の形成を目指し、茨城中央工業団地（総合流通センター）や岩間地区の工業専用地域などへの企業集積を促進していくとともに、笠間東工業団地・稲田石材団地など既存の工業団地への企業誘致を進めていく必要があります。

また、既存企業への支援体制の強化により健全な企業経営を促進し、地域の活力を支える雇用の場としての工業の活性化を図っていく必要があります。

【工業の推移】

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
事業所数	261	264	248
従業者数(人)	6,876	7,287	7,412
製造品出荷額等(百万円)	184,101	195,962	206,391

資料：工業統計

*スマートインターチェンジ
既設のパーキングエリアやサービスエリアに設置するETC(Electronic Toll Collection System・無線通信利用の通行料金支払い方法)専用のインターチェンジのこと。

《施策目標》

飛躍的に高まる交通の利便性を生かし、新たな工業開発と優良企業の誘致を進めるとともに、地元雇用の拡大や従業員の定住促進に向けて、地域に開かれた工業の振興を図ります。

《施策の体系》

- 工業
1. 新たな産業拠点の形成
 2. 企業誘致の推進
 3. 地域に根ざした工業の推進

《施策内容》

1. 新たな産業拠点の形成

広域交流の拠点ともなる茨城中央工業団地（総合流通センター）や岩間地区の工業専用地域の整備促進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆茨城中央工業団地（総合流通センター）の整備促進
- ◆岩間地区工業専用地域の整備促進

2. 企業誘致の推進

恵まれた交通環境を生かし、新たな産業拠点をはじめ、笠間東工業団地や稲田石材団地など、既存の工業団地への優良企業の誘致を図るとともに、企業支援制度の普及・啓発を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆産業視察会の開催
- ◆企業支援制度の普及・啓発

3. 地域に根ざした工業の推進

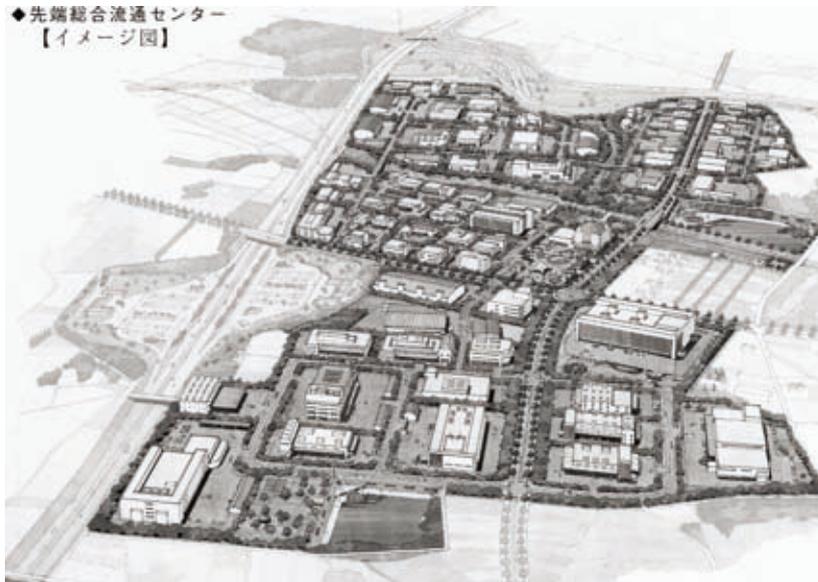
関係機関や他業種の企業等との連携のもと、情報提供や相談体制を整備するとともに、健全な企業経営に向けた支援を推進します。

また、地域社会への企業の積極的な参加を促進し、地域産業に対する市民の理解を高め、地域に親しまれる工業の振興を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆企業との情報交換の推進
- ◆各種融資制度による支援
- ◆地域社会活動への参加の促進

◆先端総合流通センター
【イメージ図】



③ 雇用・労働環境

《現況と課題》

勤労者が快適に安心して働くことのできる環境づくりを進めていくことが、地域産業の維持・成長を図る上でも重要であり、年齢や性別などに関わらず、だれもがその能力を発揮し、生きがいを持って働くことができる社会づくりが求められています。

本市ではこれまで、企業誘致や創業者支援を進めながら、市内企業やハローワーク*など関係機関との連携のもと、地元雇用の促進に努めるとともに、勤労者の安心・安全な就業環境の形成に向けて、企業との情報交換や指導の充実を図ってきました。

今後も、企業との協力体制を築きながら、活発化する人・物・情報の交流を生かした新たな創業の促進などを通して、新規雇用の場の創出や障害者、高齢者の就業機会の拡大を図るなど、安定した雇用の確保と就業環境の向上に向けた各種制度の普及や福利厚生の実施に努めていく必要があります。



〈ハローワーク笠間〉

*ハローワーク
働き口を探す人に
仕事をあっせん・
仲介し、事業者の
求人をお知らせす
る公的な機関（職
業安定所の愛称）。

《施策目標》

だれもがその能力を発揮し、安心して働くことのできる就業の場の確保を図るとともに、雇用の安定化に向けて、企業と一体となって労働環境の向上と新たな雇用の創出に取り組んでいきます。

《施策の体系》

雇用・労働環境



1. 雇用の創出
2. 余暇活動の奨励

《施策内容》

1. 雇用の創出

ハローワーク*や事業所などとの連携により、若者の就業意識の高揚や地元雇用の促進を図るとともに、働く女性をはじめ、高齢者や障害者などさまざまな就労支援を推進します。

また、職業能力学校の紹介などの情報発信を強化し、経営者や就労者等の技能教育の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆中・高生を対象とするインターンシップ*の促進
- ◆福祉など多分野の機関との連携体制の強化
- ◆職業能力開発の促進に向けた情報発信の強化

2. 余暇活動の奨励

本市の多彩な施設や行事などの有効活用を促しながら、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくりや文化活動、勤労者相互のネットワークづくりなどの余暇活動を奨励します。

〔主な取り組み〕

- ◆各種活動やイベントへの支援
- ◆市内各施設、行事などの情報提供と参加促進

***ハローワーク**
働き口を探す人に仕事をあつせん・仲介し、事業者の求人をお知らせする公的な機関（職業安定所の愛称）。

***インターンシップ**
学生が一定の期間、会社などで研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行うこと。

第3章

共に支えあい、

健やかに暮らせるまちづくり

1. 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます
 - ①保健・医療
 - ②社会保障
2. 支えあい、心がかよう福祉環境をつくれます
 - ①地域福祉
 - ②高齢者福祉
 - ③障害者福祉
3. 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくれます
 - ①子ども・子育て支援
 - ②少子化対策

第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり

〔健康・福祉〕

1. 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます

① 保健・医療

《現況と課題》

少子高齢化が急速に進行する中で、介護、生活習慣病、心の病など日々直面する健康の問題も複雑化し、健康の維持・増進や安心な医療に対する市民の関心はますます高くなっています。

本市ではこれまで、県立中央病院をはじめ市立病院や市内各医療機関の連携のもと、休日診療の実施や予防を重視した健診・指導などの医療体制の充実を図ってきました。また、各地区の保健センターなどを中心とした健康診断、相談、健康教室などを通して、市民の健康に対する意識の高揚と健康づくりの支援に努めてきました。

今後も、保健・医療の連携を一層強化しながら、安心して信頼できる地域医療体制や保健活動の充実を図っていく必要があります。あわせて、市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康を維持し健やかに暮らしていくことができるよう、本市の魅力でもある自然豊かな環境やスポーツ・レクリエーション活動などを有効に活用しながら、幼児期・壮年期・高齢期などの年齢に応じた健康づくりを支援していく必要があります。

【基本健診等の受診率】 (平成17年度)

区 分	受診者 (人)	受診率 (%)
基本健康診査	10,939	45.34
胃がん検診	3,228	13.38
大腸がん検診	3,927	16.28
肺がん検診	10,693	44.32
子宮がん検診	1,491	11.67
乳がん検診	935	7.32

資料:健康増進課

【市内医療施設の状況】 (平成18年3月31日現在)

区 分	病 院	一般診療所		歯 科 診療所
		有床	無床	
施設数	6	5	23	32
病床数(床)	1,319	76	—	—

資料:水戸保健所

《施策目標》

健康を守る意識を高め、市民自ら取り組む健康づくりを支援するとともに、保健・医療機関との連携のもと、日々の健康を支え、適切なサービスを提供する安心な保健・医療体制の一層の充実を図ります。

《施策の体系》

保健・医療



1. 健康意識の高揚
2. 健康づくりの推進
3. 予防対策の推進
4. 医療体制の充実

《施策内容》

1. 健康意識の高揚

市内に立地する医療・福祉施設や市民団体などとの連携のもと、さまざまな広報手段を活用しながら、生活習慣病の予防など市民の健康に対する意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆ 広報等による健康意識の啓発
- ◆ 健康づくり運動、食育の普及促進



〈シルバーリハビリ体操〉

2. 健康づくりの推進

市民主体の健康づくりを支援し、特に子どもが健やかに生まれ育つよう乳幼児及び母子の保健指導の一層の充実を図ります。

また、高齢化社会に対応した地域における年齢階層別の保健指導体制の充実を図るとともに、農業生産者や教育現場との連携による総合的な食育の推進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆健康づくり講座、母子保健講座等の開催
- ◆地域毎の健康管理、指導体制の充実
- ◆スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ◆食生活改善指導の充実
- ◆健康増進計画、食育推進計画の策定検討

3. 予防対策の推進

生涯を通じた自己の健康管理や各種健診、保健指導の充実や予防接種の励行など、年齢に応じた疾病等の予防対策を総合的に推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆健康診査、保健指導の実施
- ◆疾病予防、介護予防に関する相談、指導体制の充実
- ◆生活習慣病の予防対策の実施
- ◆訪問歯科診療制度の充実

4. 医療体制の充実

市民が安心して適切な医療が受けられるよう、県立中央病院をはじめとする医療機関や医師会との連携を強化し、医療体制の充実に努めます。

また、市立病院については、地域に密着した医療機関として効率的な運営に努めながら、地域医療における役割や事業内容などについての検討を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆県立中央病院など医療機関・医師会との連携の強化
- ◆救急診療体制の充実
- ◆在宅医療の推進
- ◆市立病院の事業内容、経営形態の見直し検討

② 社会保障

《現況と課題》

高齢化が進行する中で、医療技術の高度化や多受診等により、近年、医療費はますます増加する傾向にあり、国民健康保険や老人保健などの社会保障制度は財政的にも厳しさを増しています。

本市では医療費の軽減に向けて、健康づくり活動の一環として各種保健事業を推進するとともに、これらの周知と適切な利用等の啓発活動を積極的に展開してきました。

今後も、健康づくりや予防事業などを充実し、医療費の適正化や社会保障制度の財政基盤の安定化を図るとともに、平成20年度より運用される後期高齢者医療制度に柔軟に対応しながら、健全な制度運営に努めていく必要があります。

また、老後の生活を支える国民年金については、保険料の適正な納付など制度に対する理解を深め、無年金者の防止に努める必要があります。

【国民健康保険の加入状況】

(平成17年度)

総人口・世帯		国民健康保険者数		加入割合	
世帯	※人口	世帯	被保険者数	世帯	被保険者
27,860 世帯	82,017 人	16,147 世帯	34,601 人	57.96%	42.19%

※住民基本台帳による数値

【老人保健医療給付状況】

(平成17年度)

対象者数 (月平均)	件数	費用額	1件当り費用額	1人当り費用額
10,009 人	236,381 件	6,250,242 千円	26,441 円	624,462 円

【医療福祉受給者の状況】

(平成17年度、単位：人)

乳児	幼児 (3歳未満)	幼児 (3歳以上)	妊婦	母子 家庭	父子 家庭	重度心身 障害者等	65歳以上重度 心身障害者等
585	1,219	2,454	387	1,616	139	686	740

【国民年金加入状況等】

(平成17年度、単位：人)

1号被保険者	任意加入者	3号被保険者	免除者数
15,560	124	6,325	4,002

資料：保険年金課

《施策目標》

国民健康保険や国民年金など、社会保障制度の趣旨や制度の周知を図り、保険税収納率の向上に努めるとともに、健康増進と疾病等予防対策の充実とあわせ、医療費支出の適正化を図り、各制度の健全運営を推進します。

《施策の体系》

社会保障



1. 国民健康保険の安定運営
2. 老人保健の適正な運営
3. 医療福祉費支給制度の充実
4. 国民年金制度の普及・啓発

《施策内容》

1. 国民健康保険の安定運営

保険財政の健全化を図るため、保険税の適正な賦課・徴収に努めるとともに、レセプト点検*の充実など医療費の支出の適正化に努めます。特に、健康づくり運動の展開により生活習慣病予防やメタボリックシンドローム*の概念を導入した特定健康診査*、特定保健指導*に積極的に取り組みます。

〔主な取り組み〕

- ◆保険税の適正な賦課と徴収率の向上
- ◆レセプト点検の充実
- ◆生活習慣病予防検診の助成
- ◆特定健康診査、特定保健指導の実施

2. 老人保健の適正な運営

高齢化により増加する老人医療費に対応し、レセプト点検を強化しながら医療費の適正化を図ります。

また、平成20年度からは、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、後期高齢者医療制度の充実・強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆レセプト点検の充実
- ◆後期高齢者医療制度の推進

***レセプト点検**
 保険者である市が、被保険者の診療に要した経費の明細が記入されたレセプト（診療報酬明細書）の内容を点検し、医療機関等に支払う額を確認すること。

***メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）**
 内臓脂肪の過剰の蓄積により、高脂血症、血圧高値、高血糖のうち2つ以上が重なった状態をいう。それらの因子が集積すると動脈硬化が進み、脳卒中、心筋梗塞を発症しやすい。

***特定健康診査**
 糖尿病など生活習慣病に関する健康診査。

***特定保健指導**
 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある方に対し、保健指導に関する専門的知識などを有する者が行う保健指導。

3. 医療福祉費支給制度の充実

安心できる医療環境を整えるため、乳幼児、妊婦、母子家庭、父子家庭、重度心身障害者等の受給者の把握に努めるとともに、医療費給付制度の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆受給者の把握と支援
- ◆医療福祉費助成制度の検討

4. 国民年金制度の普及・啓発

広報活動を促進し、国民年金制度の普及・啓発を図るとともに、制度の円滑な運営に努めます。

また、年金制度などに関する相談に適切に対応できる体制づくりを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆国民年金制度の啓発と加入の促進
- ◆相談体制の充実

2. 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります

① 地域福祉

《現況と課題》

深刻な少子高齢化社会を迎え、核家族化が進行する中で、安心して暮らせる地域社会を実現するためには、身近な生活の場における人とのふれあいや支えあいがますます重要になっています。高齢者や障害者、低所得者など社会的な支援を必要とする人が、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていくためには、地域社会を基本とする福祉の仕組みづくりや、これらを支える人づくり、活動の拠点となる場づくりなど、地域に応じた福祉サービスを総合的に実施する体制を整えていく必要があります。

本市ではこれまで、社会福祉協議会を中心に各種ボランティアの協力のもと、さまざまな福祉サービスを積極的に展開してきました。

今後も、こうした活動の一層の充実を図るとともに、行政や事業者による福祉サービスだけでなく、地域住民の理解と協力を得ながら、地域での助けあいや支えあいを大切にしたいきめ細やかな地域福祉の体制を整え、推進していく必要があります。

【ボランティアサークルの状況】（平成18年4月1日現在）

活動分野	サークル数
障害者関連サークル活動	15
高齢者(配食等)サークル活動	26
高齢者(交流)サークル活動	4
高齢者(施設)サークル活動	6
幼児・児童サークル活動	7
その他のサークル活動	22
合計	80

資料：社会福祉協議会

《施策目標》

高齢者や障害者、低所得者など、だれもが住み慣れた地域でその人らしく安心して生活が送れるよう、地域のふれあいや助けあいを基本とした心が通う福祉社会の実現を目指し、その仕組みを整えていきます。

《施策の体系》

地域福祉  1. 地域福祉計画の策定
2. 地域福祉活動の充実
3. 低所得者福祉の充実

《施策内容》

1. 地域福祉計画の策定

高齢者福祉などの分野別計画と連結した地域福祉の指針となる地域福祉計画を策定し、地域住民のつながりや支えあいを基本とした福祉活動を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆地域福祉計画の策定

2. 地域福祉活動の充実

地域福祉計画に基づく各福祉サービスが適切に効果的に利用できる仕組みを整え、利用を促進するとともに、市民や企業、ボランティアによる地域の自主活動など、福祉を目的とする事業が健全に展開されるよう、その活動を支援します。

〔主な取り組み〕

- ◆福祉サービスに関する周知と理解の促進
- ◆社会福祉協議会など、福祉団体の活動支援
- ◆各種団体の連携によるサービス支援体制の充実
- ◆専門家の派遣等による人材やリーダーの育成・支援

3. 低所得者福祉の充実

市、関係機関、社会福祉協議会、民生委員及びハローワーク*等との関係の強化や情報の共有により、実情にあった相談、指導体制の充実を図り、自立に向けた就労を支援していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆関係機関との連携、情報の共有
- ◆自立更正に向けた就労支援
- ◆相談、指導体制の充実
- ◆生活保護制度の適正な運用



〈配食サービス〉

***ハローワーク**
働き口を探す人に
仕事をあっせん・
仲介し、事業者の
求人をお知らせす
る公的な機関（職
業安定所の愛称）。

② 高齢者福祉

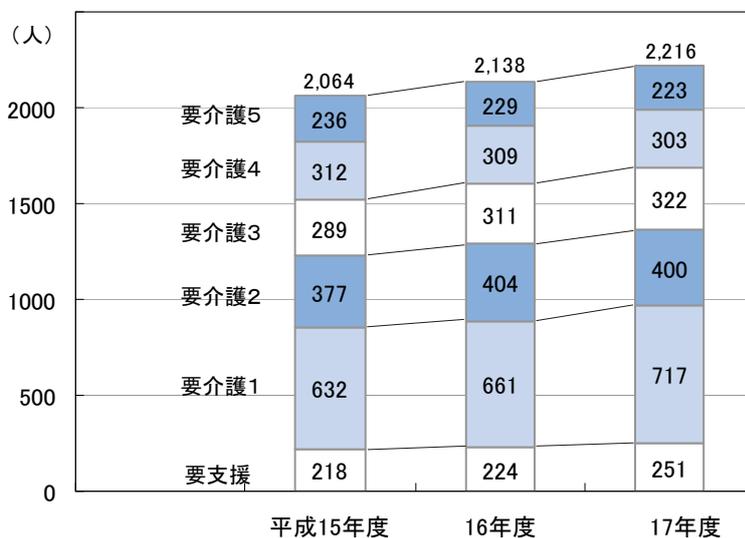
《現況と課題》

本市における高齢化率は20%を超え、国、県を上回って進行していると同時に、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯の割合も年々増加しており、高齢者が健康で安心して暮らしていける環境の整備がますます重要な課題となっています。

本市ではこれまで、介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センター*を本所及び支所に設置し、介護予防を重視した施策に取り組むとともに、高齢者クラブへの支援をはじめ高齢者の生きがい対策などを推進してきました。

今後は、地域でのこれまでの取り組みや特性を生かし、新しい笠間市として広い視野を持ってきめ細やかな福祉の在り方を見極めながら、高齢者の健康で安心できる暮らしを支え、生きがいを持って社会参加できる福祉の体制づくりに取り組んでいく必要があります。

【要介護別認定者数の推移】



資料：高齢福祉課

***地域包括支援センター**
介護保険法により各市町村に設置され、市民の心身の健康維持や財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対し、地域における総合相談窓口及び介護予防計画を担う組織。

《施策目標》

高齢者が健康で自立して生きがいを持って生活できるよう、きめ細やかな福祉の充実を図るとともに、豊かな経験や技術・知識などの能力を発揮し、積極的に社会参加ができる環境づくりに取り組んでいきます。

《施策の体系》

高齢者福祉



1. 元気あふれる生活の推進
2. 生きがい対策の充実
3. 地域で支えあう体制の充実
4. 介護保険の適正な運営

《施策内容》

1. 元気あふれる生活の推進

高齢者の元気あふれる生活を実現するため、自らの健康づくりの普及・啓発を進めるとともに、疾病の早期発見と早期治療に資するため、健康診査の受診率を高め、健康の維持増進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆健康づくりの普及啓発
- ◆健康診査の受診促進
- ◆介護予防事業内容の充実

2. 生きがい対策の充実

ねんりんピック（全国健康福祉祭）の本県における開催を契機として、高齢者のスポーツ、文化活動の促進や就労の場の確保などを通じて、生きがいを持って社会参加できる地域づくりを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆ねんりんピックの開催、参加促進
- ◆シルバー人材センター支援と人材育成
- ◆高齢者クラブへの支援
- ◆異世代交流活動などの社会活動への支援

3. 地域で支えあう体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、警察署や消防署など関係機関との連携を強化し、見守りや地域でのケア、災害時の援護体制、防犯対策などの充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆避難など、緊急・災害時対策の確立
- ◆防犯対策等の充実
- ◆地域支援事業への参加促進
- ◆地域ケアシステムの推進

4. 介護保険の適正な運営

保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努めます。

また、利用者に満足度の高いサービスを提供するため、介護支援専門員や介護サービス事業者、認定調査員などの質的向上を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆保険料の適正な賦課と徴収の推進
- ◆相談機能の強化など介護サービス体制の充実
- ◆家族介護者への支援



〈グラウンドゴルフ〉

③ 障害者福祉

《現況と課題》

本市の平成17年度末の身体障害者（児）は2,474人、知的障害者（児）は459人、精神障害者は202人と年々増加しており、難病患者についても増加の傾向にあります。

本市ではこれまで、障害者の福祉向上を図るため、市内に立地する福祉施設との連携や交通バリアフリー*基本構想の策定などを進めてきましたが、共生社会の実現に向けては、道路の整備や教育、産業など、多方面にわたる連携と人々が互いを支えあうケアの関係の構築が必要となります。また、平成18年の障害者自立支援法の施行により、三障害の制度が一元化され、共通のサービスを受けられるようになり、市の役割も大きく変化しています。

今後は、ノーマライゼーション*の理念の実現を目指し、障害福祉計画に基づきながら、障害者が地域社会で安心して生活し、積極的に社会参加ができるよう、自立に向けた支援や地域社会での受け入れ体制の充実など、総合的な福祉対策を進めていく必要があります。

【障害者手帳所持者の推移】

（単位：人）

区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
身 体 障 害	2,592	2,237	2,409	2,350	2,474
視覚障害	221	183	193	186	194
聴覚・平衡障害	258	202	212	201	202
音声・言語障害	35	26	28	27	27
肢体不自由	1,545	1,302	1,378	1,349	1,387
内部障害	533	524	598	587	664
知 的 障 害	394	404	427	439	459
精 神 障 害	100	115	145	176	202

資料：県福祉相談センター、精神保健福祉センター

【難病患者の推移】

（単位：人）

区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
難 病 患 者	568	625	633	547	577
特定疾患	237	251	276	265	275
小児慢性疾患	328	371	355	280	299
血友病	3	3	2	2	3

資料：水戸保健所

***バリアフリー**
高齢者、障害者等が社会生活をしていく上での、物理的、社会的な障壁を除去するという考え方。

***ノーマライゼーション**
障害の有無にかかわらず、すべての人が同等に地域社会で生活し、活動できる社会を目指す考え方のこと。

《施策目標》

地域における障害者の安全で快適な生活を保障するため、市民の理解と協働*の取り組みを基本とした障害福祉政策を推進するとともに、日常生活や活動を支え、自立を支援していくため、障害者の積極的な意欲を尊重しながら社会参画を促していきます。

《施策の体系》

障害者福祉



1. 障害福祉サービスの充実
2. 地域生活支援事業の充実

《施策内容》

1. 障害福祉サービスの充実

障害者計画と障害福祉計画に基づく福祉サービスを積極的に推進し、日常生活の介護や外出時の移動支援、自立した日常生活又は社会生活のための訓練や企業への就労など働く場の提供、必要な医療等の支援を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆介護給付*の促進
- ◆訓練等給付*の促進
- ◆サービス利用計画作成の促進
- ◆自立支援医療*の促進
- ◆補装具*給付の充実

*協働

目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

*介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上・療養上の必要な介護を行なうサービス。

*訓練等給付

身体的・社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行なうサービス。

*自立支援医療

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療。

*補装具

障害者等の身体機能を補完する義肢、装具、車いす等。

2. 地域生活支援事業の充実

障害者がそれぞれの地域で自立した日常生活や社会生活が送れるよう、地域の特徴を生かしたサービス体制をつくり、さまざまな支援やサービスの充実に図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆相談支援事業*
- ◆コミュニケーション支援事業*の充実
- ◆日常生活用具給付事業*の充実
- ◆移動支援事業*の充実
- ◆地域活動支援センター*、福祉ホーム*の充実

*相談支援事業

障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、援助を行なう事業。

*コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等、意思の疎通が困難な方に手話通訳等を派遣する事業。

*日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るための用具の給付や貸与を行なう事業。

*移動支援事業

障害者等が円滑に外出することができるよう移動を支援する事業。

*地域活動支援センター

創作的活動や生産活動を通して、障害者等の社会との交流を促進させる施設。

*福祉ホーム

障害者等が低額な料金で入所でき、日常生活用具の給付を受けることができる施設。



〈茨城県ゆうあいスポーツ大会〉

3. 安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります

① 子ども・子育て支援

《現況と課題》

近年の少子化や核家族化の急速な進行により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域におけるふれあいや教育力が低下してきているほか、子どもに関わる事件や事故、犯罪、虐待などが大きな問題となっています。

本市ではこれまで、子どもたちの健全育成に向けて、保育所での緊急保育や延長保育、小学校での放課後児童クラブなどの事業を積極的に展開してきました。また、離婚や未婚、不慮の事故などによるひとり親家庭等においては、各種手当の支給や保育所、児童クラブへの入所時の配慮など、子育てや生活支援のほか、家庭児童相談室や家庭訪問などによる生活相談を実施してきました。

今後は、地域や家庭のそれぞれの実情にきめ細かに対応のできる子育て支援の一層の充実を図るとともに、父母その他の保護者が第一義的責任を持ち、子育ての力を身につけてもらうことを基本としながら、市全体、地域全体で子育てを支援し、安心して子どもを生み育てることのできる環境を築いていく必要があります。

【保育所(園)入所児童数等の推移】

区 分	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
施設数	9	9	9	9	9
定 員(人)	909	909	909	909	939
児童数(人)	1,011	1,047	1,086	1,088	1,122

資料：子ども福祉課



〈両親学級〉

《施策目標》

多様化するニーズに対応した保育の充実や児童の健全育成など、包括的な育児支援施策を実施するとともに、家庭や地域の連携を基本とする子育て支援体制の充実を図り、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

《施策の体系》

子ども・子育て支援



1. 保育内容の充実
2. 育児支援対策の充実
3. 児童の健全育成
4. ひとり親家庭等への支援

《施策内容》

1. 保育内容の充実

多様化する保育需要に対応するため、保育時間の拡大や一時保育を導入するほか、乳児保育、障害児保育等の充実を図ります。

また、幼稚園との連携や一元化に向けた検討など、時代に即した保育サービスの充実に努めるとともに、保育施設の整備・充実を図ります。

【主な取り組み】

- ◆延長保育、一時保育等の保育サービスの充実の検討
- ◆世代間交流事業の充実
- ◆幼稚園との連携
- ◆保育所運営形態の見直し
- ◆保育施設の充実

2. 育児支援対策の充実

子育てに関する情報提供やサークルの育成などの育児支援環境づくりを推進するとともに、関係機関との連携を図りながら、育児相談体制の充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆地域子育て支援センターの充実
- ◆各地域の保育所相談支援体制の充実

3. 児童の健全育成

子ども同士の交流や世代間交流の場となる施設の開放を図るとともに、児童保育施設の整備や相談体制の充実など、児童の健全育成に努めます。

また、虐待などの保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会*」の連携を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆放課後児童クラブの充実
- ◆児童相談の充実
- ◆要保護児童対策の充実

4. ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、各種手当や技能習得支援、家庭援護サービスの充実に努めるとともに、関係機関との連携による相談指導体制を整備、就労の斡旋などにより自立を支援します。

〔主な取り組み〕

- ◆各種手当の支給
- ◆母子自立支援員の配置
- ◆民生委員、社会福祉協議会、関係機関との連携の強化

***要保護児童対策地域協議会**
虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により、早期発見や適切な保護を図ることを目的に設置する組織。

② 少子化対策

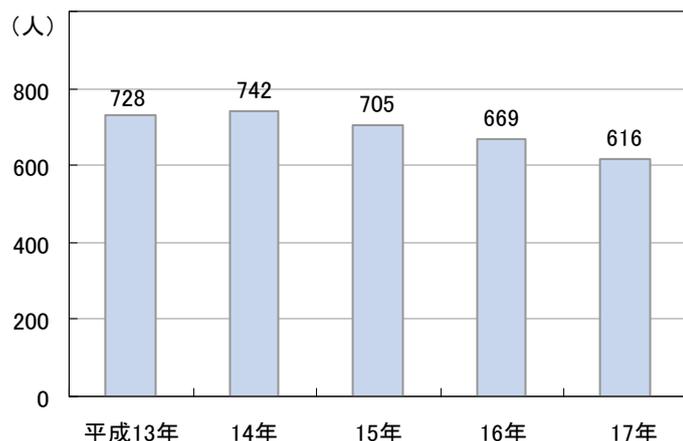
《現況と課題》

近年の急激な少子化の要因として、従来の晩婚化・非婚化といった点に加え、夫婦の出生力の低下が指摘されています。その背景には、子育てと仕事の両立の難しさや子育てに対する心理的・肉体的負担感、教育費などの経済的負担、さらには結婚観・家庭観などの個人の価値観の変化があると考えられます。

本市ではこれまで、地域における世話役としての結婚相談員の配置や、地域子育て支援センターを中心とした子育て家庭に対する育児支援や指導、親子のふれあいや遊びの輪を広げる場の提供、親同士の情報交換や育児相談の実施など、若者の出会いの相談や仲介、子育てする親の負担や不安の軽減に取り組んできました。

今後も、これから親となる若者への結婚や出産、子育てに対する意識の変革と高揚に努めながら、結婚相談や出会いの仲介などの結婚支援活動を積極的に展開していく必要があります。

【出生数の推移】



資料：人口動態統計

《施策目標》

さまざまな子育て支援施策をはじめ、男女の出会いの機会の創出や結婚支援体制の整備など、だれもが安心して子どもを生み育てられる環境づくりに積極的に取り組み、持続的・効果的な少子化対策を推進します。

《施策の体系》

少子化対策



1. 少子化に対する意識の高揚
2. 少子化対策推進体制の整備

《施策内容》

1. 少子化に対する意識の高揚

結婚や出産、子育てに対する意識の変革を図るため、広報紙やホームページなどによる意識啓発を積極的に行い、少子化に対する意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆ 広報活動の推進

2. 少子化対策推進体制の整備

若い世代が定着し、子どもが生まれ安心して子育てができるよう、関係機関との連携のもと、少子化対策事業や結婚相談体制の検討を図りながら少子化対策を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆ 少子化対策事業の検討
- ◆ 結婚相談体制の検討

第4章

自然と共生した安全で

やさしさのあるまちづくり

1. だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます

- ①生活道路 ②公園・緑地 ③河川 ④上水道
- ⑤生活排水 ⑥住宅 ⑦斎場・墓地

2. さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくります

- ①消防・防災 ②防犯 ③交通安全 ④消費者行政

3. 自然環境にやさしい循環型社会をつくります

- ①環境保全・公害防止 ②廃棄物対策

第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり 〔生活環境〕

1. だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます

① 生活道路

《現況と課題》

道路は、市民の快適な日常活動を支えるとともに、災害時の避難路や防災活動、良好な住環境の維持のために必要な最も身近な生活基盤です。

本市ではこれまで、広域の交通を担う幹線道路の整備を踏まえながら、これらに接続する道路をはじめ、通勤・通学路などの生活道路の整備を順次進め、その維持管理に努めてきました。しかしながら、道路網としてのネットワーク形成や、車や歩行者が安全・快適に通行できる道路環境の整備に向けては、依然多くの課題が残されており、通過交通対策や緊急車両のための幅員の確保、事故の危険性のある屈曲・狭あい道路の解消、歩道の整備など、市民のニーズに応える安全で使いやすい道づくりが求められています。

今後は、緊急性の高い生活道路の整備を推進するとともに、地域の状況に応じた効果的な道づくりやバリアフリー*に配慮した、だれもが安全に安心して利用できる環境の整備、緑豊かで潤いのある沿道環境、景観づくりなどに積極的に取り組んでいく必要があります。

【市道の整備状況】

(平成18年3月31日現在)

区分	路線数 (本)	実延長 (km)	改良済 延長 (km)	改良率 (%)	舗装済 延長 (km)	舗装率 (%)
1級市道	58	149.9	119.5	79.7	145.2	96.9
2級市道	54	91.3	55.6	60.9	87.6	95.9
その他市道	3,743	1,204.6	364.4	30.3	671.9	55.8
合計	3,855	1,445.8	539.5	37.3	904.7	62.6

資料：道路整備課

*バリアフリー
高齢者、障害者等
が社会生活をして
いく上での、物理
的、社会的な障壁
を除去するという
考え方。

《施策目標》

バリアフリーや防犯などに配慮しながら、だれもが安心して利用できる安全・快適な生活道路の整備や維持補修に努めるとともに、地域の特性や景観に配慮した特色のある道づくりを進めます。

《施策の体系》

生活道路



1. 生活道路網の整備
2. 交通バリアフリーの推進
3. 地域に応じた道づくり

《施策内容》

1. 生活道路網の整備

幹線道路網との連絡に配慮しながら、緊急性や必要性に応じて、既存道路の拡幅や歩道の整備などを進め、安全で利用しやすい生活道路の整備、維持補修に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆生活道路の整備、維持補修
- ◆自転車・歩行者道の整備

2. 交通バリアフリーの推進

移動の際の利便性及び安全性の向上を目的とした交通バリアフリー基本構想に基づく整備計画を策定し、駅周辺地区の道路整備を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆特定経路*及び準特定経路*の整備

*特定経路

駅などの旅客施設と公共施設・福祉施設等を結ぶ道路で、高齢者や障害者等が徒歩で移動する区間。

*準特定経路

特定経路周辺の回遊性や滞在性を高めるため、特定経路を補完する道路。

3. 地域に応じた道づくり

地域の実情に応じ、市民の理解と協力を得ながら、必要な道路機能を確保した効率的・効果的な道路整備を進めるとともに、良好な道路景観の維持に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆地域実情に応じた基準や構造による道路整備の推進
- ◆道路里親制度*の推進



〈道路里親活動〉

***道路里親制度**
住民や事業者等からなる自発的なボランティア（里親）によって、一定区間の道路の散乱ゴミ収集・清掃・草刈り等の美化活動を行う制度。

② 公園・緑地

《現況と課題》

本市は、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園などに連なる森林、台地部の平地林や屋敷林、田園地域など豊かな緑の環境を有しており、これらの自然環境や景観は、市民に潤いと安らぎをもたらす誇れる資源となっています。

本市には、こうした環境を背景に、芸術の森公園や総合公園、北山公園、つつじ公園、運動公園など多種多様な公園が整備されており、観光やスポーツ・レクリエーションなどを通じたさまざまな交流の場として、多くの市民や来訪者に親しまれています。また、街区公園や地域のふれあい広場など、子どもたちが安心して遊べる身近な公園・緑地の整備を順次推進しています。

今後は、本市の豊かな緑環境と都市環境との調和を基本としながら、住む人も訪れる人も憩い、ふれあえる公園・広場の整備や、地域の特性に応じた美しい緑地の保全・整備を進めていくとともに、市民との協働*による公園や緑環境の維持管理を検討、推進していく必要があります。

【主な公園】

(平成18年8月1日現在)

公園名称	面積(ha)	種別
笠間芸術の森公園	35.7 (54.6)	都市公園
笠間市総合公園	23.5	都市公園
北山公園	48.9	その他の公園
あたご天狗の森(公園)	9.2	その他の公園
つつじ公園	6.9	その他の公園

※()内の数値は、全体面積。

資料:都市計画課・商工観光課

*協働

目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

《施策目標》

自然環境と都市機能が調和した公園や緑地環境の整備に向けて、市民に潤いと安らぎを与える緑豊かなまちづくりを推進するとともに、市民との協働*による維持管理体制を整えていきます。

《施策の体系》

公園・緑地



1. 自然公園の保全・活用
2. 都市公園の整備
3. 緑のまちづくりを支える体制づくり
4. 緑化の推進

《施策内容》

1. 自然公園の保全・活用

市民の自然保護への理解を深めながら、笠間県立自然公園や吾国愛宕県立自然公園の環境を保全していきます。

また、北山公園やつつじ公園など、自然環境を生かした特色ある公園整備を推進するとともに、観光資源としての充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆自然保護意識の高揚・啓発
- ◆観光施設やハイキングコース等の美化
- ◆自然観察会等の実施
- ◆園内施設、レクリエーション施設の整備・保全

2. 都市公園の整備

災害時の避難場所としての機能などを確保しながら、バリアフリー*に配慮しただれもが気軽に憩える都市公園や広場の配置を推進するとともに、公園を利用する市民と行政との役割分担による適正な管理に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆バリアフリーに配慮した公園や広場の整備・充実
- ◆公園管理体制の充実

*協働

目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

*バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上での、物理的、社会的な障壁を除去するという考え方。

3. 緑のまちづくりを支える体制づくり

身近な公園や緑地を安全に利用しやすく維持していくため、公園ボランティアなどを中心とする地域の自主的な維持管理体制づくりを進め、市民による公園づくりや、緑化推進の取り組みを支援します。

【主な取り組み】

- ◆公園ボランティアの育成・支援
- ◆市民による身近な公園づくり研究会の組織化の検討

4. 緑化の推進

市民に潤いと安らぎを与える緑豊かなまちづくりを目指し、屋敷林や平地林などの保全や活用を積極的に進めるとともに、公共公益施設や工場等の敷地内緑化を推進します。

【主な取り組み】

- ◆緑化意識の啓発
- ◆都市緑化祭の促進



〈笠間芸術の森公園あそびの杜〉

③ 河川

《現況と課題》

本市には、市域のほぼ中央部を貫流する涸沼川とその支流が流れ、山々や市街地を背景とする水辺空間を形成しているほか、多くのため池や雨水排水を担う水路が整備されています。これらの河川や水路は、治水機能はもとより、水や緑に身近に親しめる場、動植物の生息の場となる貴重な自然環境であり、潤いある親水空間として保全し、活用していくことが望まれます。

一方、近年、生活排水の流入による河川やため池の水質の汚濁、廃棄物などによる環境の悪化が懸念されており、身近な水辺の保全に対する市民の意識も高まっています。

本市ではこれまで、茨城県など関係機関と連携しながら1級河川・準用河川の改修を促進するとともに、道路整備や公共下水道事業との調整のもとに排水路の整備を進めるなど、治水対策の充実を図ってきました。

今後も、関係機関との連携のもと、災害防止に向けた河川改修や水路整備、流域内の遊水*・保水機能*の保持など総合的な治水対策を推進するとともに、市民との協働*を基本に、日常的に水や緑とふれあえる空間として、水辺環境の保全・整備に取り組んでいく必要があります。

【河川の現況】

(平成18年4月1日現在)

区分	河川名
一級河川	涸沼川、涸沼前川、二反田川、巴川、稲田川、飯田川、間黒川、稲田沢川、福原川、片庭川、随光寺川、桜川(笠間)、枝折川、桜川(岩間)
準用河川	巴川、軍勢川、瀬戸の川、内川

資料：道路整備課

***遊水機能**
あふれた水を一時的に留めておく機能（川沿いの田が雨を溜めるなど）。

***保水機能**
地中に浸透させる機能（山林などの緑地が雨を一時的に貯留するなど）。

***協働**
目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

《施策目標》

災害防止対策と雨水排水対策を踏まえ、河川改修や水路の整備など総合的な治水対策を推進するとともに、市民の安らぎや憩いの場として、水と親しむ美しい水辺環境づくりや水質の保全に取り組んでいきます。

《施策の体系》

- 河川
- 
1. 河川改修の促進
 2. 雨水排水対策の推進
 3. 水質の保全と水辺環境の美化
 4. 親水空間の整備

《施策内容》

1. 河川改修の促進

茨城県をはじめ関係機関との調整に基づき、1級河川及び準用河川の改修を促進するとともに、流域内の遊水・保水機能の保持に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆河川の総合的整備の促進

2. 雨水排水対策の推進

河川氾濫等の災害防止に向けて、道路整備や公共下水道事業を踏まえた計画的な河川や水路等の整備を進めるとともに、調整機能を保ちつつ生態系にも配慮した水辺環境づくりに取り組みます。

〔主な取り組み〕

- ◆河川整備計画の検討
- ◆排水路整備計画の検討
- ◆河川、水路、調整池の整備・改修

3. 水質の保全と水辺環境の美化

河川愛護に関する市民意識の高揚を図るとともに、美化活動や水質の管理など、市民との協働*による河川・水路の維持管理体制を充実し、美しい水辺の景観形成に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆クリーンアップひぬまネットワーク活動の推進
- ◆河川美化活動の推進
- ◆河川水質調査・管理の実施
- ◆河川パトロールや水路等の定期点検の強化

4. 親水空間の整備

河川や池沼の整備にあわせ、自然や生態系に配慮した、だれもが安心して水に親しめる水辺づくりを進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆親水空間の整備
- ◆ビオトープ*の整備

***ビオトープ**
B I O (生き物)とT O P (場所)の合成語で、野生生物の生息・生育空間。限られた地域に、元来そこにあった自然風景を復元することも指す。

***協働**
目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。



〈ビオトープ天神の里〉

④ 上水道

《現況と課題》

上水道は、健康で文化的な市民生活を営むために欠かすことのできない施設であり、将来にわたって安定した水の供給体制を確保することが求められています。

本市ではこれまで、地下水と県中央広域水道用水供給事業からの受水を水源として、水道事業基本計画に基づく浄水・配水施設の整備と適正な維持・管理など、各地区を単位とした水の供給を推進してきました。また、配水管や浄水場等の施設の老朽化、ライフラインとしての耐震化、系統化等の課題に対応しながら、施設の更新を順次推進してきました。

今後は、各地区上水道事業の統合など長期的な視点に立った基本計画のもと、老朽化の進行や災害対策を踏まえた適切な施設の維持・更新を推進していく必要があります。また、給水需要に応じた水源の確保、効果的な水道事業の実施による経営基盤の強化に努め、継続的かつ安定的な水の供給を図っていく必要があります。

【上水道の普及状況】

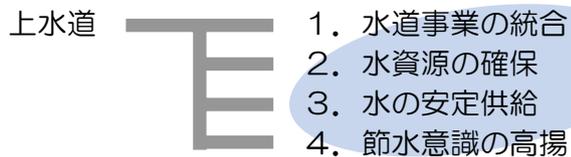
区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
給水件数	22,414 件	22,902 件	23,378 件
給水人口	70,182 人	70,851 人	71,591 人
普及率	85.3%	86.4%	88.2%

資料：水道課

《施策目標》

水道事業基本計画を策定し、施設の計画的な維持・管理を推進するとともに、給水需要に応じた水源の確保と事業の健全経営に努め、安全な水の安定供給を図ります。

《施策の体系》



《施策内容》

1. 水道事業の統合

水道事業の効率化に向けて、事業の指針となる水道事業基本計画を策定し、事業認可区域の変更を行うなど、各地区上水道事業の統合に向けた取組みを推進します。また、水道料金の適正化を図り、事業の円滑な運営に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆水道事業の統合化の推進
- ◆水道事業基本計画の策定
- ◆水道事業認可計画の見直し
- ◆水道料金の適正化の検討

2. 水資源の確保

安全な水の供給に向けて、地下水の水質の保全・管理を進めるとともに、県水道用水供給事業との連携を図り、安定した水源の確保に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆地下水の水質保全
- ◆送水ポンプの維持管理

3. 水の安定供給

水需要の増大に対応した施設の整備、拡充を進めるとともに、維持管理体制の強化を図り、水の安定供給に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆施設、設備の効率的な修繕、整備

4. 節水意識の高揚

効果的な水道事業の運営を図るため、広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、市民や事業所における節水意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆節水意識の高揚・啓発の推進



〈飯田ダム〉

⑤ 生活排水

《現況と課題》

生活排水を適正に処理する下水道等の施設は、自然と共生し健康で快適な生活を営むために欠かすことのできない根幹的な都市施設であり、河川や水路などの水辺環境の維持や水質の保全のためにも早期整備が望まれています。

本市ではこれまで、市街地における公共下水道事業をはじめ、農村生活環境の向上と農業用水の水源汚濁防止を図るための農業集落排水事業や浄化槽の設置など、地域に応じた生活排水処理対策を進め、市民生活の向上と公共用水域の保全に努めてきました。

今後も、新たな開発への対応や自然環境保全の視点に立ち、生活排水ベストプラン*に基づいた公共下水道事業計画区域の見直しや農業集落排水施設の利用促進、浄化槽の設置促進など、計画的で効率的な生活排水の処理を進めていく必要があります。

【生活排水の普及状況】

項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
処理人口	48,509 人	51,227 人	53,904 人
公共下水道	29,659 人	31,497 人	32,484 人
農業集落排水	4,010 人	3,941 人	4,629 人
合併処理浄化槽	14,840 人	15,789 人	16,791 人
総合普及率	58.9%	63.1%	65.7%

資料：下水道課

*生活排水ベストプラン

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の特性に応じた生活排水対策を行い、最も効率的（ベスト）に短期間で整備を行うためのマスタープラン。

《施策目標》

市民の生活環境の向上と自然と共生する環境の維持・保全に向けて、生活排水ベストプランを策定し、公共下水道をはじめ地域の特性に応じた生活排水処理対策を推進します。

《施策の体系》

生活排水



1. 生活排水ベストプランの策定
2. 公共下水道事業の推進
3. 農業集落排水施設の整備と利用促進
4. 浄化槽の設置促進

《施策内容》

1. 生活排水ベストプランの策定

地域の特性に応じた排水処理施設を整備し、効率的な排水処理を進めるため、その指針となる生活排水ベストプランを策定します。

【主な取り組み】

- ◆生活排水ベストプランの策定

2. 公共下水道事業の推進

事業認可区域の拡大にあわせ、管渠の整備や水洗化率の向上に努めるとともに、処理場の増設を促進します。

【主な取り組み】

- ◆公共下水道事業の推進

3. 農業集落排水施設の整備と利用促進

農業振興地域内の集落地等における農業集落排水施設の整備を進めるとともに、水洗化率の向上に向けて施設利用を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆農業集落排水施設の利用促進

4. 浄化槽の設置促進

公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、浄化槽の設置を進めるとともに、市町村設置型浄化槽*の導入について検討します。

〔主な取り組み〕

- ◆浄化槽の設置普及・啓発
- ◆市町村設置型浄化槽の導入検討



〈浄化センターいわま〉

***市町村設置型浄化槽**
生活排水処理施設の適正な維持管理と計画的な整備拡大を図るため、一定区域内において市町村自らが浄化槽の設置及び維持管理を行い、個人が使用料を負担する手法。

⑥ 住 宅

《現況と課題》

本市では、交通の利便性の高さなどから、民間による大規模分譲地などの住宅開発が進められ、人口の増加を支えてきました。また、公営住宅については13箇所343戸の市営住宅を整備し、6箇所253戸の県営住宅とあわせて、住宅困窮者への入居支援を進めてきました。

近年、ライフスタイルの変化などから住宅ニーズが多様化し、民間開発の適切な誘導による住宅供給の促進や緑地空間の確保など、安心して住み続けられるゆとりある居住環境が求められています。また、公営住宅においても、施設の老朽化や立地の偏り、高齢単身世帯などの居住ニーズへの対応やバリアフリー*など、新たな課題も生じています。

今後は、広域交通基盤の整備に伴う拠点開発などの動向を見据えながら、新たな人口の受け皿となる住宅の適切な整備誘導を図るとともに、民間ストックの活用を踏まえた住宅施策を積極的に進めていく必要があります。また、公営住宅基本整備計画に基づく公営住宅の整備や更新を進め、良好な居住環境の整備を促進する必要があります。

【公営住宅の整備状況】

(平成18年4月1日現在)

市営住宅	建設年度	戸数	県営住宅	建設年度	戸数
寺崎住宅	S46	50	笠間アパート	H10～H12	65
石井不動前住宅	S47,48	60	笠間住宅	H11～H13	24
佐城住宅	S50	10	福原アパート	H14～H16	60
寺崎第2住宅	S51,52	20	松山アパート	S61	36
稲田第2住宅(簡易平屋建)	S52,53	13	松山住宅	H2	8
北の入住宅	S54	12	友部アパート	H11～H12	60
石崎住宅	S54～57	54			
下市毛住宅	S58～61	50			
稲田第2住宅(木造)	S62・H9～H10	12			
来栖住宅	S63～H2	16			
石井第2住宅	H3～H6	24			
福原住宅(木造)	H14	10			
福原住宅(RC造)	H15～H16	12			
計		343	計		253

*バリアフリー
高齢者、障害者等が社会生活をしていく上での、物理的、社会的な障壁を除去するという考え方。

資料：都市計画課

《施策目標》

自然環境と共生し、高齢者や障害者をはじめだれもが安心して快適に住み続けられる居住環境の形成を基本に、市民ニーズに応える多彩な住宅の供給を促進するとともに、公営住宅の充実を図ります。

《施策の体系》

- 住 宅
- 1. 公営住宅基本整備計画の策定
 - 2. 多彩な住宅の供給促進

《施策内容》

1. 公営住宅基本整備計画の策定

公営住宅の量、質の両面から総合的かつ計画的な整備を推進するため、指針となる公営住宅基本整備計画の策定を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆公営住宅基本整備計画の策定

2. 多彩な住宅の供給促進

地域バランスに配慮した公営住宅の整備などを検討・推進するとともに、民間事業者等の理解と協力のもと、景観やバリアフリー*に配慮した魅力ある住宅の供給を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆公営住宅の整備
- ◆地区計画、建築協定による良好な住環境づくりの推進
- ◆民間の特定優良賃貸住宅等の整備誘導

*バリアフリー
高齢者、障害者等
が社会生活をして
いく上での、物理
的、社会的な障壁
を除去するという
考え方。

⑦ 斎場・墓地

《現況と課題》

本市の斎場は、笠間市・水戸市（内原地区）・城里町（七会地区）で構成する一部事務組合「笠間地方広域事務組合」により、火葬場とセレモニーホールをあわせ持つ総合的な施設として運営されています。近年、生活様式の変化に伴い、自宅葬から施設葬へと葬儀の様式も変化しつつある中で、ニーズに即した斎場の運営管理が望まれています。

また、墓地については、友部地区に民営の霊園墓地が整備されているほかは各地区の寺院墓地や点在する小規模墓地が利用されている状況です。

今後は、斎場の適切な運営管理を進めるとともに、新たに生じる墓地需要を見極めながら、斎場・墓地の在り方を検討していく必要があります。



〈笠間地方広域事務組合やすらぎの森〉

《施策目標》

住民サービスに配慮した広域斎場の適切な運営管理を進めながら、効率的な経営形態への見直しを検討するとともに、墓地の適正な管理を行います。

《施策の体系》

斎場・墓地



1. 斎場の運営管理
2. 墓地の適正管理

《施策内容》

1. 斎場の運営管理

住民サービスの向上に努めるとともに、公衆衛生に充分配慮した施設の運営管理を進めます。

また、効率的な施設運営を図るため、経営形態の見直しについて検討します。

〔主な取り組み〕

- ◆広域斎場の適切な運営管理
- ◆民間委託等の検討

2. 墓地の適正管理

墓地の経営許可にあたっては、需要の動向や周辺環境に配慮した適切な誘導を行います。

〔主な取り組み〕

- ◆墓地経営の適正許可

2. さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくりまします

① 消防・防災

《現況と課題》

本市ではこれまで、消防本部を中心に笠間、友部、岩間の各消防署による常備消防と各地区の消防団からなる非常備消防の連携により消防活動を進めてきました。また、消防の広域化に対応した効率的な体制の確立に向け、消防指令の業務の共同化など、組織機構改革が推進されています。

今後は、常備消防の充実とあわせ、地域における消防団員の確保や消防車両・機器・施設の充実を図り、社会情勢に対応した消防・救急体制の整備を進めていく必要があります。

防災においては、阪神淡路大震災や新潟中越地震などを教訓に、市民の自主的な活動や市民と行政の連携の重要性が再認識されています。本市においても、市民の防災意識の高揚に努めながら、防災施設の整備・充実とあわせて、自主防災組織*の育成・強化や高齢者、障害者などへの支援体制を確立するなど、防災対策の強化を進めていく必要があります。

また、国民保護計画に基づき、有事における市民の生命や身体、財産の保護を的確かつ迅速に実施できる体制の整備に努めていく必要があります。

【火災発生件数及び死傷者数】

区 分	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年 (内原地区除)
火災発生件数	89 件	91 件	62 件	87 件	59 件
火災による死者数	0 人	3 人	6 人	5 人	0 人
火災による負傷者数	2 人	4 人	2 人	13 人	7 人

資料：消防本部

*自主防災組織
地域住民が自発的に初期消火などの防災活動を行う団体。

《施策目標》

消防・防災施設や設備の一層の充実を図り、災害に対する総合的な防災体制の確立や広域的な連携を強化するとともに、地域コミュニティ*を生かした自主防災組織*の育成など、災害に強いまちづくりを進めます。

《施策の体系》

消防・防災



1. 消防体制の充実
2. 救急救助体制の充実
3. 防災体制の充実
4. 防災まちづくりの推進
5. 国民保護体制の整備・充実

《施策内容》

1. 消防体制の充実

消防・救急無線のデジタル化、広域化、共同化等に備え、消防指令施設等の改修整備を進め、通信連絡体制を強化するとともに、大規模な災害に備えた近隣相互の応援体制や消防団の統合による非常備消防体制の強化に努め、消防体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆消防施設の整備・充実
- ◆広域応援体制の整備・充実
- ◆非常備消防体制の充実

* 地域コミュニティ

地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

* 自主防災組織

地域住民が自発的に初期消火などの防災活動を行う団体。

2. 救急救助体制の充実

高度化・複雑化する救急医療に対する隊員の知識と技術の習得の向上を図るとともに、高規格救急車の配備や自動体外式除細動器(AED)*の計画的な配置などを進め、救急救命体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

- ◆高速道路における救急救助業務実施体制の整備
- ◆広域的な救急医療との連携
- ◆救助資器材の整備
- ◆救急救命士の適正配置
- ◆自動体外式除細動器(AED)の設置

3. 防災体制の充実

地域防災計画に基づき、自主防災組織*の育成や活動支援、防災行政無線の統合を含めた防災施設・設備の整備など、総合的かつ計画的な防災対策を推進します。

【主な取り組み】

- ◆地域防災計画の推進
- ◆自主防災組織の育成支援
- ◆防災施設等の整備

4. 防災まちづくりの推進

身近な公共施設や公園など、だれもが安心して避難できる避難場所の確保と、避難施設及び避難路の整備を推進します。

【主な取り組み】

- ◆避難場所、避難施設への誘導サインの設置
- ◆広報等による防災意識の啓発

***自動体外式除細動器(AED)**
コンピューター化された医療機器で、心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動(心臓の動きが不規則になる不整脈)が発生した場合に、電気ショックを与えて機能を回復させる装置。

5. 国民保護体制の整備・充実

災害や武力攻撃などの緊急事態において、市民の避難や救援措置などを的確かつ迅速に図るため、国民保護計画に基づく対策を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆国民保護計画の推進
- ◆地域防災計画と連動した避難誘導マニュアルの作成



〈自動体外式除細動器（AED）〉

② 防 犯

《現況と課題》

近年、身近な生活の場で犯罪につながる要因が急増し、インターネットを利用したハイテク犯罪*をはじめ、子どもや高齢者が犠牲となる凶悪な犯罪など、犯罪の多様化、巧妙化、低年齢化が進んでおり、犯罪を未然に防ぎ、だれもが安心して安全に暮らせるまちづくりを求める声はますます高まっています。

本市ではこれまで、警察署、防犯連絡員、防犯ボランティアを中心に家庭、地域、学校との連携のもと、犯罪防止に向けたパトロールの強化や地域における見守り活動など、地域ぐるみでの防犯に取り組んできました。

今後も、市民の防犯意識のさらなる高揚に努めるとともに、だれもが安心して暮らし続けることのできる健全な社会の実現に向けて、市民や関係機関相互の連携体制を強化しながら、積極的な防犯活動を進めていく必要があります。

【犯罪発生状況】

(笠間警察署管内、単位：件)

区 分	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
凶悪犯	14	6	15	18	17
窃 盗	1,839	1,879	1,738	1,557	1,478
知能犯	37	39	59	116	79
風俗犯	0	2	13	7	13
粗暴犯	17	28	50	49	65
その他	13	121	205	229	223
合 計	1,920	2,075	2,080	1,976	1,875

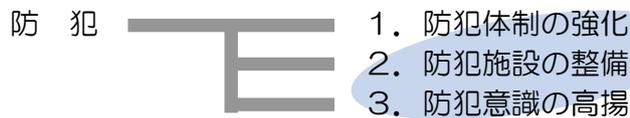
資料：笠間警察署

*ハイテク犯罪
コンピュータ技術
や電子通信技術を
悪用した犯罪。

《施策目標》

地域防犯ボランティアや警察署、防犯連絡員協議会などの関係団体や地域住民との連携・協力のもと、防犯活動や安全な環境づくりを推進し、だれもが安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの実現を目指します。

《施策の体系》



《施策内容》

1. 防犯体制の強化

防犯ボランティアや防犯連絡員等の関係団体との連携のもと、パトロールや見守りなど、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆地域コミュニティ活用による防犯体制の強化
- ◆児童等の登下校時の見守り強化
- ◆青色防犯パトロール車（交通安全指導車）によるパトロール強化

2. 防犯施設の整備

夜間の犯罪などを未然に防ぐため、通学路などへの防犯灯の設置を図るとともに、地域コミュニティ*や企業と協力しながら、適切な維持管理を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆防犯灯の設置

* 地域コミュニティ
地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

3. 防犯意識の高揚

消費生活センターなどとの連携を図りながら、広報紙やホームページ、防犯活動などを通して市民の防犯意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆防犯対策情報などの提供
- ◆防犯看板の設置
- ◆防犯講習会の開催
- ◆地域安全運動の推進



〈防犯パトロール〉

③ 交通安全

《現況と課題》

近年、自動車保有台数の増加や生活様式の多様化などによる車社会の著しい変化に加え、高齢化社会を背景として、子どもや高齢者の交通事故の割合が高くなっています。また、飲酒運転や交通違反など、モラルの低下に起因する重大な事故も多発し、大きな社会問題になっています。

本市においては、合併に伴う生活圏の拡大により、これまで以上に各地区の往来による交通量の増加が見込まれ、交通事故の危険性もますます高くなっています。

今後も、警察署や交通関係団体などと密接な連携を図りながら、交通安全意識の高揚やモラルの徹底など、交通事故防止に向けた活動を積極的に展開していくとともに、交通事故の起こりにくい道路環境の整備や交通安全施設の設置を推進していく必要があります。

【交通事故発生状況】

(笠間警察署管内)

区分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
発生件数	839件	829件	805件	804件	851件
死者数	19人	16人	13人	13人	14人
負傷者数	1,059人	1,038人	1,025人	1,046人	1,103人

資料：笠間警察署



〈交通安全教育〉

《施策目標》

交通安全団体の活動を支援し、市民の交通安全意識やモラルの一層の高揚を図るとともに、交通危険箇所の点検・改善や安全施設の適正な整備など、だれもが安全に通行できる道路交通環境づくりを推進します。

《施策の体系》

交通安全  1. 交通安全意識の高揚
2. 交通安全活動の推進
3. 交通安全施設の整備

《施策内容》

1. 交通安全意識の高揚

幼児から高齢者まで、年代に応じた交通安全教育の充実を図り、警察署や交通安全団体と協力し、交通安全意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆交通安全運動の実施
- ◆街頭指導の実施
- ◆交通安全教室の開催

2. 交通安全活動の推進

交通事故防止を図るため、笠間市交通安全協会や笠間市交通安全母の会の活動を支援しながら、交通安全活動の促進に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆交通関係団体の活動の支援

3. 交通安全施設の整備

交通安全パトロールによる交通危険箇所の点検を進めるとともに、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に推進します。

〔主な取り組み〕

◆交通安全施設の充実



〈交通安全運動〉

④ 消費者行政

《現況と課題》

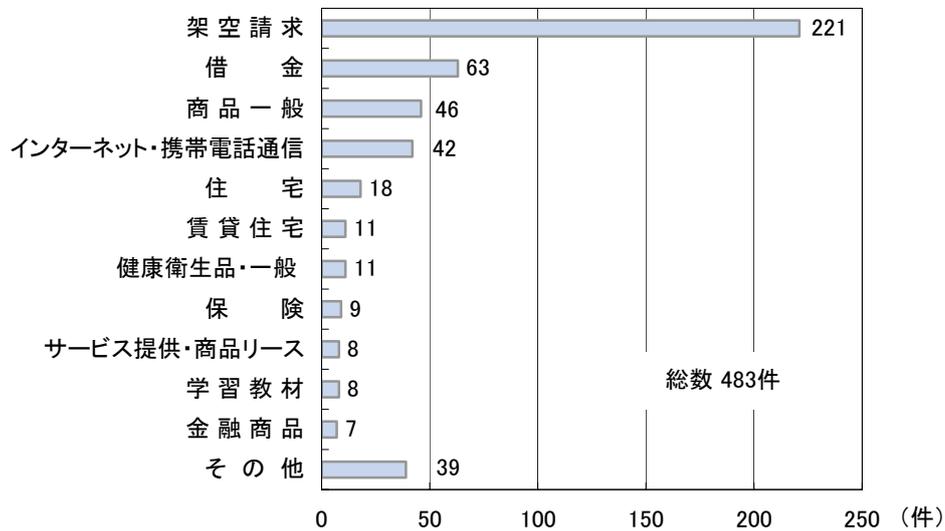
インターネットや携帯電話などの普及に伴い、手軽な販売形態や多様なサービスの提供などにより市民の消費生活が豊かで便利になった反面、商品の安全性・信頼性の問題や悪質な勧誘などによるトラブルの増加など、消費者を取り巻く状況は複雑化しており、市民の新たな不安要因ともなっています。

本市ではこれまで、消費生活センターを中心に、安全な消費活動の啓発や相談、指導をはじめとする消費者行政を推進してきました。

今後も、消費者の権利保護や消費生活の安定と向上に向けて、多様化する問題に迅速かつ適切に対応できる体制の整備・充実を図るとともに、問題発生を未然に防ぐ健全な消費生活の定着のため、出前講座の開催などを通して、啓発活動を推進していく必要があります。

【消費生活に関わる相談件数】

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)



資料：笠間市消費生活センター

《施策目標》

健全な消費生活の定着と安定に向けて、学習機会の充実や啓発活動を通して被害の防止に努めるとともに、消費者の権利保護や相談・指導の充実など、多様化する問題に適切に対応できる体制の整備と消費者団体の育成を図ります。

《施策の体系》

消費者行政



1. 啓発活動の充実
2. 相談事業の充実
3. 消費者団体の育成・支援

《施策内容》

1. 啓発活動の充実

消費生活講座など、あらゆる機会を通して消費者問題防止に関する情報提供を進め、安心・安全な消費生活が送れるよう消費者意識の高揚を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆消費生活講座の開催
- ◆各種団体への説明会の開催

2. 相談事業の充実

さまざまな消費者問題の解決や被害からの救済を図るため、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機関との連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆相談処理体制の充実

3. 消費者団体の育成・支援

消費者を取り巻くさまざまな問題に適切に対応できるよう消費者団体の育成に努め、活動の支援を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆消費者団体の統合の推進
- ◆消費者団体の活動支援



〈消費生活展〉

3. 自然環境にやさしい循環型社会をつくります

① 環境保全・公害防止

《現況と課題》

二酸化炭素濃度の増加による温暖化など地球規模の環境問題や、大量生産・大量廃棄や化学物質に起因する環境汚染、騒音・悪臭などの生活型環境問題などが深刻化し、これらの解決に向けたさまざまな環境保全対策や活動が全国的に推進されています。

本市においても、不法投棄の防止や水質の監視をはじめ、住みよい環境条例や公害防止条例などによる良好な生活環境づくりを目指した市民活動が積極的に展開されています。

今後も、本市固有の豊かな自然環境の保全や、地球環境への負荷を低減する施策を継続的に推進するとともに、環境意識のさらなる高揚、環境負荷の少ない生活様式への転換などに市民や事業者と連携して取り組んでいく必要があります。

【公害苦情処理件数】

(平成17年度)

区分	不法投棄	悪臭	水質汚濁	騒音	土壌汚染	計
件数	334	0	21	4	0	359

資料：環境保全課



〈佐白山クリーン作戦〉

《施策目標》

地球環境への配慮を基本として、豊かな自然環境を守り、次代へ継承していくため、環境基本計画を策定し、市民や事業者と連携して環境保全活動を推進していきます。

《施策の体系》

環境保全・公害防止



1. 環境基本計画の策定
2. 自然環境の保全
3. 生活環境の保全
4. 環境保全活動の推進

《施策内容》

1. 環境基本計画の策定

自然環境や生活環境などにおける各施策を総合的かつ計画的に進め、市民参加による取り組みを促進するため、その指針となる環境基本計画を策定します。

〔主な取り組み〕

- ◆環境基本計画の策定

2. 自然環境の保全

貴重な自然と生態系の維持に努め、地球規模での環境保全に貢献するとともに、省エネルギー化やエネルギーの有効利用を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

〔主な取り組み〕

- ◆開発における生態系への配慮の徹底
- ◆環境負荷の少ないエネルギー利用の推進

3. 生活環境の保全

騒音、悪臭、水質汚濁などの公害を防止するため、家庭や事業所等における対策の普及啓発を図るとともに、発生源の把握に努め、公害の未然防止を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆公害防止に向けた普及啓発
- ◆監視活動の実施

4. 環境保全活動の推進

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てるため、生涯学習などとの連携により環境教育の充実を図ります。

また、市民、事業者、行政が一体となった環境対策や公害防止活動を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆環境教育、環境学習の推進
- ◆環境美化推進団体の支援



〈ごみゼロ推進運動〉

② 廃棄物対策

《現況と課題》

地球温暖化や環境資源の枯渇化などの問題に対し、市民が身近な生活の中で主体的に取り組める環境対策として、ごみの減量化や再資源化がますます重要になってきています。

本市のごみ処理は、笠間地区はエコフロンティアかさま、友部・岩間地区は隣接する水戸市（内原地区）と構成する笠間・水戸環境組合（環境センター）を組織して進めていますが、効率的・効果的な処理に向けたごみ処理基本計画の見直しについても検討していく必要があります。また、ごみの発生量は近年横ばいで推移していますが、一方で、廃棄物などの不法投棄が増加しており、産業廃棄物などによる重大な環境汚染や環境破壊などの未然防止に向けて、厳しい取締りや監視体制の整備が強く望まれています。

今後も、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、環境美化意識の高揚を図りながら、さらなるごみの減量化や再資源化を推進するとともに、市民や企業と一体となって、ごみのない清潔で美しいまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【ごみ排出量の推移】

（単位：t）

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
可燃ごみ	23,142	21,752	22,305
不燃ごみ	1,740	944	943
粗大ごみ	411	357	549
有害ごみ	23	31	29
資源物	1,671	2,673	2,632
総 量	26,987	25,757	26,458

資料：環境保全課

《施策目標》

市民の環境美化に対する意識の高揚を図りながら、ごみの減量化や再資源化など適正な処理を進めるとともに、効率的なし尿処理を推進し、環境に負荷の少ない資源循環型社会の形成を目指します。

《施策の体系》

廃棄物対策



1. ごみ処理体制の強化
2. 循環型社会の推進
3. 不法投棄の防止
4. し尿処理施設の充実

《施策内容》

1. ごみ処理体制の強化

ごみ処理基本計画の見直しを行い、処理施設の適正な運営や建替えの検討を進めるなど、効率的・効果的な処理体制の強化を図ります

〔主な取り組み〕

- ◆ごみ処理基本計画の見直し

2. 循環型社会の推進

循環型社会の推進に向けて、市民や企業と一体となっておごみの減量化、再利用、再資源化を図り、資源の循環を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆分別収集の推進
- ◆3R*運動の推進

*3R
reduce・リデュース
(ごみを減らす)、
reuse・リユース
(繰り返し使う)、
recycle・リサイクル
(資源として再利用する)。

3. 不法投棄の防止

ごみのない清潔で美しいまちづくりに向けて、市民一人ひとりの環境美化意識の高揚に努めていくとともに、廃棄物の不法投棄などに対する監視体制の強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆不法投棄やポイ捨て対策の推進
- ◆パトロールの実施

4. し尿処理施設の充実

合併処理浄化槽の設置などを促進しながら、一部事務組合で運営するし尿処理施設について、機能の維持と適正な管理を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆処理施設（一部事務組合）の維持管理の促進



〈エコフロンティアかさま〉

第5章

人が輝き、豊かな文化を 創造・発信するまちづくり

1. 次代を担う子どもを育みます
 - ①幼児教育
 - ②学校教育
 - ③青少年育成
2. だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります
 - ①生涯学習
 - ②スポーツ・レクリエーション
3. 個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます
 - ①文化財
 - ②芸術・文化
 - ③国際化

第5章 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり 〔教育・文化〕

1. 次代を担う子どもを育みます

① 幼児教育

《現況と課題》

幼児期は基本的な生活習慣や道徳性の芽生えを培う最も重要な時期です。しかし、核家族化や急速な少子化の進行など社会環境が変化する中で、子育てを取り巻く環境も大きく変化しており、小学校就学の準備段階としての教育はもとより、家庭や地域との関わりの中で身につけていく社会性や心の教育、子育てする親への教育など、幼児教育が担う役割はますます重要になっています。

本市には、市立幼稚園が2園、私立幼稚園が7園あり、保護者との連携のもと、子どもの発達に応じた教育の充実や地域とのふれあい・体験活動など、小学校へとつながる学びの連続性を大切にした幼児教育に取り組んできました。

今後も、幼稚園教育要領の趣旨に基づきながら、基本的な生活習慣を身につけ、人と関わる力を育む幼児教育の一層の充実を図るとともに、認定子ども園への支援の検討や幼稚園から小学校への一貫性を重視しながら、家庭や地域、小学校や保育所との連携のもと、幼児の成長をみんなで見守り健やかに育む教育環境づくりを推進していく必要があります。

【幼稚園就園児の状況】

(平成18年5月1日現在、単位:級、人)

区分	学級数	3歳児	4歳児	5歳児	総数	教職員数
笠間市立笠間幼稚園	6	45	62	63	170	9
笠間市立福田幼稚園	4	17	32	29	78	7
あゆみ幼稚園	4	15	22	17	54	5
こじか幼稚園	7	44	60	68	172	8
ともべ幼稚園	11	81	87	103	271	14
さくら幼稚園	9	74	90	55	219	12
すみれ幼稚園	8	61	76	62	199	11
岩間第一幼稚園	8	36	47	51	134	10
ドレミ幼稚園	3	20	18	19	57	5
計	60	393	494	467	1,354	81

資料:学務課

《施策目標》

幼児の豊かな発達や小学校までの学びの連続性を大切にし、家庭や地域、学校と連携しながら、心身共に健やかな幼児を育む教育を推進します。

《施策の体系》

幼児教育



1. 豊かな体験活動の充実
2. 教育課程と指導の充実
3. 保護者・地域との連携
4. 幼稚園施設の充実

《施策内容》

1. 豊かな体験活動の充実

地域や人との関わりを大切にした豊かな体験活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性や社会性の育成に努めます。

【主な取り組み】

- ◆ 幼児の主体的な活動を促進する体験活動の実施

2. 教育課程と指導の充実

幼児一人ひとりの発達にきめ細かに対応できる教育課程や指導計画の充実・実践に努めます。

また、学びの連続性を大切にし、小学校との連携を強化していくとともに、保育所との連携や一元化に向けた検討を行うなど、時代に即した保育サービスの充実に努めます。

【主な取り組み】

- ◆ 指導計画の作成と支援
- ◆ 私立幼稚園への助成
- ◆ 相互訪問など幼小交流活動の実施
- ◆ 保育所との連携
- ◆ 幼稚園運営形態の見直し

3. 保護者・地域との連携

保護者や地域との連携のもと、さまざまなふれあい・体験活動を実施するなど、地域に開かれた特色ある幼稚園づくりを進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆地域との交流活動の推進

4. 幼稚園施設の充実

幼児がより安全で快適な幼稚園生活を送れるよう、安全に配慮した施設の整備と維持管理を計画的に進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆幼稚園施設の適正な維持管理



〈笠間幼稚園〉

② 学校教育

《現況と課題》

子どもたちが健やかに学び育つ環境づくりに向けて、確かな学力を身につける教育はもとより、やさしさとたくましさを育む心の教育など、学校教育への期待と課題はますます大きくなり多様化しています。

本市ではこれまで、教育内容や施設の充実はもとより、地域資源を生かした特色ある教育の実施や、さまざまな悩みに応える子どもや親への相談体制の充実など、家庭や地域とのつながりを大切にする学校づくりに努めるとともに、学校ボランティアや地域防犯活動など、子どもたちの安全を地域と協力して見守る体制づくりを展開してきました。

今後も、児童生徒の学力や体力、心の安定などの実態を的確に把握しながら、学力の向上と生きる力を育む教育の一層の充実に向けて、教育内容や施設、教育力の強化を図っていくとともに、保護者や地域との密接な連携のもと、地域の資源や人材の活用、安全に配慮した学校施設の開放など、地域コミュニティ*の拠点としての学校の役割を認識しながら、地域に信頼され、愛される開かれた学校づくりを推進していく必要があります。



〈田植え体験活動〉

*** 地域コミュニティ**
地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

【小学校の学校別状況】

(平成18年5月1日現在、単位：級、人)

学校名	学級数	生徒数								教職員数
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	75条の学級	計	
笠間小学校	21	105	104	92	92	101	103	15	612	29
東小学校	6	9	11	10	16	14	17	0	77	11
佐城小学校	7	30	28	24	33	33	33	4	185	13
箱田小学校	7	22	31	21	24	26	24	3	151	12
南小学校	10	45	35	41	48	25	41	0	235	15
稲田小学校	13	43	42	45	41	62	50	1	284	19
宍戸小学校	13	51	60	66	68	47	58	3	353	18
友部小学校	24	130	105	124	128	119	123	5	734	32
北川根小学校	14	64	45	47	72	53	55	9	345	21
大原小学校	8	31	41	33	41	36	35	0	217	14
友部第二小学校	17	61	79	84	85	84	109	6	508	24
岩間第一小学校	14	55	58	51	66	63	63	2	358	21
岩間第二小学校	8	37	35	43	27	44	38	0	224	14
岩間第三小学校	14	50	60	44	66	56	63	5	344	20
計	176	733	734	725	807	763	812	53	4,627	263

資料：学務課

【中学校の学校別状況】

(平成18年5月1日現在、単位：級、人)

学校名	学級数	生徒数					教職員数
		1年生	2年生	3年生	75条の学級	計	
笠間中学校	14	145	148	158	5	456	30
東中学校	3	22	26	28	0	76	13
南中学校	4	37	26	48	0	111	14
稲田中学校	7	54	64	43	3	164	16
友部中学校	19	192	220	240	5	657	42
友部第二中学校	13	145	153	128	4	430	26
岩間中学校	17	173	169	175	3	520	31
計	77	768	806	820	20	2,414	172

資料：学務課

《施策目標》

「確かな学力の育成・心の教育の充実・信頼される学校づくり」を基本とし、児童生徒の個性を尊重する教育の充実を図るとともに、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進します。

《施策の体系》

- 学校教育
- 
1. 確かな学力の育成
 2. 心の教育の充実
 3. 信頼される学校づくり
 4. 学校施設の充実

《施策内容》

1. 確かな学力の育成

学力の実態の分析・検証、学習意欲を高める授業プランの作成などを通して、確かな学力の定着を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆学力向上のための授業プランの作成
- ◆授業力をつける校内研修プランの作成、教職員研修の実施

2. 心の教育の充実

体験活動や道徳教育を通じた心の教育の充実とともに、体力向上や食育、郷土教育に積極的に取り組み、心身共に健やかな子どもの教育を推進します。特に、いじめや不登校等に適切に対応するカウンセリング*や教育相談の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆豊かな体験活動の充実
- ◆道徳教育の充実
- ◆食に関する指導の充実
- ◆カウンセリング・教育相談の充実

*カウンセリング
個人の持つ悩みや問題を解決するため、精神医学・心理学等の立場から協力し助言すること。

3. 信頼される学校づくり

保護者と地域の参画に基づく特色ある学校運営や、学校評価の実施、積極的な情報公開に努め、信頼される開かれた学校づくりを推進します。特に、家庭や地域との連携、幼小中連携の積極的な推進を図るとともに、学校の安全の確保や、専門的資質や使命感を持って教育に取り組める人材の育成・確保に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆学校公開の推進
- ◆学校評価の実施とその公開
- ◆幼小中連携教育の積極的な推進
- ◆家庭・地域との連携の推進
- ◆学校の安全の確保

4. 学校施設の充実

学校施設の整備改善を計画的に進め、適正な維持管理に努めるとともに、校務のIT環境の充実を図り、教育情報の共有化を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆学校施設の整備充実
- ◆耐震化の計画的実施
- ◆教育情報ネットワークの整備・活用

③ 青少年育成

《現況と課題》

少子高齢化や核家族化などを背景に青少年を取り巻く社会環境はますます複雑化しており、いじめや不登校、家庭内暴力、犯罪への関与など、少年非行も低年齢化・凶悪化する傾向にあり、大きな社会問題となっています。また、学校・家庭・地域は人間形成の大切な場所であり、一体となって本来の教育力を高め、心身共に健やかな子どもたちを地域ぐるみで育成していくことがますます重要になっています。

本市ではこれまで、学校週5日制の実施に伴うゆとりある時間を有効に利用しながら、放課後児童対策や休日活動の場の充実など、社会体験や多世代の子どもたちのふれあいを通して、思いやりの心や生きる力を育む活動に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携を強化しながら、環境の浄化や非行防止活動を積極的に推進してきました。

今後も、次代を担う子どもたちが、一人ひとりの個性と能力を生かし、自分らしく社会を生きていく力を育むことができるよう、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。



〈サッカースポーツ少年団〉

《施策目標》

家庭や地域の教育力を高め、連携を強化しながら、青少年が心身共に健康で人間性豊かに成長できるよう支援していきます。

また、意欲ある元気な団体を育成し、環境浄化や非行防止活動を積極的に展開していきます。

《施策の体系》

青少年育成



1. 家庭や地域の教育力の強化
2. 青少年団体の充実・支援
3. 推進体制の充実

《施策内容》

1. 家庭や地域の教育力の強化

学校や公民館、青少年団体、PTA等の連携により、地域と一体となって青少年を見守り、指導する体制を整えるなど、家庭や地域の教育力を高める施策を積極的に展開していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆青少年が健やかに育つ社会環境の整備
- ◆学校・家庭・地域の連携強化

2. 青少年団体の充実・支援

子ども会や青少年団体が、自主的に円滑に活動できるよう、組織や指導者の育成に努め、活動を支援していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆青少年指導者、青少年育成組織の育成・支援
- ◆子ども会、スポーツ少年団活動の支援
- ◆ボランティア、地域活動の充実と支援

3. 推進体制の充実

学校や関係団体、地域が密接に連携し、非行に関する問題行動の早期発見と指導、問題解決のための活動の総合的・効果的な推進を図るとともに、地域ぐるみで青少年のための環境浄化を推進します。

また、青少年育成市民会議の組織強化など、各種活動の推進体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆青少年関係団体相互の連携
- ◆青少年育成笠間市民会議の各支部の組織化
- ◆非行防止活動の推進



〈子ども会お祭り風景〉

2. だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります

① 生涯学習

《現況と課題》

余暇時間の増大や生活水準の向上を背景に、価値観やライフスタイルの多様化が進展し、「物の豊かさ」に加え「心の豊かさ」が求められる時代を迎え、一人ひとりの学ぶ意欲や自己実現のためのスキルアップ*などの目的に応じて、だれもが、いつでも、自由に学習手段や機会を選択できる学習環境づくりがますます重要になっています。

本市ではこれまで、各地区の公民館や図書館を中心に各種教室・講座の開催や多様な学習機会の提供を図るとともに、団塊の世代の社会参加の場づくりや指導者人材バンクの活用、学習情報の提供など、市民の学びの環境の充実に努めてきました。

今後も、市民の主体的な生涯学習活動を支援するため、学習内容の一層の充実を図り、分かりやすく利用しやすい情報の提供、指導体制の充実、成果の発表の場の充実を図っていく必要があります。また、公民館・図書館をはじめとする生涯学習の拠点施設の維持・充実を図るとともに、施設の柔軟かつ有効な利用を促進していく必要があります。

【公民館活動の状況】

(平成17年度)

区 分	笠間公民館	友部公民館	岩間公民館	計
自主活動、クラブ活動団体数	49 団体	141 団体	35 団体	225 団体

資料:各公民館

【図書館の利用状況】

(平成17年度)

区 分	笠間図書館	友部図書館	岩間図書館	計
蔵書数	129,035 冊	230,000 冊	29,000 冊	388,035 冊
年間貸出冊数	507,244 冊	361,189 冊	15,594 冊	884,027 冊
年間入館者数	221,538 人	176,302 人	6,231 人	404,071 人

資料:各図書館

*スキルアップ
技能や能力を向上
させること。

《施策目標》

だれもが、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習情報の提供や指導体制の充実など生涯学習を総合的に推進する体制を整えるとともに、施設・設備の適切な管理と有効活用を推進します。

《施策の体系》

生涯学習



1. 推進体制の充実
2. 施設・設備等の活用と充実
3. 学習情報及び学習機会の提供
4. 指導体制の充実

《施策内容》

1. 推進体制の充実

学校教育と社会教育の連携を図りながら、生涯学習の推進体制を確立するとともに、企画運営への市民参加を推進します。

【主な取り組み】

- ◆学校教育と社会教育の連携
- ◆生涯学習推進本部の設立

2. 施設・設備等の活用と充実

公民館をはじめ、生涯学習活動の場となる施設や設備の整備・充実を進めるとともに、図書資料の充実やネットワーク化など、図書館の利用促進を図ります。

【主な取り組み】

- ◆時代の変化に対応した生涯学習環境の充実
- ◆図書資料の充実と利用促進

3. 学習情報及び学習機会の提供

生涯学習に関するさまざまな情報のネットワーク化を推進し、分かりやすく、利用しやすい学習情報の提供や、各種施設を有効に活用した学習機会の充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆生涯学習情報ネットワーク化の推進
- ◆学習成果の発表の場の充実

4. 指導体制の充実

生涯学習の内容の一層の充実を図るため、出前講座などの活用を促進するとともに、さまざまな分野における指導者の確保に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆市民講師など指導者の確保充実



〈笠間図書館〉

② スポーツ・レクリエーション

《現況と課題》

科学技術や情報通信技術の進展により生活が便利になった反面、体力や運動能力の低下、人間関係の希薄化、ストレスに起因する健康障害の発生などが顕在化し、社会的な問題としても取り上げられています。だれもが健康で豊かな生活を送っていくためにスポーツの果たす役割は大きく、生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めていくことがますます重要になっています。

本市ではこれまで、だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、運動施設等の整備・充実を図るとともに、指導者やリーダーの育成に努めてきました。また、「全国高等学校アームレスリング大会」や「かさま陶芸の里マラソン大会」など、多くの参加者が一堂に会するスポーツ大会を開催し、広くスポーツの普及啓発を推進してきました。

今後も、市民のニーズや期待を的確に把握しながら、施設の整備・充実や指導者の育成・確保に努めるとともに、各種大会・教室などの充実をはじめ、市民一人ひとりが能力や目的に応じて継続的にスポーツを楽しみ、健康増進を図ることができる環境の整備を進めていく必要があります。



〈かさま陶芸の里マラソン大会〉

【体育施設の利用状況】

(単位:人)

施設名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
市民体育館	43,883	44,126	34,440
市民プール	3,045	4,914	4,487
武道館	17,980	16,209	17,119
総合公園テニスコート	3,736	4,405	5,562
柿橋テニスコート	5,910	5,797	6,088
橋爪弓道場	—	2,073	1,381
岩間総合運動公園	13,712	14,117	13,719
岩間海洋センター体育館	16,075	16,284	20,968
岩間海洋センタープール	2,359	3,127	2,674
岩間武道館	13,962	16,245	12,288
岩間工業団地テニスコート	1,565	1,578	1,478

資料:スポーツ振興課

【体育施設の利用状況】

(単位:件)

施設名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総合公園市民球場	87	74	84
総合公園多目的広場	159	128	113
総合公園芝生スポーツ広場	94	61	68
南山スポーツ公園	99	103	109
高田運動公園	149	129	139
柿橋グラウンド	461	537	605
北山グラウンド	385	428	380
鴻巣グラウンド	285	395	279
大原グラウンド	129	137	154
北川根ふれあい広場	320	259	282

資料:スポーツ振興課

《施策目標》

市民の誰もが、体力や年齢に応じ、生涯を通してスポーツに親しめる施設の整備・充実を図っていくとともに、各種大会の開催や団体の育成を通して、身近で多彩なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

《施策の体系》

スポーツ・レクリエーション



1. 生涯スポーツ*の推進
2. 地域スポーツ活動の推進
3. 競技スポーツの振興
4. 推進・指導体制の充実
5. 施設の整備・充実

《施策内容》

1. 生涯スポーツの推進

スポーツ少年団の育成と加入推進を図るとともに、各年代に応じたプログラムの導入により、生涯スポーツを通じた健康・体力づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ◆ニュースポーツ*の普及、各種スポーツ教室の開催
- ◆各種大会やイベントの開催
- ◆スポーツ少年団の支援

***生涯スポーツ**
一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯にわたりいろいろな形でスポーツと関わりをもち、スポーツの持つ多くの意義と役割をくらしの中に取り入れること。

2. 地域スポーツ活動の推進

学校体育施設の活用を促進するなど、地域スポーツの普及に向けた取り組みを強化します。

また、総合型地域スポーツクラブ*の設立に向けて、啓発活動を推進するとともに、クラブマネージャーの育成を図ります。

【主な取り組み】

- ◆学校体育施設開放
- ◆地域スポーツ指導者・リーダーの育成
- ◆地域スポーツ研修会・講習会の開催
- ◆総合型地域スポーツクラブの普及・啓発活動の推進
- ◆クラブマネージャーの育成

***ニュースポーツ**
年齢や性別、体力、ハンディキャップの有無に関わらず、だれもが手軽に楽しむことができるスポーツの総称。ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ等。

***総合型地域スポーツクラブ**
地域住民の主体的な運営のもと、だれもが年齢や趣味・関心、技術・技能レベルに応じて活動できる複数種目型の総合的なスポーツクラブのこと。

3. 競技スポーツの振興

本市が取り組んできた各種スポーツ大会の継続を図るとともに、体育協会の充実や顕彰制度を推進し、競技スポーツの一層の振興を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆全国高等学校アームレスリング大会、陶芸の里マラソン大会の実施
- ◆スポーツ奨励金による支援
- ◆体育協会の支援

4. 推進・指導体制の充実

体育指導委員の活動の活性化、スポーツ指導者の育成・発掘に努めるとともに、スポーツリーダーバンク制度*の活用を進めます。

また、市民ニーズに対応したスポーツ情報の収集と提供のため、スポーツ情報システムの確立に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆スポーツ指導者研修会・講習会の開催
- ◆スポーツリーダーバンクの設立
- ◆スポーツ振興計画の策定
- ◆ホームページの充実
- ◆競技団体とのネットワーク整備・強化

5. 施設の整備・充実

市内のさまざまなスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を図るとともに、だれもが利用しやすい柔軟な利用形態の検討や、適切な管理運営に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆施設整備計画の策定
- ◆施設利用手続きの電子化
- ◆施設使用料の見直し

*スポーツリーダーバンク制度
スポーツ・レクリエーション活動の普及・発展を図るため、有能なスポーツ活動指導者の登録を行い、市民等の要請に応じて適切な指導者を紹介する制度。

3. 個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます

① 文化財

《現況と課題》

本市には県内でも有数の文化財や伝統芸能などが数多く残され、また継承されています。豊かな緑の森や田園環境、歴史の中でさまざまな先人たちの営みにより磨かれてきたこれらの文化・伝統は、今日の笠間の文化の礎となる市民の貴重な財産であり、これらを後世にしっかりと伝えていくことが大切です。

今後は、市内文化財の調査・研究と適正な保全管理の体制を整えていくとともに、郷土学習などのさまざまな学習の場に生かしながら、継承していく必要があります。

また、歴史的民俗的な資料の積極的な公開・展示に向けた資料館等の整備の検討をはじめ、新たな市史の編さんを進め、市民の誇りにつながる歴史と文化の環境づくりを進めていく必要があります。

【国県市指定文化財数】

(平成18年9月1日現在、単位:件)

区 分		国	県	市	合 計
有 形 文化財	建造物	3	2	11	16
	絵 画	—	—	9	9
	彫 刻	4	7	34	45
	工芸品	—	3	9	12
	書 跡	—	3	—	3
	典 籍	—	—	1	1
	古文書	—	—	1	1
	考古資料	—	—	3	3
	歴史資料	—	1	3	4
無形文化財		—	—	—	—
民 俗 文化財	有形民俗文化財	—	—	1	1
	無形民俗文化財	—	—	2	2
記念物	史 跡	—	1	14	15
	天然記念物	1	3	18	22
合 計		8	20	106	134

資料:生涯学習課

《施策目標》

笠間が誇る、歴史的・文化的資源の保全と活用に取り組み、郷土意識の高揚を図るとともに、新たな笠間の文化として次代に継承していきます。

《施策の体系》

- 文化財
- 
1. 文化財の保護と活用
 2. 資料館等の整備・充実
 3. 埋蔵文化財保護体制の確立
 4. 市史の編さん

《施策内容》

1. 文化財の保護と活用

歴史的に価値のある文化財の調査研究に努めるとともに、貴重な文化財の適切な保護と活用を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆文化財に関する調査・研究の充実
- ◆文化財の公開展示・活用
- ◆文化財保護意識の高揚

2. 資料館等の整備・充実

公文書を含む歴史資料等の収集・保存・活用を図るため、学芸員の配置や歴史民俗資料館の充実と郷土資料館（博物館）などの整備を検討していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆歴史民俗資料館の充実
- ◆郷土資料館（博物館）などの検討

3. 埋蔵文化財保護体制の確立

埋蔵文化財が適切に保全・活用されるよう、包蔵地の調査や開発などに関する専門職員の配置を検討し、試掘調査や発掘調査の体制の確立に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆埋蔵文化財専門職員の配置・養成の推進

4. 市史の編さん

笠間地区、友部地区、岩間地区の歴史を後世に継承していくため、新笠間市史の編さんに取り組み、郷土意識の高揚を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆概説笠間市史の編さん



〈国指定重要文化財 塙家住宅〉

② 芸術・文化

《現況と課題》

ライフスタイルの変化や余暇時間の増大などに伴って、生きがいや心の豊かさが求められ、市民の芸術・文化に対する関心や意欲はますます高まっています。

本市ではこれまで、クールシェヴュール国際音楽アカデミーの誘致や全国子ども陶芸展、芸術鑑賞会などの開催をはじめ、各公民館を拠点とした展覧会や文化祭の開催など、市民が身近に芸術や文化に親しめる環境や機会の充実に努め、笠間の風土を背景とした誇れる芸術・文化の振興に努めてきました。また、姉妹都市*や友好都市*との芸術・文化面での交流を積極的に進めてきました。

今後も、市民の芸術・文化に対する関心や参加意欲に応えながら、市民主体の活動を支援していくとともに、成果の発表・鑑賞による市民相互の交流の活性化や、優れた芸術・文化とふれあえる機会づくりを通して、風土が育んだ文化と新たな文化の融合を図り、個性と創造性豊かな笠間の文化を創造し、全国に発信していく必要があります。



〈全国子ども陶芸展 in かさま〉

*姉妹都市
栃木県矢板市、
兵庫県赤穂市

*友好都市
和歌山県田辺市、
北海道遠軽町

《施策目標》

市民の芸術・文化活動への積極的な参加を促進するとともに、多彩な芸術・文化とふれあえる機会の拡充を図り、新たな笠間の文化を創造・発信していきます。

《施策の体系》

芸術・文化



1. 市民文化活動の支援
2. 芸術・文化事業の推進
3. 芸術・文化施設等の整備

《施策内容》

1. 市民文化活動の支援

市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促していくため、各種文化団体の活動を支援し、ネットワークの形成に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆文化活動団体への支援
- ◆市民文化祭の充実

2. 芸術・文化事業の推進

学校や企業等と連携しながら、世代間、地域間などの文化交流を推進するイベントの開催と定着化を図ります。

特に、平成20年開催の「第23回国民文化祭・いばらき2008」を契機に、市民の文化活動への参加の機運を高め、地域文化の振興を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆クールシェヴェール国際音楽アカデミーの開催支援
- ◆全国こども陶芸展の開催
- ◆芸術鑑賞事業の推進
- ◆「笠間・炎の祭典」「ストーンフェスティバル」の開催

3. 芸術・文化施設等の整備

既存の文化施設などの適切な維持・管理と有効活用を図るとともに、新たに芸術・文化活動の拠点となる市民ホール等の整備に向けた検討を行います。

〔主な取り組み〕

◆市民ホール等の整備検討



〈国際音楽アカデミークールシュヴェール in かさま〉

③ 国際化

《現況と課題》

近年の交通・情報通信技術の進展に伴い国際化が急速に進み、多くの自治体で活発な国際交流が展開されています。

本市ではこれまで、国際交流協会などの関係団体と連携しながら、国際交流事業や国際理解教育を進めてきました。また、訪れる外国人を快く迎えるため、観光通訳ガイドの養成を行ってきました。

今後も、観光や産業、教育・文化・スポーツなど、市民生活のさまざまな分野に広がる身近な国際化を的確に受け止める環境づくりを市民とともに取り組み、国際化時代に対応できる人づくりを進めていく必要があります。

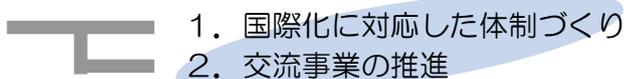


〈国際交流事業〉

《施策目標》

市民の国際理解を促進するとともに、人材の育成や外国人が住みやすい環境の整備など、国際化に的確に対応したまちづくりを進めます。

《施策の体系》

- 国際化
- 
1. 国際化に対応した体制づくり
 2. 交流事業の推進

《施策内容》

1. 国際化に対応した体制づくり

国際感覚を育成するため、外国人とのふれあい交流を通じた国際理解教育の充実を図ります。また、外国人が親しめるまちとして、外国語版のパンフレットやホームページ等の作成を推進するとともに、行政窓口における外国人対応の充実や、観光案内のための人材の育成を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆国際理解教育の充実
- ◆外国語表記の公共サインの推進
- ◆外国人に対応した生活情報の提供及び相談窓口の充実
- ◆観光通訳ガイドの育成・支援

2. 交流事業の推進

市内在住の外国人と市民がふれあう国際交流事業を促進します。特に、イベントなどを通じた国際交流の機会の充実を図るとともに、市内の地域資源や文化・スポーツなど多様な活動を生かした交流を促進します。

〔主な取り組み〕

- ◆市民を主体とした国際交流事業の充実
- ◆文化・スポーツなどさまざまな分野での交流の促進

第6章

人と地域、絆を大切にした

元気なまちづくり

1. 一人ひとりが尊重しあう心を育みます

- ①人権尊重 ②男女共同参画社会

2. 地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます

- ①市民協働 ②地域コミュニティ

3. 自治を育み、創造的な行財政運営を推進します

- ①広報・広聴 ②行政運営 ③財政運営 ④広域行政

第6章 人と地域、^{きずな}絆を大切にした元気なまちづくり

〔自治・協働〕

1. 一人ひとりが尊重しあう心を育みます

① 人権尊重

《現況と課題》

近年、子どもや高齢者への虐待、いじめ、女性への暴力（DV）や嫌がらせなど、人権に関わる事件・事故は依然として後を絶たず、生命にも関わる大きな社会問題ともなっています。

人権に関わる複雑多様な問題を解決し、平等で平和な社会を築いていくためには、あらゆる視点から人権について学び、意識を高めながら、国籍や性別、年齢、障害の有無などに関係なく、だれもがその個性や能力を発揮し、対等な個人として社会参画できる環境をみんなで築いていくことが重要です。

本市ではこれまで、講演会や街頭キャンペーンなどの活動を通して、人権に対する意識の啓発を進めるとともに、福祉や教育などさまざまな部門における人権教育の実施や相談体制の充実に努めてきました。

今後も、あらゆる機会を通して一人ひとりが尊重しあう心を育みながら、平等で平和に暮らせる社会の実現に取り組んでいく必要があります。



〈人権擁護相談〉

《施策目標》

一人ひとりが尊重しあい、心豊かに共に生きる平等で明るく住みよい社会の実現を目指し、人権や社会平和に関する学習・啓発活動を推進していくとともに、適切に対応できる体制の充実を図ります。

《施策の体系》

人権尊重



1. 人権施策推進基本計画の策定
2. 人権意識の高揚・啓発
3. 人権相談体制の充実

《施策内容》

1. 人権施策推進基本計画の策定

人権施策の指針となる人権施策推進基本計画を策定し、市民とともに実践していきます。

【主な取り組み】

- ◆人権施策推進基本計画の策定

2. 人権意識の高揚・啓発

関係機関との連携を強化しながら、人権に関する講演会等の開催などを通して啓発活動を推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。

【主な取り組み】

- ◆街頭啓発キャンペーンの実施
- ◆講演会等の開催
- ◆関係機関との連携強化

3. 人権相談体制の充実

市民の抱えるさまざまな人権に関する問題を解決に導いていくため、人権相談体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆特設人権相談の開設

② 男女共同参画社会

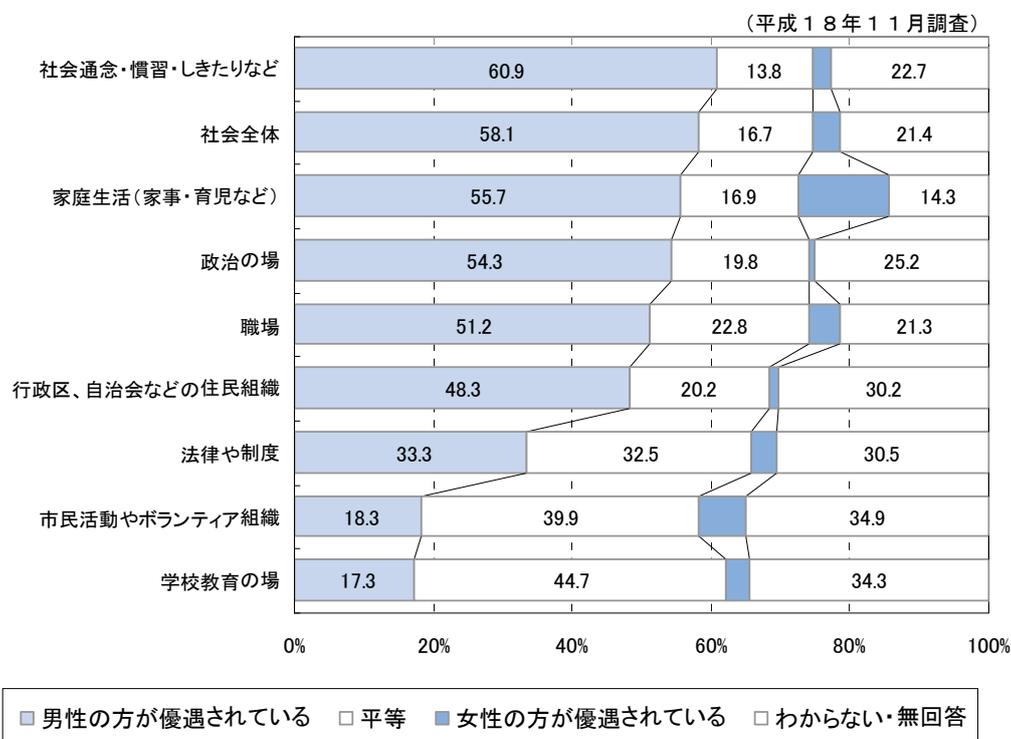
《現況と課題》

少子高齢化の進展や社会情勢の急激な変化に対応していくため、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、個性と能力を十分に発揮して充実した生き方を選択できる社会の実現が強く求められています。このためには、これまでの性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行などが平等な社会参画を妨げるものがないよう、男女共同参画に関する理解と関心を深め、一人ひとりが考え行動できる社会環境を築いていく必要があります。

本市ではこれまで、国や県、他市町村と連携しながら、男女共同参画に関するセミナーやフォーラムの開催など、男女共同参画意識の高揚に向けた取り組みを進めてきました。

今後も、家庭や地域、職場などのあらゆる分野において、男女が互いに尊敬しあい、自らの意思と責任により社会に参画し、活躍できる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

【男女の地位の平等感】



《施策目標》

男女が互いに尊敬しあい、個性や能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等に参画していく男女共同参画社会の実現を目指します。

《施策の体系》

男女共同参画社会



1. 男女共同参画意識の啓発
2. 男女共同参画の環境整備
3. 男女共同参画推進体制の整備

《施策内容》

1. 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画に関する学習機会や教育の充実を図り、意識改革と慣行を見直していきます。

また、男女間におけるあらゆる暴力の根絶を目指します。

〔主な取り組み〕

- ◆男女共同参画に関するフォーラムやセミナー等の開催
- ◆女性のための相談窓口の整備

2. 男女共同参画の環境整備

家庭や地域、職場をはじめ、地域社会におけるさまざまな分野での男女共同参画を推進します。

また、男女が共に生き生きと働くことができるよう就労支援を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆各審議会等における女性の登用促進
- ◆女性リーダー養成事業の推進
- ◆男女共同参画推進拠点機能の整備
- ◆男女共同参画推進事業所との協定
- ◆育児・介護休業制度の周知

3. 男女共同参画推進体制の整備

男女共同参画基本計画の進行管理や情報公開、適切な評価などを推進するとともに、さらなる推進体制の整備・充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆男女共同参画審議会及び推進会議の設置・充実
- ◆男女共同参画研修機会の充実
- ◆男女共同参画基本計画の推進



〈男女共同参画講座 ウォーキング風景〉

2. 地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます

① 市民協働

《現況と課題》

多様化する市民の期待や要望に適切に対応しながら、納得のいくサービスを提供していくためには、相互の役割を改めて確認しながら、市民と行政の新しい関係を築いていくことが必要です。このためには、市民一人ひとりが計画や施策の内容を理解し、参画できる体制を築いていくことが重要であり、今までの市民と行政の関係を見直し、より良いパートナーシップのもと、それぞれの責任をしっかりと果たしながら「協働*」のまちづくりを進めていく必要があります。

本市ではこれまで、各種計画づくりに際してのアンケート調査やパブリック・コメント*などを通して、積極的な市民参加を推進してきました。また、市民による市民のための講座として、まちづくり出前講座・市民編を開設しました。

今後も、まちづくりの担い手としての市民の意識を高め、協働を基本として行政のさまざまなプロセスへの市民参加を進めていく仕組みを整えるとともに、市民の主体的なまちづくり活動を支援していく必要があります。



〈出前講座 バランスボール体操〉

*パブリック・コメント

行政機関が政策の立案等を行なう際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を聴く機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

*協働

目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向かって協力すること。

《施策目標》

市民と行政がそれぞれの役割を認め合い、協力し合う協働のまちづくりを目指し、推進体制の確立や市民参画機会の拡充を推進します。

《施策の体系》

市民協働



1. 協働のまちづくりの推進
2. 市民参加機会の拡充
3. 市民活動・NPO 活動の促進
4. 市民憲章の推進

《施策内容》

1. 協働のまちづくりの推進

市民がまちづくり活動を行う上で必要な情報の収集と提供を進めます。
また、行政と市民の協働のまちづくり推進システム構築に向けて、まちづくり条例等の制定や協働のまちづくりモデル事業を推進します。

【主な取り組み】

- ◆情報の一元的集約とその提供システムの確立
- ◆出前講座の人材確保と講座の充実
- ◆協働のまちづくり検討研究組織の設置
- ◆協働のまちづくりの指針・条例の制定とモデル事業推進の支援

2. 市民参加機会の拡充

ホームページや広報紙を活用した市民の意見・提案の聴取など、広報・広聴活動の充実を図りながら、市民の意見や提案を市政に反映させる施策の充実に努めるとともに、参加機会の拡充を図ります。

【主な取り組み】

- ◆インターネットや広報紙を活用した情報受発信の推進
- ◆パブリック・コメント制度の活用

3. 市民活動・NPO 活動の促進

さまざまな市民活動や団体への支援を図るとともに、NPO*団体の設立を支援します。

また、市民の主体的なまちづくりを支援する市民活動支援センターの設置を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆市民活動や市民活動団体への支援
- ◆市民活動支援センター設置の支援

4. 市民憲章の推進

市民憲章を推進するため、市民憲章推進団体の組織化を図り、市民と行政の協働事業を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆市民憲章推進団体の組織化
- ◆市民憲章推進事業の実施



〈NPO設立に向けた研修会〉

*** NPO
(Non Profit
Organization)**

特定非営利活動促進法（NPO法）により認証を受け、法人格を取得した市民活動を中心とする団体（NPO法人）。本来は公益法人、社会福祉法人、任意団体も含む広い概念であり、一般的に「民間非営利組織」と訳される。

② 地域コミュニティ

《現況と課題》

急速に進展する少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、情報化の進展などを背景として、地域における連帯感や助け合い意識の低下、地域自らの問題解決力の低下などが問題となっています。

本市ではこれまで、自治会などを中心に地域の伝統的な祭りや行事などが維持され、さまざまな自治活動を推進してきました。また、身近な地域を学び、知り、楽しみながら地域の活動に積極的に参加していくという市民の主体的な活動も展開されています。

今後は、より身近な地域における特色ある元気な自治活動の母体として、コミュニティ団体やボランティア組織を大切に育み、活動の場の充実を図っていくとともに、リーダーの育成や連携・交流のネットワークを強化しながら、自主的・自立的な地域活動を推進する地域コミュニティ*を育成していく必要があります。



〈地域資源発掘ワークショップ〉

*** 地域コミュニティ**
地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

《施策目標》

だれもが気軽に参加できるさまざまな地域活動を通して、地域の^{きずな}絆・連帯感やコミュニティ意識の高揚を図るとともに、活動の場や施設の整備・充実と有効活用を進め、元気な地域コミュニティ*の育成・活性化を図ります。

《施策の体系》

地域コミュニティ  1. コミュニティ活動の活性化
2. コミュニティ施設の整備・充実

《施策内容》

1. コミュニティ活動の活性化

自主的・主体的なコミュニティ活動を支えるボランティアや、活動の核となる人材の育成を図るとともに、地域コミュニティ活動団体の設立や活動を支援します。また、行政情報の提供や地域での交流の活性化、地域コミュニティの活性化に向けて、行政区組織を支援します。

〔主な取り組み〕

- ◆コミュニティ活動団体の育成・支援
- ◆ボランティア、地域リーダーの育成
- ◆アダプト・プログラム*（里親制度）の検討
- ◆行政区組織充実のための支援

***アダプト・プログラム**
市民が道路や公園など、公共の場所をわが子にみたくて掃除し、美化していくこと。

2. コミュニティ施設の整備・充実

地域コミュニティの拠点として、集会施設などの計画的整備・改修に努め、必要な補助を行います。

また、コミュニティ助成事業の周知と有効活用を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆コミュニティ活動施設の充実
- ◆コミュニティ備品等の充実

***地域コミュニティ**
地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

3. 自治を育み、創造的な行財政運営を推進します

① 広報・広聴

《現況と課題》

市民参加による協働のまちづくりを進めていくためには、市民に分かりやすい情報を提供し、市の諸施策を明快に説明していくとともに、市民の意見や要望を適切に受け止めていくことが重要です。

本市ではこれまで、情報公開条例を制定し、市民の知る権利を保障するとともに、広報かさまやお知らせ版、ホームページなどを通して、行政情報や生活情報などのさまざまな情報を市民が迅速・容易に得られるように努めてきました。また、広聴活動では市政懇談会や電子メール、ご意見箱などを通じた市民の意見や要望も参考にしながら、まちづくりを進めています。

今後も、個人情報や情報セキュリティに配慮しながら、積極的な広報活動による正確で迅速な情報提供に努めるとともに、市民ニーズの的確な把握と、市民の意見を市政に反映できる体制づくりを推進していく必要があります。

【広聴事務件数】

(平成18年度)

項目	ご意見箱	電子メール	計
要望	36	27	63
苦情	13	22	35
お礼	7	1	8
問合せ	8	80	88
意見	22	8	30
合計	86	138	224

資料：秘書課

《施策目標》

市民の知る権利を保障するとともに、市民と行政とが互いに情報を共有し、協働のまちづくりが進められるよう、正確で迅速な行政情報の積極的な発信や市民の意見・提案を的確に把握する仕組みを整え、広報・広聴活動の充実を図ります。

《施策の体系》

広報・広聴



1. 情報公開の総合的な推進
2. 広報活動の充実
3. 広聴活動の充実

《施策内容》

1. 情報公開の総合的な推進

市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、電子文書管理システムの導入などにより、市政に関する情報をより正確で迅速に提供できる体制づくりを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆電子文書管理システム等の導入検討
- ◆情報公開の総合的な推進

2. 広報活動の充実

市民にとって親しみやすく、見やすい広報紙やホームページづくりなど、広報活動の充実を図ります。

また、広報紙やホームページの企画・編集への市民参加について検討していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆見やすいホームページの運営・管理
- ◆見やすく、分かりやすい広報紙の編集
- ◆市民記者制度等の導入の検討

3. 広聴活動の充実

あらゆる機会やさまざまな場の充実を通して、市民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆市政懇談会等の開催
- ◆ホームページや意見箱を活用した市民の意見・提案の収集



〈市政懇談会〉

② 行政運営

《現況と課題》

地方分権の進展に伴い、地方公共団体はこれまで以上にスリムで効率的な行政運営や自らの責任と判断による自主的・自立的な行政運営が求められています。一方、少子高齢社会の到来や高度情報化、国際化などの社会情勢の変化、価値観の多様化に伴う市民ニーズへの対応など、行政の取り組むべき課題もますます多様化・複雑化してきています。

本市では、合併を経て、行財政改革大綱や集中改革プランの策定とこれに基づく行政評価システムや指定管理者制度の導入の検討などを進め、行財政改革に積極的に取り組んでいます。

今後も、行財政改革大綱の方針に基づきながら、徹底した行財政改革を推進し、市民ニーズや国、県の政策・法制度改革等に適切に対応するとともに、市民が真に求める、高度で分かりやすい行政サービスの提供に向けて、柔軟で横断的かつ効率的な行政運営を進めていく必要があります。

【部局別職員数】

(各年4月1日現在、単位：人)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
総 数	920	908	889	850	828
市長部局	464	466	462	457	468
教育委員会	155	148	142	138	125
議会事務局	11	11	11	9	7
公営企業	141	131	123	118	96
消 防	149	152	151	128	132

※公営企業欄は、病院・水道・下水道・その他(国保、介護保険等)の各部門。

資料：職員課

《施策目標》

時代の変化に柔軟に対応した弾力的な行政機構の改革を推進し、多様化・高度化する行政需要に対応できる効率的で効果的な行政運営を進め、行政サービスの向上を図ります。

《施策の体系》

行政運営



1. 効率的な行政運営の推進
2. 組織機構の適正化
3. 職員の意識改革と資質の向上
4. 行政事務の効率化・高度化
5. 市民サービス・行政手続の効率化

《施策内容》

1. 効率的な行政運営の推進

事業の「選択と集中」により、限りある財源を効率的に活用した施策展開とその適正な管理に努めます。

また、未利用地の活用も含めた庁舎等の適正管理や、公共事業の民営化や民間委託など、合理的な管理・運営に努めます。

【主な取り組み】

- ◆行政評価システムの導入・運用
- ◆指定管理者制度の導入検討
- ◆庁舎等の適正管理及び再整備を含めた有効活用

2. 組織機構の適正化

柔軟で横断的かつ効率的な行政運営を図るため、行財政改革大綱に基づき組織機構の見直しと適正化を図ります。特に、定員モデル値や類似団体との比較分析等を踏まえ、定員の適正化を図ります。

また、厳しい地方行財政の状況を踏まえ、給与制度とその運用や水準の適正化を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆組織機構の見直し
- ◆定員適正化計画の策定
- ◆給与制度の適正化
- ◆専門職員の育成・配置

3. 職員の意識改革と資質の向上

市民の立場に立った行政を推進できる人材の育成のため、職員人材育成基本方針を策定し、職員の意識改革と一層の資質向上を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆職員人材育成基本方針の策定
- ◆研修計画の策定・実施
- ◆人事評価制度の適正な運用

4. 行政事務の効率化・高度化

庁内情報システムの確立を進め、情報化による行政事務の効率化・高度化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆新たな業務システムの導入

5. 市民サービス・行政手続の効率化

各種行政サービスや行政手続の電子化を推進し、市民だれもがいつでも、どこでも利用できるシステムの構築による利便性の向上と効率化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆電子申請、届出サービスの拡充・構築
- ◆スポーツ施設予約システムの拡充



〈職員研修会〉

③ 財政運営

《現況と課題》

近年、景気は回復基調にあるものの、これまで進められてきた三位一体改革をはじめとして国庫補助負担金の縮小、地方交付税や税源移譲の見直しが進められ、地方自治体の財政運営は非常に厳しい状況が続いています。また、地方分権の一層の推進によりさまざまな事務・事業の移譲も進んでいます。

本市では、合併を経て、徹底した行財政改革のもと、中・長期財政計画の作成や各種事業評価、バランスシート*など健全な財政運営に向けた取り組みを推進しています。一方、企業所得・個人所得の減少の影響を受け、本市においても市税滞納額が増加するといった問題も生じています。

今後も、社会経済情勢の変化を見極めながら、少子高齢化をはじめ、さまざまな行政課題に対応していくため、税収や安定した財源の確保、適正な財源の配分、経常経費の削減に努め、健全な財政運営に努めていく必要があります。

【笠間市の財政状況】

(各年度決算額、単位：千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳 入	26,321,864	24,273,905	26,892,278
地方税	8,198,391	8,234,326	8,400,174
地方交付税	6,454,845	5,787,639	5,690,588
国庫支出金	2,094,283	1,916,001	2,010,904
地方債	3,184,200	2,385,000	2,439,100
その他	6,390,145	5,950,939	8,351,512
歳 出	25,567,627	23,494,035	25,319,365
義務的経費	9,544,001	9,522,849	9,794,779
人件費	5,148,126	5,097,757	5,258,382
扶助費	2,204,087	2,351,136	2,363,302
公債費	2,191,788	2,073,956	2,173,095
投資的経費	4,562,902	3,186,022	4,298,191
その他	11,460,724	10,785,164	11,226,395

資料：財政課

*バランスシート
企業会計における
貸借対照表のこ
とで、年度中にお
ける資産、負債等
の財政状況を一
覧表にした財務
報告書。

《施策目標》

多様化・高度化する行政需要や行政課題に弾力的に対応するため、社会経済情勢の変化を見極めながら、安定財源の確保、計画的・重点的な財源の配分などを徹底し、健全な財政運営に努めます。

《施策の体系》

財政運営  1. 計画的な財政運営の推進
2. 財源の確保

《施策内容》

1. 計画的な財政運営の推進

計画的な財政運営の指針となる中・長期財政計画を策定し、推進していきます。特に、費用効果を考慮し、投資的経費の選択的・重点的な配分を図るほか、財源の効率的運用のため経常的経費の節減に努めます。

【主な取り組み】

- ◆財政計画の策定・公表

2. 財源の確保

企業誘致や人口定着の促進など、課税客体の確保に努めます。
また、受益者負担の原則に基づき、使用料などの適正化を図るとともに、地方交付税や補助金等の有効活用とその確保に努めます。

【主な取り組み】

- ◆収納率の向上と体制の強化
- ◆公共料金、施設使用料の見直しの検討
- ◆有料広告の推進
- ◆広報等によるPRの推進

④ 広域行政

《現況と課題》

交通環境の整備や情報の高度化などに伴い、市民の日常生活圏はますます広域化し、交流も拡大してきています。多様化・複雑化する広域的ニーズに対応し、適切な行政サービスを提供していくためには、さまざまな分野において圏域の都市が協力・連携して広域的な施策や事業を展開していくことが求められています。

本市は水戸地方広域市町村圏に属し、周辺市町村とともに、公共施設の広域利用や共通の問題課題に対応した広域事業に取り組んできましたが、それぞれの行政分野における効率的な事務処理に向けた事務委託、一部事務組合等による事務の共同処理についても、サービスの向上に取り組んでいく必要があります。

今後は、広域交通環境の整備などに伴う生活圏・交流圏の拡大、新しい時代の流れや市民のニーズを的確に把握しながら、関連市町村との連携・調整のもと、効果的な広域行政を推進していく必要があります。

【主な広域行政・協議会等】

(平成19年3月31日現在)

名 称	事業内容	構成市町村	形 態
水戸地方広域市町村圏協議会	広域市町村圏計画の推進	笠間市、水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、城里町、大洗町、東海村	協議会
筑北環境衛生組合	し尿処理	笠間市、筑西市、桜川市	一部事務組合
茨城地方広域環境事務組合	し尿処理	笠間市、水戸市、小美玉市、茨城町	一部事務組合
笠間・水戸環境組合	ごみ処理	笠間市、水戸市	一部事務組合
水戸地方広域市町村圏事務組合	老人保健センター	笠間市、水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	一部事務組合
茨城県市町村総合事務組合	退職手当等	県内全市町村	一部事務組合
笠間地方広域事務組合	斎場、火葬場	笠間市、水戸市、城里町	一部事務組合
茨城租税債権管理機構	滞納処分等	県内全市町村	一部事務組合
茨城県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度	県内全市町村	広域連合

資料：企画政策課

《施策目標》

市民の日常生活圏や交流の拡大に伴う行政へのニーズの多様化・高度化に適切に対応していくため、関係市町村との連携を強化して効果的なサービスを提供する広域行政を推進し、個性や特性を生かした魅力ある圏域づくりを進めます。

《施策の体系》

広域行政  1. 広域行政サービスの推進
2. 広域行政の研究

《施策内容》

1. 広域行政サービスの推進

公共施設の相互利用など、広域的なサービス提供体制の拡充に努めるとともに、主体性と創造性を持った広域事業を展開します。

【主な取り組み】

- ◆水戸地方広域市町村圏協議会における事務事業の推進
- ◆公共施設相互利用の推進

2. 広域行政の研究

より効率的で自立性の高い行政運営を目指して、広域行政での対応が必要な行政サービスについての調査・研究を進めます。

【主な取り組み】

- ◆既存の一部事務組合の見直し
- ◆新たな行政サービスについての調査・研究の実施

第4部 付 属 資 料

- 総合計画策定の経過
- 笠間市総合計画審議会条例
- 笠間市総合計画審議会委員名簿
- 笠間市総合計画策定委員会規程
- 笠間市総合計画策定委員会委員
- 笠間市総合計画策定委員会専門部会委員
- 諮問書・答申書
- 総合計画策定体制
- 索引

● 総合計画策定の経過

年月日	事 項	内 容
平成 18 年 4 月 20 日	庁議	笠間市総合計画の策定について報告
4 月 14 日～4 月 25 日	庁内調査	各課の計画等策定予定について調査実施
5 月 19 日	第 1 回総合計画策定委員会	(1)笠間市総合計画策定方針（案）について (2)策定スケジュールについて
6 月 28 日	第 2 回総合計画策定委員会	(1)プロポーザル方式による委託業者の選定基準等について
7 月 18 日	プロポーザル審査会	総合計画策定委託業者審査委員会開催 委託業者決定：(株)都市計画センター
7 月 20 日	第 1 回総合計画審議会	・審議会委員の委嘱及び諮問 ・会長及び副会長の選任 (1)総合計画策定方針について (2)今後のスケジュールについて
7 月 23 日～8 月 31 日	市政懇談会	小学校区単位により 15 会場で開催 延べ参加人数 469 人
8 月 31 日～9 月 15 日	庁内調査	各課ヒアリングシート調査実施 ・課題や取組む必要があるテーマなど
9 月 12 日	第 3 回総合計画策定委員会	(1)市民アンケート等の実施について (2)専門部会の設置について
9 月 13 日～9 月 30 日	各種団体調書・提案書調査	総合計画に係る各種団体ヒアリング調書・提案書調査実施（274 団体）
9 月 15 日～9 月 29 日	職員アンケート調査	市職員全員 827 人を対象にアンケート調査実施
9 月 15 日～10 月 31 日	市民アンケート調査	市民 5,000 人を対象にアンケート調査実施
9 月 29 日～10 月 3 日	各課ヒアリング	総合計画に係る各課ヒアリングの実施
10 月 12 日	総合計画策定委員会専門部会長会議	(1)専門部会の構成等について (2)基本計画 1 次案の作成について
10 月 13 日	職員研修会	総合計画に係る職員研修会の開催 講師：増田勝（工学博士，都市計画センター理事）
10 月 16 日～10 月 31 日	庁内調査	基本計画（1 次案）各課作成
10 月 17 日	第 4 回総合計画策定委員会	(1)市民アンケート等の結果について (2)基礎的調査・人口フレームについて (3)総合計画基本構想（骨子案）について
10 月 24 日	第 2 回総合計画審議会	(1)市民アンケート結果について (2)基礎的調査について (3)総合計画基本構想（骨子案）について
10 月 27 日	職員研修会	新茨城県総合計画等説明会を友部公民館で開催 主催：茨城県企画部企画課 対象：市職員
10 月 29 日～10 月 31 日	団体向け市政懇談会	団体向け市政懇談会を市役所にて 3 日間開催 延べ 90 団体 121 名参加
11 月 6 日	第 5 回総合計画策定委員会	(1)将来人口の設定について (2)基本構想（骨子案）について

年月日	事項	内容
11月14日～11月17日	総合計画策定委員会 第1回専門部会	土地利用・基盤整備部会, 保健・福祉部会, 生活環境部会, 教育・文化部会, 産業部会, 行政サービス部会の6部会を開催
11月20日	第6回総合計画策定委員会	(1) 総合計画基本構想(案)について
11月27日～11月30日	総合計画策定委員会 第2回専門部会	各専門部会(6部会)を開催
11月30日	第3回総合計画審議会	(1) 総合計画基本構想(案)について
12月5日～12月8日	総合計画策定委員会 第3回専門部会	各専門部会(6部会)を開催
12月18日	第7回総合計画策定委員会	(1) 総合計画基本構想(案)について (2) 総合計画基本計画(案)について
12月25日	第4回総合計画審議会	(1) 総合計画基本構想(案)について (2) 総合計画基本計画(案)について
平成19年 1月5日～1月12日	庁内調査	全職員を対象に基本構想(案)に対する意見等募集
1月19日	市議会全員協議会	笠間市総合計画基本構想(案)について説明
1月19日～2月7日	パブリックコメント	基本構想(案)に対するパブリックコメント実施
1月22日	第8回総合計画策定委員会	(1) 基本計画(案)について
1月26日～2月2日	庁内調査	各課長及び専門部会員からの基本計画(案)に対する意見等募集
2月9日	第9回総合計画策定委員会	(1) パブリックコメント結果について (2) 基本計画(案)について
2月15日	第5回総合計画審議会	(1) パブリックコメント結果について (2) 基本計画(案)について
2月16日	庁議	笠間市総合計画基本構想(案) 庁議決定
3月1日～3月12日	庁内調査	全職員対象に基本計画(案)に対する意見等募集
3月1日～3月20日	パブリック・コメント	基本計画(案)に対するパブリック・コメント実施
3月5日	市議会定例会	笠間市総合計画基本構想 原案可決
3月26日	第10回総合計画策定委員会	パブリック・コメント結果について 基本計画(案)について
3月29日	第6回総合計画審議会	パブリック・コメント結果について 基本計画(案)について
4月18日	庁議	笠間市総合計画基本計画 庁議決定
4月20日	市議会全員協議会	笠間市総合計画基本計画について報告

● 笠間市総合計画審議会条例

笠間市総合計画審議会条例

平成18年3月19日
条例第15号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、笠間市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画市計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係機関、団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第3号の委員で、それぞれの職又は当該団体との関係を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 審議会に、特別の事項を調査するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。

3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

● 笠間市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属・職業等	備考
市議会議員	石 崎 勝 三	総務委員長	H18.7.20～H18.11.17
	萩 原 瑞 子	産業経済委員長	H18.7.20～H18.11.17
	常 井 茂 男	土木建設委員長	H18.7.20～H18.11.17
	斉 藤 清 英	文教厚生委員長	H18.7.20～H18.11.17
	蛭 澤 幸 一	総務委員会	H19.1.5～
	鈴 木 貞 夫	土木建設委員会	H19.1.5～
	大 関 久 義	総務委員会	H19.1.5～
	市 村 博 之	総務委員会	H19.1.5～
学識経験を有する者	西 山 紀 光	団体職員(茨城中央農業協同組合理事長)	
	上 野 眞	自営業(岩間商工会会長)	
	河 村 一 敏	医師	
	埴 章 一	歯科医師	
	浅 野 学 志	保育園副園長(笠間青年会議所理事長)	
	柴 田 卓 哉	農業(石沢区長)	
	深 作 信 人	自営業(防犯連絡員協議会友部支部会長)	
	原 田 敏 子	主婦(民生委員児童委員)	
	菊 地 壽 代	主婦(ボランティア連絡協議会会員)	
	小 磯 節 子	農業(男女共同参画審議会委員)	H18.7.20～H18.12.23
	岡 野 恵	主婦(元社会教育委員)	
	高 木 勇 夫	大学教授(常磐大学学長)	会 長
関係機関・団体の代表	小 里 敏 郎	農業委員会委員長	
	増 渕 浩 二	(社)笠間観光協会会長	
	中 村 直 人	PTA 連絡協議会会長	
	中 庭 秀 樹	教育委員会委員長	副会長

● 笠間市総合計画策定委員会規程

笠間市総合計画及び開発計画策定委員会規程

平成18年3月19日
訓令第20号

(設置)

第1条 笠間市総合計画等の策定及びそれに基づく諸施策の実施に関し、笠間市内の開発を適切に推進するため、笠間市総合計画及び開発計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(処理事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議する。

- (1) 総合計画策定及び改定に関すること。
- (2) 水資源開発に関すること。
- (3) 土地利用計画の策定及び改定に関すること。
- (4) 民間企業による市内の開発計画について、あらかじめ計画書を提出させ、総合計画及び土地利用計画に基づく助言並びに指導を行うこと。
- (5) 開発計画にかかわる情報交換及び連絡調整に関すること。
- (6) その他開発計画について市長が特に命じた事項に関すること。

(組織及び会議)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は助役をもって充てる。
- 3 副委員長は、収入役及び市長公室長をもって充てる。
- 4 委員は、次の構成とする。
 - (1) 総合計画策定及び改定に関しては、別表第1項の者をもって構成する。
 - (2) 総合計画策定及び改定以外の前条に係る事項については、別表第1項及び第2項の者をもって構成する。
- 5 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 6 委員会に、委員長が指名した者による専門部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月19日から施行する。

別表(第3条関係)

適用条文	職名
1 第4項第1号及び第2号委員	教育長，総務部長，市民生活部長，保健福祉部長，産業経済部長，都市建設部長，上下水道部長，笠間支所長，岩間支所長，議会事務局長，消防長，教育次長，その他委員長が必要と認める者
2 第4項第2号委員	企画政策課長，総務課長，環境保全課長，商工課長，農政課長，農村整備課長，都市建設課長，道路整備課長，都市計画課長，農業委員会事務局長，水道課長，下水道課長，消防本部総務課長，教育委員会教育総務課長，生涯学習課長，その他委員長が必要と認める者

● 笠間市総合計画策定委員会委員

区 分	役 職
委員長	助 役
副委員長	市長公室長
委 員	教 育 長 総 務 部 長 市民生活部長 保健福祉部長 産業経済部長 都市建設部長 上下水道部長 笠間支所長 岩間支所長 議会事務局長 消 防 長 教 育 次 長 行政改革推進室長

● 笠間市総合計画策定委員会 専門部会委員

部会名	部会長	部会員構成課
土地利用・ 基盤整備部会	都市建設課長	企画政策課，総務課，環境保全課，商工課，農政課，農村整備課，都市建設課，都市計画課，道路整備課，水道課，下水道課，生涯学習課，農業委員会事務局
保健・福祉部会	福祉事務所長	保険年金課，社会福祉課，子ども福祉課，くるす保育所，高齢福祉課（岩間支所福祉課），健康増進課，市立病院事務局，学校教育課，稲田幼稚園，スポーツ振興課，笠間公民館
生活環境部会	市民活動課長	総務課，市民活動課，環境保全課，農政課，農村整備課，観光課，都市計画課，笠間支所道路整備課，水道課，下水道課，消防本部総務課
教育・文化部会	教育総務課長	市民活動課，子ども福祉課，高齢福祉課（笠間支所福祉課），健康増進課（笠間保健センター），教育総務課，学校教育課，笠間給食センター，笠間幼稚園，生涯学習課，スポーツ振興課，友部公民館，笠間図書館
産業部会	農政課長	企画政策課，税務課，農政課，農村整備課，商工課，観光課，都市建設課，都市計画課
行政サービス部会	秘書課長	秘書課，職員課，企画政策課，情報政策課，行政改革推進室，総務課，財政課，税務課，納税課，市民活動課，市民課，保険年金課，社会福祉課，会計課，笠間支所地域総務課，岩間支所地域総務課，消防本部総務課，議会事務局，監査委員事務局

● 諮問書・答申書

笠企諮問第1号

笠間市総合計画審議会

平成19年度からの市政運営の基本方針となる新しい市の総合計画を策定したいので、笠間市総合計画審議会条例（平成18年笠間市条例第15号）第2条の規定により意見を求めます。

平成18年 7月20日

笠間市長 山口伸樹

平成19年 2月15日

笠間市長 山口伸樹 様

笠間市総合計画審議会

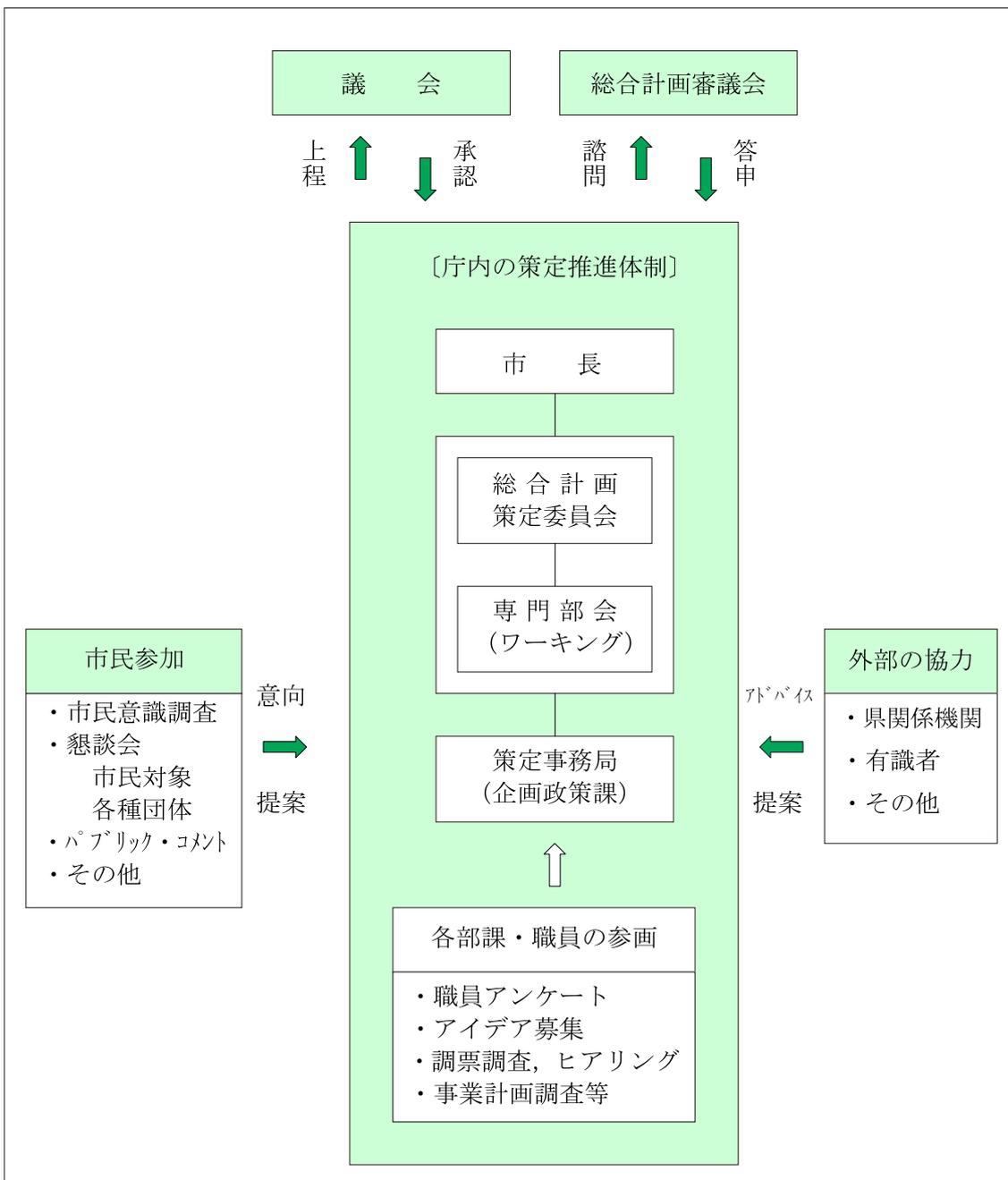
会長 高木勇夫

笠間市総合計画の策定について（答申）

平成18年 7月20日付け、笠企諮問第1号で諮問のあった、笠間市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、前期基本計画については、この答申に基づき速やかに決定するよう望みます。

● 総合計画策定体制



〈総合計画審議会〉



〈総合計画審議会答申〉

公営住宅基本整備計画	111,112
公園	26,27,35,39,55,56,99,100,101,117
後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）	79,80,179
工業団地	5,33,71,72
交通バリアフリー基本構想	45,88,97
広報（PR）	37,57,58,60,63,66,67,77,81,95,107,117,121,166,170,171,178
公民館	36,142,144,145,154
高齢者	12,34,74,75,76,78,82,83,85,86,87,111,112,115,119,122,123,159
国土利用計画（市計画）	39,40
国民健康保険	79,80
国民年金	79,80,81
国民保護計画	115,118
個人情報	50,170
子育て	23,34,91,92,93,94,95,134
子ども（乳児・幼児・児童）	12,16,17,34,36,76,78,81,91,92,93,95,99,119, 120,122,123,134,135,136,137,139,141,142,154,159
ごみ減量化（再利用・資源化）	35,131,132
ごみ処理基本計画	131,132
雇用	5,16,33,71,72,74,75
財政計画	178
3R（リデュース・リユース・リサイクル）	132
指定管理者	173,174
地場産業	1,3,5,7,15,16,33,57,58,59
自主防災組織	115,116,117
し尿処理	132,133,179
市民憲章	167
就労（就労支援）	75,84,86,89,93,163
循環型社会	35,132
障害者（児）	34,74,75,81,82,83,88,89,90,92,112,115
障害者計画（障害福祉計画）	34,88,89
上水道	9,35,105,106
商店街	33,68,69
情報化基本計画	50
食（食育）	33,59,61,63,65,77,78,139
職員人材育成基本方針	175
市立病院	5,34,76,78
人権施策推進基本計画	160
親水空間（親水機能）	64,102,104
水道事業基本計画	105,106

【さ行】

第4部 付属資料

水道事業認可計画	106
スポーツ	36,75,76,78,86,99,142,147,149,150,157,158
スポーツ施設予約システム	176
スポーツ振興計画	150
生活習慣病	76,77,78,80
生活排水ベストプラン	108,109
総合型地域スポーツクラブ	36,149
総合流通センター（茨城中央工業団地）	33,71,72
【た行】 男女共同参画基本計画	164
地域子育て支援センター	93,94
地域コミュニティ	17,37,116,120,137,168,169
地域福祉計画	34,83
地域防災計画	117,118
畜産試験場跡地	39
地産地消	61,63
中心市街地活性化基本計画（事業）	41,68,69
定員適正化計画	175
低所得者福祉	84
電子自治体	50
電子申請・届出サービス	176
道徳（心の教育）	134,135,137,139
道路（通学路）	4,9,13,15,20,23,26,28,29,32,33,35, 43,44,45,88,96,97,98,102,103,120,122,123
都市計画マスタープラン	39,40
図書館	36,144,145
土地区画整理事業	41
土地利用	25,38,39,40,42
【な行】 二地域居住	7,65
ねんりんピック（全国健康福祉祭）	86
農業振興地域整備計画	39
農産物	11,58,60,61,62,63,67
農林業振興基本計画	62
【は行】 排水路整備計画	103
パブリック・コメント	165,166
バリアフリー	46,96,97,100,111,112
ビオトープ	104
ひとり親家庭	91,93
避難（避難場所・避難施設・避難路）	87,96,100,117,118
フィルムコミッション	57

	不法投棄	128,131,133
	ブランド化	33,61,63
	文化交流都市	20
	保育（保育所 など）	91,92,93,134,135
	放課後児童対策（放課後児童クラブ）	91,93,141
	防災	13,35,96,115,116,117
	防犯（防犯灯）	13,15,17,35,87,97,119,120,121,137
	暴力	141,159,163
	ボランティア	57,82,83,101,119,120,137,142,168,169
【ま行】	土産品・特産品（物）	57,60,65
	メタボリックシンドローム	80
【や行】	幼稚園	92,134,135,136
	要保護児童対策	93
【ら行】	老人保健	79,80,179

笠間市総合計画

平成19年4月決定

平成19年6月発行

■発行

茨城県笠間市

■編集

笠間市市長公室企画政策課

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL 0296-77-1101(代表) FAX 0296-77-1324

URL <http://www.city.kasama.lg.jp/>

E-mail:kikaku@city.kasama.lg.jp

■デザイン

株式会社藤代範雄デザイン事務所

■印刷製本

株式会社川又感光社

